

※ポリシーとの関連性 アジアの現在とその中の日本の位置づけを理解するための視座を養うことで、カリキュラム・ポリシーの1、2、3と関連します。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | アジアと日本 | 前期 | 水4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 3年 | f.nozoe@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>今日、アジアは、経済的には急速に発展する世界で最も活気のある地域の一つである一方で、政治面や安全保障面では、領土問題、歴史認識問題、軍拡競争といった不安定要素をいくつも抱えています。このアジアを平和な地域にすることができるかどうかは、日本、沖縄、そして世界にとって重要な課題です。このような問題関心から、アジアと日本のかかわりの歴史を検討します。</p> | <p>アジアは今、大きな変容期にあり、沖縄の将来もアジアの行方にかかっています。アジアの中で日本や沖縄を考える視座を身につけましょう。</p> |
| 到達目標 | アジアと日本の関係をめぐる課題を説明できるようになりましょう。 | |

| | | | |
|----------------|--|-----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | イントロダクション | シラバスを読む |
| | 2 | 近代日本とアジア① | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 3 | 近代日本とアジア② | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 4 | 戦後アジアの形成と日本 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 5 | 戦後日本と中国① | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 6 | 戦後日本と中国② | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 7 | 戦後日本と中国③ | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| 8 | 戦後日本と中国④ | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 9 | 戦後日本と朝鮮半島① | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 10 | 戦後日本と朝鮮半島② | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 11 | 戦後日本と朝鮮半島③ | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 12 | 戦後日本と東南アジア① | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 13 | 戦後日本と東南アジア② | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 14 | 戦後日本とアジア地域主義① | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 15 | 戦後日本とアジア地域主義② | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 16 | テスト | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| テキスト・参考文献・資料など | <p>テキストは特になし。参考書として、宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年、家近亮子、川島真編『東アジアの政治社会と国際関係』放送大学教育振興会、2016年、国分良成ほか『日中関係史』有斐閣アルマ、2013年、李鐘元ほか『戦後日韓関係史』有斐閣アルマ、2017、川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年、田中明彦『アジアのなかの日本』NTT出版、2007年など。</p> | | |
| 学びの手立て | <p>新聞に日々目を通すなど、社会のことに関心を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。</p> | | |
| 評価 | <p>テスト（75%）、平常点（25%）を基本にしつつ、発言点やレポートの点数を加点して評価します。</p> | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>日本外交史、国際政治学など。</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 学生が社会の現場を経験するという点とキャリア形成を支援するという点で、カリキュラム・ポリシーの4、6と関連します。

[/]

| | | | | |
|--------|-----------------------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 インターンシップ I | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 担当者 学科インターンシップ運営委員 | その他 | その他 | 4 |
| | | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | | 2年 | 授業終了後に教室で受け付けます | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 沖縄国際大学インターンシップは各学科の専門教育科目として、県内の企業や公官庁で実施しています。その目的は学生が実社会での体験学修を通して、大学教育では得難い実践的知識と技能の習得、社会人としての適性を見定め、職業観を養うことにあります。参加にあたっては、社会人基礎力を大学生活での取り組みに置き換え、全プログラムを通して意識的に実行することが求められます。 | メッセージ 事前ガイダンスではインターンシップに必要な心構えやビジネスマナー、社会人に必要なスキル等を学ぶことで、安心して実習に参加できます。さらに、事後ガイダンスや報告会の参加、報告書作成を通して、自らの学びを言語化することで「働く価値観」をより明確にします。本プログラムを通して、働くとはどういうことか具体的に考える経験しませんか。 |
| | 到達目標 ①社会人としてのマナーを修得する。 ②職業観を養い、自らの適性を見定める。 ③組織の構造と機能を理解する。 ④企業・組織の基本理念と将来ビジョンの理解に努め、効率的な組織の仕組みを考える。 ⑤組織における自らの役割を理解した上で、思考し行動する力を修得する。 | |

| | | | |
|-------|----------------------------|---|-------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 第1回オリエンテーション（募集説明会） ※欠席不可 | 面接資料作成（申込手続き後） |
| | 2 | 各学科担当教員による面接および学内選考 | 面接担当者へ面接日の事前確認 |
| | 3 | 第2回オリエンテーション（実習生の顔合わせ、リーダー決定、今後の説明等） ※欠席不可 | 実習先に関する情報収集 |
| | 4 | 事前ガイダンス1 インターンシップの意義・目的 | ガイダンスの振り返り |
| | 5 | 事前ガイダンス2 ビジネススキル① | 社会人に必要なマナー習得 |
| | 6 | 事前ガイダンス3 ビジネススキル② | 実習先へ電話によるご挨拶 |
| | 7 | 事前ガイダンス4 インターンシップに必要な企業研究 | 実習先業界の情報収集（新聞等） |
| | 8 | 事前ガイダンス5 インターンシップの目標設定体験談発表 | 社会人基礎力ベースの目標設定 |
| | 9 | 第3回オリエンテーション（実習前後の注意事項、学科報告会の実行委員決定等） ※欠席不可 | 実習と報告会に向けて準備 |
| | 10 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 出勤簿・日報へ押印・記入し振り返り |
| | 11 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での座学（業種、業界研究） |
| | 12 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での業務体験（接客、事務） |
| | 13 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習録日報まとめ（実習振り返り） |
| | 14 | 事後ガイダンス1 インターンシップを通して考えるキャリア形成 | ガイダンス内容を元に報告書作成 |
| | 15 | 事後ガイダンス2 学科報告会での担当別研修（発表者、司会、その他） | 学科実習生全員で報告会運営準備 |
| 16 | 学科報告会（実習で得た学びを発表し、全体で共有する） | 全体を通して学びの振り返り | |

テキスト・参考文献・資料など
 実習生へ実習録を配布しますので、ガイダンス時の記録や実習中の出勤簿・日報などを記載してください。それらの記録をもとに、最終的に報告書作成や報告会の準備を行ってください。
 また、ガイダンス時に資料を配布しますので、あとで振り返りできるように整理してください。

学びの手立て
【応募資格】 ①各学科で受講可能となっている年次の学生（履修ガイドの学科選択科目を各自で確認すること）
 ②連続して2週間または3週間のインターンシップを意欲的に行える者 ③第1回オリエンテーション（募集説明会）から報告会まで、年間スケジュールと内容を理解して意欲的に臨める者
【注意事項】 ①各学科担当教員による面接を受けること ②全3回のオリエンテーションに参加すること（欠席不可） ③事前・事後ガイダンスを受講すること（他講義と重ならないよう確認すること） ④報告会を運営・参加すること ⑤連絡事項は、沖国大ポータルの「学内連絡」、メールアドレス（学籍番号）へ連絡するので見落としがないよう確認すること

評価
【出席について】 出席は単位習得の前提条件ですので、各オリエンテーションやガイダンス、報告会への出欠を毎回確認します。アルバイト等による欠席は認められません。出席状況が著しく悪い場合は、実習取り消しや不可となります。
【評価方法・割合】 ①実習先による学生評価調書 20% ②インターンシップ実習録（各ガイダンスの記録や課題、勤務状況、日報などから学びの状況を確認） 60% ③インターンシップ報告書（実習先に関する理解度、インターンシップを通して得られたこと等について確認） 20%

学びの継続
 次のステージ・関連科目
 本インターンシッププログラムを通して気づいた自身の強みはさらに伸ばし、足りないと感じた部分は残りの学生生活で改善できるように取り組んでほしい。
 また、得られた職業観は今後のキャリアを考える際に役立ててほしい。

※ポリシーとの関連性 学生が社会の現場を経験するという点とキャリア形成を支援するという点で、カリキュラム・ポリシーの4、6と関連します。

[/]

| | | | | |
|--------|-----------------------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 インターンシップⅡ | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 担当者 学科インターンシップ運営委員 | その他 | その他 | 2 |
| | | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | | 2年 | 授業終了後に教室で受け付けます | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 沖縄国際大学インターンシップは各学科の専門教育科目として、県内の企業や公官庁で実施しています。その目的は学生が実社会での体験学修を通して、大学教育では得難い実践的知識と技能の習得、社会人としての適性を見定め、職業観を養うことにあります。参加にあたっては、社会人基礎力を大学生活での取り組みに置き換え、全プログラムを通して意識的に実行することが求められます。 | メッセージ 事前ガイダンスではインターンシップに必要な心構えやビジネスマナー、社会人に必要なスキル等を学ぶことで、安心して実習に参加できます。さらに、事後ガイダンスや報告会の参加、報告書作成を通して、自らの学びを言語化することで「働く価値観」をより明確にします。本プログラムを通して、働くとはどういうことか具体的に考える経験にしませんか。 |
| | 到達目標 ①社会人としてのマナーを修得する。 ②職業観を養い、自らの適性を見定める。 ③組織の構造と機能を理解する。 ④企業・組織の基本理念と将来ビジョンの理解に努め、効率的な組織の仕組みを考える。 ⑤組織における自らの役割を理解した上で、思考し行動する力を修得する。 | |

| | | | |
|-------|----------------------------|---|-------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 第1回オリエンテーション（募集説明会） ※欠席不可 | 面接資料作成（申込手続き後） |
| | 2 | 各学科担当教員による面接および学内選考 | 面接担当者へ面接日の事前確認 |
| | 3 | 第2回オリエンテーション（実習生の顔合わせ、リーダー決定、今後の説明等） ※欠席不可 | 実習先に関する情報収集 |
| | 4 | 事前ガイダンス1 インターンシップの意義・目的 | ガイダンスの振り返り |
| | 5 | 事前ガイダンス2 ビジネススキル① | 社会人に必要なマナー習得 |
| | 6 | 事前ガイダンス3 ビジネススキル② | 実習先へ電話によるご挨拶 |
| | 7 | 事前ガイダンス4 インターンシップに必要な企業研究 | 実習先業界の情報収集（新聞等） |
| | 8 | 事前ガイダンス5 インターンシップの目標設定 | 社会人基礎力ベースの目標設定 |
| | 9 | 第3回オリエンテーション（実習前後の注意事項、学科報告会の実行委員決定等） ※欠席不可 | 実習と報告会に向けて準備 |
| | 10 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 出勤簿・日報へ押印・記入し振り返り |
| | 11 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での座学（業種、業界研究） |
| | 12 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での業務体験（接客、事務） |
| | 13 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習録日報まとめ（実習振り返り） |
| | 14 | 事後ガイダンス1 インターンシップを通して考えるキャリア形成 | ガイダンス内容を元に報告書作成 |
| | 15 | 事後ガイダンス2 学科報告会での担当別研修（発表者、司会、その他） | 学科実習生全員で報告会運営準備 |
| 16 | 学科報告会（実習で得た学びを発表し、全体で共有する） | 全体を通して学びの振り返り | |

テキスト・参考文献・資料など
 実習生へ実習録を配布しますので、ガイダンス時の記録や実習中の出勤簿・日報などを記載してください。それらの記録をもとに、最終的に報告書作成や報告会の準備を行ってください。
 また、ガイダンス時に資料を配布しますので、あとで振り返りできるように整理してください。

学びの手立て
【応募資格】 ①各学科で受講可能となっている年次の学生（履修ガイドの学科選択科目を各自で確認すること）
 ②連続して2週間または3週間のインターンシップを意欲的にこなせる者 ③第1回オリエンテーション（募集説明会）から報告会まで、年間スケジュールと内容を理解して意欲的に臨める者
【注意事項】 ①各学科担当教員による面接を受けること ②全3回のオリエンテーションに参加すること（欠席不可） ③事前・事後ガイダンスを受講すること（他講義と重ならないよう確認すること） ④報告会を運営・参加すること ⑤連絡事項は、沖国大ポータル「学内連絡」、メールアドレス（学籍番号）へ連絡するので見落としがないよう確認すること

評価
【出席について】 出席は単位習得の前提条件ですので、各オリエンテーションやガイダンス、報告会への欠席を毎回確認します。アルバイト等による欠席は認められません。出席状況が著しく悪い場合は、実習取り消しや不可となります。
【評価方法・割合】 ①実習先による学生評価調査 20% ②インターンシップ実習録（各ガイダンスの記録や課題、勤務状況、日報などから学びの状況を確認） 60% ③インターンシップ報告書（実習先に関する理解度、インターンシップを通して得られたこと等について確認） 20%

学びの継続
 次のステージ・関連科目
 本インターンシッププログラムを通して気づいた自身の強みはさらに伸ばし、足りないと感じた部分は残りの学生生活で改善できるように取り組んでほしい。
 また、得られた職業観は今後のキャリアを考える際に役立ててほしい。

※ポリシーとの関連性 学生が社会の現場を経験するという点とキャリア形成を支援するという点で、カリキュラム・ポリシーの4、6と関連します。

[/]

| | | | | |
|--------|-----------------------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 インターンシップⅢ | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 担当者 学科インターンシップ運営委員 | その他 | その他 | 2 |
| | | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | | 2年 | 授業終了後に教室で受け付けます | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 沖縄国際大学インターンシップは各学科の専門教育科目として、県内の企業や公官庁で実施しています。その目的は学生が実社会での体験学修を通して、大学教育では得難い実践的知識と技能の習得、社会人としての適性を見定め、職業観を養うことにあります。参加にあたっては、社会人基礎力を大学生活での取り組みに置き換え、全プログラムを通して意識的に実行することが求められます。 | メッセージ 事前ガイダンスではインターンシップに必要な心構えやビジネスマナー、社会人に必要なスキル等を学ぶことで、安心して実習に参加できます。さらに、事後ガイダンスや報告会の参加、報告書作成を通して、自らの学びを言語化することで「働く価値観」をより明確にします。本プログラムを通して、働くとはどういうことか具体的に考える経験にしませんか。 |
| | 到達目標 ①社会人としてのマナーを修得する。 ②職業観を養い、自らの適性を見定める。 ③組織の構造と機能を理解する。 ④企業・組織の基本理念と将来ビジョンの理解に努め、効率的な組織の仕組みを考える。 ⑤組織における自らの役割を理解した上で、思考し行動する力を修得する。 | |

| | | | |
|-------|----------------------------|---|-------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 第1回オリエンテーション（募集説明会） ※欠席不可 | 面接資料作成（申込手続き後） |
| | 2 | 各学科担当教員による面接および学内選考 | 面接担当者へ面接日の事前確認 |
| | 3 | 第2回オリエンテーション（実習生の顔合わせ、リーダー決定、今後の説明等） ※欠席不可 | 実習先に関する情報収集 |
| | 4 | 事前ガイダンス1 インターンシップの意義・目的 | ガイダンスの振り返り |
| | 5 | 事前ガイダンス2 ビジネススキル① | 社会人に必要なマナー習得 |
| | 6 | 事前ガイダンス3 ビジネススキル② | 実習先へ電話によるご挨拶 |
| | 7 | 事前ガイダンス4 インターンシップに必要な企業研究 | 実習先業界の情報収集（新聞等） |
| | 8 | 事前ガイダンス5 インターンシップの目標設定 | 社会人基礎力ベースの目標設定 |
| | 9 | 第3回オリエンテーション（実習前後の注意事項、学科報告会の実行委員決定等） ※欠席不可 | 実習と報告会に向けて準備 |
| | 10 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 出勤簿・日報へ押印・記入し振り返り |
| | 11 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での座学（業種、業界研究） |
| | 12 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習先での業務体験（接客、事務） |
| | 13 | インターンシップ実習（夏期休業中の2or3週間） ※実習時間数により単位数が異なる | 実習録日報まとめ（実習振り返り） |
| | 14 | 事後ガイダンス1 インターンシップを通して考えるキャリア形成 | ガイダンス内容を元に報告書作成 |
| | 15 | 事後ガイダンス2 学科報告会での担当別研修（発表者、司会、その他） | 学科実習生全員で報告会運営準備 |
| 16 | 学科報告会（実習で得た学びを発表し、全体で共有する） | 全体を通して学びの振り返り | |

テキスト・参考文献・資料など
 実習生へ実習録を配布しますので、ガイダンス時の記録や実習中の出勤簿・日報などを記載してください。それらの記録をもとに、最終的に報告書作成や報告会の準備を行ってください。
 また、ガイダンス時に資料を配布しますので、あとで振り返りできるように整理してください。

学びの手立て
【応募資格】 ①各学科で受講可能となっている年次の学生（履修ガイドの学科選択科目を各自で確認すること）
 ②連続して2週間または3週間のインターンシップを意欲的にこなせる者 ③第1回オリエンテーション（募集説明会）から報告会まで、年間スケジュールと内容を理解して意欲的に臨める者
【注意事項】 ①各学科担当教員による面接を受けること ②全3回のオリエンテーションに参加すること（欠席不可） ③事前・事後ガイダンスを受講すること（他講義と重ならないよう確認すること） ④報告会を運営・参加すること ⑤連絡事項は、沖国大ポータルの「学内連絡」、メールアドレス（学籍番号）へ連絡するので見落としがないよう確認すること

評価
【出席について】 出席は単位習得の前提条件ですので、各オリエンテーションやガイダンス、報告会への欠席を毎回確認します。アルバイト等による欠席は認められません。出席状況が著しく悪い場合は、実習取り消しや不可となります。
【評価方法・割合】 ①実習先による学生評価調査 20% ②インターンシップ実習録（各ガイダンスの記録や課題、勤務状況、日報などから学びの状況を確認） 60% ③インターンシップ報告書（実習先に関する理解度、インターンシップを通して得られたこと等について確認） 20%

学びの継続
 次のステージ・関連科目
 本インターンシッププログラムを通して気づいた自身の強みはさらに伸ばし、足りないと感じた部分は残りの学生生活で改善できるように取り組んでほしい。
 また、得られた職業観は今後のキャリアを考える際に役立ててほしい。

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | NPO論 | 後期 | 木3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -小阪 亘 | 3年 | ptt797@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 本講義は、NPOについての歴史、社会的位置づけ、社会変革について「学び」ながら、人口減少社会に突入した我が国において、「公共」の役割、担い手について「考え」ますます多様化する社会課題に「気づき」、グループで地域課題の解決に取り組む力を育むことを目的とする。 | メッセージ この講義をきっかけに自ら社会にアクションを起こせる人になってほしいと思っています。まずは一歩踏み出しませんか。 |
| | 到達目標 ・NPOの周辺にある社会的変化 過去 現在 未来について基礎的な知識を身に付けることができる。 ・グループで対話（小グループ、全体）する力を身に付け、社会課題について考える力をつけることができる。 ・グループで身近な社会課題について調べ、解決に向けての計画を立て、アクションを起こす。一連のサイクルをみにつけることができる。 | |

| | | | |
|-------|--|-------------------------------|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | オリエンテーション 自己紹介（取り組む活動紹介） | レジュメの復習 |
| | 2 | なぜNPOなのか（全体像の把握） | レジュメの復習 |
| | 3 | 参加のスキルを高める（ワークショップ、ファシリテーション） | レジュメの復習 |
| | 4 | NPO史1（市場の失敗、政府の失敗） | レジュメの復習 |
| | 5 | NPO史2（市民活動、NPO法） | レジュメの復習 |
| | 6 | NPO史3（NPO法その後、社会は変わったか） | レジュメの復習 |
| | 7 | 市民は社会を変えたのか？1（介護保険制度） | レジュメの復習 |
| | 8 | 市民は社会を変えたのか？2（ゴミ問題、リサイクル） | レジュメの復習 |
| 9 | 社会課題について調べる（グループ発表） | レジュメの復習 | |
| 10 | 社会課題について調べる（分析・議論・発表） | レジュメの復習 | |
| 11 | 課題を解決する仕組みを考える（先行事例） | レジュメの復習 | |
| 12 | 課題を解決する仕組みを考える（計画づくり） | レジュメの復習 | |
| 13 | 社会を支える仕組み（中間支援/公共人材） | レジュメの復習 | |
| 14 | 社会を支える仕組み（資金資源） | レジュメの復習 | |
| 15 | 期末テスト（グループ発表+レポート） | レジュメの復習 | |
| 16 | 最終講義 | レジュメの復習 | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。毎回プリントを配布。 おすすめ図書は講義中にも紹介 澤村明他著「はじめてのNPO論」（有斐閣 2017年） 中野民夫・堀公俊著「対話する力」（日本経済新聞社 2009年） マーク・J・エプスタイン他著「社会的インパクトとは何か」（英治出版 2015年） | | |
| | 学びの手立て ・事例発表のテーマやNPOについては変更する場合がある。 ・毎回ミニレポートを提出し、出席確認を行う ・レポートはグループアクションで、何等かの課題を解決活動に取り組んでもらう | | |
| | 評価 ・課題の発表（40%） ・期末レポート（テーマ：Group Action）（30%） ・授業参加度（30%）（ミニレポートの提出、議論への参加度、課題のグループ発表など） | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 ・「環境」「福祉」「まちづくり」など、各分野の専門性を深め社会課題がなんであるかを分析する。 ・NPOという組織が継続して社会課題を解決するための組織として存在するためのマネジメントなどの組織経営について学ぶ ・関連科目としては、公共政策論、公共学などがある |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 会社法 | 後期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 伊達 竜太郎 | 2年 | r.date@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。</p> | <p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p> |
| 到達目標 | <p>法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。</p> | |

| | | | |
|-------|------------|-------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 回 | | |
| | 1 | (特) 会社法総論 | ベンチャー・ビジネスと法規制 |
| | 2 | (特) ベンチャー・ビジネスと法規制 | 会社形態：株式会社・持分会社 |
| | 3 | (特) 会社形態：株式会社・持分会社 | 設立（1）総論・設立手続 |
| | 4 | (特) 設立（1）総論・設立手続 | 設立（2）発起人・設立責任 |
| | 5 | (特) 設立（2）発起人・設立責任 | 株式（1）総論・株主の権利 |
| | 6 | (特) 株式（1）総論・株主の権利と義務 | 株式（2）株式の譲渡とその制限 |
| | 7 | (特) 株式（2）株式の譲渡とその制限 | 株式（3）自己株式 |
| | 8 | (特) 株式（3）自己株式 | 新株発行（1）意義・資金調達 |
| | 9 | (特) 新株発行（1）意義・資金調達 | 新株発行（2）是正措置 |
| | 10 | (特) 新株発行（2）是正措置 | 新株予約権：意義・発行手続 |
| | 11 | (特) 新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使 | 社債：意義・発行手続 |
| | 12 | (特) 社債：意義・発行手続 | 機関（1）総論 |
| | 13 | (特) 機関（1）総論 | 機関（2）株主総会の意義 |
| | 14 | (特) 機関（2）株主総会の意義 | 機関（3）株主総会の決議 |
| | 15 | (特) 機関（3）株主総会の決議 | 機関（4）取締役会・代表取締役 |
| | 16 | (特) 機関（4）取締役会・代表取締役 | 機関（5）取締役の権限・義務 |
| | 17 | (特) 機関（5）取締役の権限・義務 | 機関（6）会社役員の実務 |
| | 18 | (特) 機関（6）会社役員の実務・行為差止 | 機関（7）株主代表訴訟 |
| | 19 | (特) 機関（7）株主代表訴訟 | 機関（8）監査役・監査役会 |
| | 20 | (特) 機関（8）監査役・監査役会 | 機関（9）会計参与・会計監査人 |
| | 21 | (特) 機関（9）会計参与・会計監査人 | 機関（10）委員会設置会社 |
| | 22 | (特) 機関（10）委員会設置会社 | 計算：企業会計の概要 |
| | 23 | (特) 計算：企業会計の概要・剰余金分配 | 企業組織再編（1）総論 |
| | 24 | (特) 企業組織再編（1）総論 | 企業組織再編（2）合併 |
| | 25 | (特) 企業組織再編（2）合併 | 企業組織再編（3）株式交換 |
| | 26 | (特) 企業組織再編（3）株式交換・株式移転 | 企業組織再編（4）企業買収 |
| | 27 | (特) 企業組織再編（4）敵対的企業買収 | 国際会社法（1）会社従属法 |
| | 28 | (特) 国際会社法（1）会社従属法・外国会社 | 国際会社法（2）国際的合併 |
| | 29 | (特) 国際会社法（2）国際的合併・企業買収 | レポート課題 |
| 30 | (特) 総括 | レポート課題 | |
| 31 | (特) レポート課題 | レポート課題の見直し | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 徳本穰『スタンダード商法II 会社法』（法律文化社、2019年） ⇒ 主要なレポート課題は、この教科書の内容から出題する。</p> <p>(2) 最新版の六法</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p> |
| | <p>評価</p> <p>レポート課題により評価する。中間レポート50%、期末レポート50% 皆さんの将来・就職・社会人などのステージで役立つ課題を出せればと思います。</p> <p>今学期に対面で行う「法政特論Ⅱ（火曜4校時）」の講義と連動した内容にするので、両方を履修すると、より理解が深まる。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>金融法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策）</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 家族法 | 前期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 2年 | 講義終了後に教室又は研究室(5-618)で、もしくはメールで。kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>夫婦や親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心に講述します。家族制度の歴史や戸籍問題・家事紛争の解決など実務的な問題についても取り上げます。近時、子どもの虐待に伴う親権の制限や選択的夫婦別姓、赤ちゃんポストや匿名出産・代理母、同性婚やパートナーシップなど国内外の動向も紹介しながら、社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。</p> | <p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。最近では婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあって、成年後見や私的扶養のあり方、さらに人の死亡による権利義務の承継システムなど多くの課題が本講義の中でも登場します。できるだけ解りやすい説明を心がけますので、関心のある方はぜひ受講してください。</p> |
| 到達目標 | <p>この授業の到達目標は、家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎であり、具体的に起こる財産関係法上の問題と家族法上の問題とが密接に関係することは、現実にはしばしばみられることでもあります。夫婦や親子といった家族関係に伴う属性を持つ個人として実際に財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題を処理する場合においては、家族法の知識と財産法の知識とはいずれも不可欠となります。本授業は1・2年次の財産法の学習と並行して学ぶことにより、3年次以降に配当される高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることを目指します。</p> | |

| | | | |
|-------|--------|-------------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 家族法の意義と変遷・課題 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 2 | 家庭裁判所と家事事件手続法(旧家審法) | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 3 | 親族法概説 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 4 | 婚姻の成立 再婚禁止期間 婚姻適齢 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 5 | 婚姻の効力 選択的夫婦別姓 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 6 | 夫婦財産制 これからの夫婦財産のあり方 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 7 | 離婚 わが国の離婚制度の変遷 各国の離婚制度 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 8 | 離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 協議離婚の課題 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 9 | 離婚の効果 財産分与と子をめぐり問題 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 10 | 婚外関係の法的保護 内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 11 | 親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 12 | 親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 13 | 親子 養子 特別養子と藁の上からの養子 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 14 | 人工生殖 人工授精と体外受精・代理母 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 15 | 親権 後見・保佐・補助 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 16 | 子の奪取について-ハーグ条約 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 17 | 扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 18 | 氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 19 | 小活 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 20 | 相続法概説 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 21 | 相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 22 | 相続分 非嫡出子の法定相続分差別 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 23 | 相続の承認と放棄 単純承認・限定承認 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 24 | 相続財産 具体的な範囲と遺産の共有 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 25 | 遺産分割 協議分割と審判分割 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 26 | 相続回復請求権 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 27 | 遺言の方式・執行および撤回 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 28 | 遺言の効力 遺贈 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 29 | 遺留分 遺留分減殺請求権 | 配布レジュメを復習すること。 |
| 30 | 総括 | 配布レジュメを復習すること。 | |
| 31 | 期末試験 | 配布レジュメを復習すること。 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定せず、講義の初回にレジュメを配布し、毎回資料を追加配布します。昨今の最高裁違憲判決やそれを受けた家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする方は相談してください。最新版の主要参考文献としては以下のものがあります。</p> <p>(1)大村敦志「家族法（第3版）」 (2)松川正毅「民法 親族相続（第6版）」 (3)水野紀子ほか「民法判例百選Ⅲ親族・相続」 (4)窪田充見「家族法/民法を学ぶ（第3版）」 (5)高橋朋子・床谷文雄・棚村政行「民法7親族・相続（第6版）」（以上すべて有斐閣）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>本授業では、家庭生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。したがって、夫婦関係や親子関係の成立や効力についての基礎的な知識については、できるだけ事前に必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨んでもらうことが学びの手立てとしては有用です。授業の中でも毎時間、前回までの振り返りを行うよう努めますが、みなさんの努力にも期待しています。毎回配布する資料は年間を通じてかなりの分量となりますので、毎講義後にレジュメと資料との関係性を整理することが各自の復習にも役立つと思います。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末試験（70%）および提出課題（30%）の成績によって評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>わが国の家族法上の課題について関心を持ったら、次は国際家族法の世界に進みませんか。国際結婚や離婚、親子関係を扱う「国際私法」や、それらの裁判手続を扱う「国際民事訴訟法」では、新たな法律の世界を知ることができます。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 環境法 | 前期 | 月3・木3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 3年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 環境問題をごみ問題や地球温暖化といったような「現象」としてのみ捉えることなく、また、法律や制度の概略を知識として暗記することとどまることなく、個々の環境問題を法的に考えるに際しての「ものの見方」を明確にする。 | メッセージ 法律が制定される背景には、その法律によって達成・実現しようとする「政策」および「政策目標」が存在します。そして、実効的な環境保全を図るための法律や制度は、この達成・実現すべき「政策目標」の存在を前提としつつ作られます。そのため、個々の環境関連法律や環境保全制度を考察するに際しては、その背景にある「環境政策」を理解することが必須となります。 |
| | 到達目標 この講義の到達目標は、「環境法の基本的な考え方や手法を統一的・体系的に理解することができるようになる」ことと、「環境法理論と環境法制度がどのように形成され、また発展しつつあるのかを理解できるようになる」ことである。 | |

| | | | |
|-------|--------|------------------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 序論—基本的視点と環境法の学び方 | 参考文献：序論を読む |
| | 2 | 公害・環境法の生成(1) | 参考文献：第1講を読む |
| | 3 | 公害・環境法の生成(2) | 参考文献：第1講を読む |
| | 4 | 環境基本法の制定 | 参考文献：第2講を読む |
| | 5 | 環境法と環境法学 | 参考文献：第3講を読む |
| | 6 | 環境法の基本原則 | 参考文献：第4講を読む |
| | 7 | 環境権論の意義と課題(1) | 参考文献：第5講を読む |
| | 8 | 環境権論の意義と課題(2) | 参考文献：第5講を読む |
| | 9 | 環境保全の手法(1)—政策目標としての環境基準 | 参考文献：第6講を読む |
| | 10 | 環境保全の手法(2)—規制的手法 | 参考文献：第7講を読む |
| | 11 | 環境保全の手法(3)—合意的手法 | 参考文献：第8講を読む |
| | 12 | 環境保全の手法(4)—経済的手法 | 参考文献：第9講を読む |
| | 13 | 環境保全の手法(5)—情報的手法 | 参考文献：第10講を読む |
| | 14 | 中間まとめ | 参考文献：第1～10講を読む |
| | 15 | 中間試験 | 疑問点を参考文献で確認する |
| | 16 | 公害規制の法的仕組 | 参考文献：第16講を読む |
| | 17 | 公害規制法の現状と課題(1)—大気汚染・水質汚濁 | 参考文献：第17講を読む |
| | 18 | 公害規制法の現状と課題(2)—騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染 | 参考文献：第18講を読む |
| | 19 | 環境リスクへの法的対応(1)—リスク管理制度としての環境アセスメント | 参考文献：第12講を読む |
| | 20 | 環境リスクへの法的対応(2)—自主規制的リスク管理の法制度 | 参考文献：第13講を読む |
| | 21 | 循環型社会の法システム | 参考文献：第19講を読む |
| | 22 | 廃棄物処理の法と行政 | 参考文献：第20講を読む |
| | 23 | リサイクルの法と行政 | 参考文献：第21講を読む |
| | 24 | 自然保護法(1)—「自然保護」から「生物多様性の保全」へ | 参考文献：第22講を読む |
| | 25 | 自然保護法(2)—自然環境保全の法と行政 | 参考文献：第23講を読む |
| | 26 | 自然保護法(3)—景観保全の法と行政 | 参考文献：第24講を読む |
| | 27 | 地球環境問題への法的取組(1) | 参考文献：第25講を読む |
| | 28 | 地球環境問題への法的取組(2) | 参考文献：第25講を読む |
| | 29 | 地方分権時代の環境法 | 参考文献：第14・15講を読む |
| 30 | 期末まとめ | 参考文献：第12～25講を読む | |
| 31 | 期末試験 | 疑問点を参考文献で確認する | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。講義に際しては、レジュメや判例その他の資料を配付し、適宜参照しつつ進める予定である。また、参考文献として、高橋信隆編著『環境法講義 [第2版]』信山社(2016) (3, 900円+税)を指定する。当該参考文献を講義の時間外学習に用いると、授業内容をより理解するために大変有益である。その他のことについては、講義の際に指示する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して、「自分はどう考えるか」も検討してみしてほしい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末試験（レポート試験）70%、平常点30%で評価する。評価方法については、「講義にしっかりと出席し、各回の内容を正しく習得しているのかを、試験により評価する」という、いわば、当たり前のことを当たり前に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：憲法、行政法、地方自治法、民法（とりわけ、不法行為論）、国際法 次のステージ：環境法を学び、そして得た知識を用いて、環境問題に関連する身近なニュースについて環境法学的に考えるという実践的な活動をしてみてください。</p> |

※ポリシーとの関連性

論理的かつ的確な表現能力が、英文の翻訳を通じて得られる。
時事ニュース等の翻訳を通じて、社会の動きへの関心が高まる。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|----------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 外書講読研究 I | 前期 | 月 2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 2年 | メールで、または、授業終了後に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 英訳を通じて、論理的かつ的確な文章表現を身につけてほしい。 課題文は時事などを扱い、広く社会の動きに関心を持ってほしい。 | 少人数講義なので、ゼミの雰囲気、いろいろな意見を言い合いながら進められたらと思います。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 簡単な英語ニュースなら、一読して簡潔に要約して説明できるようになること（辞書を引きながらでOK）。 |
|------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>授業は毎回、以下の流れを基本とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全員が英文課題の翻訳を完成させてくる。 ②ひとり一文ずつ翻訳を発表していく。 ③各自の翻訳について、みんなで検討して必要があれば修正する。 ④課題文の内容について、みんなの意見を話し合う。 ⑤次回の英文課題を配布する。 <p>以上を繰り返します。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト等はありません。 資料は必要に応じて配布します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>英語の翻訳は、とにかくコツコツやり続けるしかありません。 分からない単語があれば、面倒くさがらずにこまめに辞書を引くことが、結果的に早道となります。</p> |
| | <p>評価</p> <p>毎回の英文課題をきちんと全部翻訳してきたかをみて評価します（評価割合：100%）。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>日頃から海外のニュースに関心を持って、必要があればニュースの英語原文を読んだり、単語を確認してみる。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|---------|------|-------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 外書講読研究Ⅱ | 後期 | 水3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 村井 忠康 | 3年 | 研究室5503 t.murai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 18世紀ドイツの哲学者カントは、法哲学においても重要な役割を果たしている。この授業では、彼の倫理学著作から、今日も広く読まれている『啓蒙とは何か』を取り上げ、ドイツ語で講読する。原典に立ち戻って理解することの意義を理解するのが、授業のねらいである。 | ドイツ語履修者の出席が望ましいが、未履修者についても、英訳での参加を期待する。じっくり読むことになるので、重要な用語の原語を確認するだけでも十分授業はフォローできる。興味はあるが不安があるという人は、遠慮なく初回授業時に相談してほしい。 |

| |
|---|
| 到達目標 |
| ①ドイツ語履修者は、ドイツ語で書かれた哲学の短文を辞書片手に訳せるようになる。 ②ドイツ語未履修は、「理性」や「悟性（知性）」のような哲学用語をドイツ語で言えるようになる。 ③翻訳によって失われるニュアンスや意味がありうることを実感できるようになる。 |

| 学びの実践 | 学びのヒント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|----------|----------|---|-----------------|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|---|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|-------|------|
| | 授業計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>テーマ</th> <th>時間外学習の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ガイダンス：授業の進め方の説明</td><td>配布資料を読む</td></tr> <tr><td>2</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>3</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>4</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>5</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>6</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>7</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>8</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>9</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>10</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>11</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>12</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>13</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>14</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>15</td><td>訳読</td><td>テキストの予習</td></tr> <tr><td>16</td><td>学期末試験</td><td>試験準備</td></tr> </tbody> </table> | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 | 1 | ガイダンス：授業の進め方の説明 | 配布資料を読む | 2 | 訳読 | テキストの予習 | 3 | 訳読 | テキストの予習 | 4 | 訳読 | テキストの予習 | 5 | 訳読 | テキストの予習 | 6 | 訳読 | テキストの予習 | 7 | 訳読 | テキストの予習 | 8 | 訳読 | テキストの予習 | 9 | 訳読 | テキストの予習 | 10 | 訳読 | テキストの予習 | 11 | 訳読 | テキストの予習 | 12 | 訳読 | テキストの予習 | 13 | 訳読 | テキストの予習 | 14 | 訳読 | テキストの予習 | 15 | 訳読 | テキストの予習 | 16 | 学期末試験 | 試験準備 |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | ガイダンス：授業の進め方の説明 | 配布資料を読む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 訳読 | テキストの予習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 学期末試験 | 試験準備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テキスト・参考文献・資料など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テキスト：Immanuel Kant, Beantwortung der Frage: Was ist Aufklaerung?(1784) 原文とともに、英訳、日本語訳のコピーを配布する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学びの手立て | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> この講読専用の単語熟語ノートを作るとよい。 たんに訳読するだけでなく、カントの主張の理解にもトライしてみる。そのさい、英訳や日本語訳はフルに活用して構わない。 まずは、ドイツ語で哲学書を読む雰囲気味わうことから始めて、肩肘張らずに気楽に臨んでほしい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学期末試験60% 平常点40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 「法哲学」、「人間文化課題研究Ⅰ」および「同Ⅱ」など。 |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 火 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 村井 忠康 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。 |
| | 学びの手立て 日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎演習 II |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 火 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。</p> | <p>基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。</p> |
| 到達目標 | 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎演習 II</p> |
|-------|-----------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 火 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山中 雄次 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。 |
| | 学びの手立て 日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎演習 II |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 月 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 1 年 | 佐藤学sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。 |
| | 学びの手立て 日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 レポート作成や発表・報告80%、 授業への参加（発言・質問・回答等20%といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎演習 II |
|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 火 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平 剛 | 1 年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。</p> | <p>基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。</p> |
| 到達目標 | 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>講義への貢献（クラスでの発言やグループワークにおける取りまとめ作業等）50%，課題等の提出状況50%。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎演習 II</p> |
|-------|-----------------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 月 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。 |
| | 学びの手立て 日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎演習 II |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 月 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。</p> | <p>基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。</p> |
| 到達目標 | 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎演習 II</p> |
|-------|-----------------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習 I | 通年 | 火 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 1年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。必要に応じて提示します。 |
| | 学びの手立て 日頃から新聞を読むなど社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎演習 II |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 2年 | 講義終了後に教室又は研究室(5-618)で、もしくはメールで。kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む) 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要(レジュメ)やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点(70%)、レポート作成や発表・報告(30%)といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山中 雄次 | 2年 | メールにて受付けます（面談も可能です）。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行います。 | メッセージ 扱うテーマ・課題について理解をした上で、自分の考えを表現し、他人の意見も知り、深い見識を培える良い機会になると思います。気負いせず、ゼミ生さん同士で交流できればと思います。 |
| | 到達目標 各回で設定したテーマ・課題についてまずは理解をして、意見を出し、他のゼミ生さんとの意見共有・意見交換などを通じて、より深い理解を得たり、レポートなどで報告できるようになることを目指します。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>ゼミ生さんの意見も取り入れながら、社会にあるさまざまな制度や問題などを、各種資料（本、新聞、HPなど）を用いて学習していきます。なお、前期については、「意見が言いやすい環境づくり」のため、ゼミ生さん間の交流にも重きを置きます。</p> <p>具体的な学習のテーマとしては、たとえば昨年度の例では、 「裁判員制度について考える」、 「新聞記事から身近な諸問題について考えてみる」（例：新型コロナウイルス感染とプライバシーについて、障害と差別について、性的少数者の方について、など）、 「沖縄について考える」（例：沖縄の魅力的な場所・モノについて各自アピールする報告書の作成や、沖縄が抱えている問題、改善策などについて考える、） などでした。今年度はまた、みなさんと相談の上決定いたします。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>各回のゼミで必要に応じて、本や新聞記事、HP、レジュメなどを指定、配布します。ゼミ生さんがレジュメを作成される場合、テーマに応じて、随時相談、決定します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、新聞やテレビのニュースなどに触れる機会を意識的に設けてみてください。そして、知らないことや分からないことがあれば、大卒だけでも調べてみようという心構えでいると良いと思います。そこで得た知識が、ゼミの場でも役立つことが多々あると思います。</p> |
| | <p>評価</p> <p>ゼミへの貢献度【レポート・レジュメ作成、報告の担当(60%)、ゼミ・議論参加への姿勢（40%）】を考慮して総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰ・Ⅱ</p> |
|-------|-----------------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 レポート作成や発表・報告80% 授業への参加20% |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 芝田 秀幹 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平 剛 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 講義への貢献（クラスでの発言、グループワークでの取りまとめ作業等）50%，課題への取り組み状況50%。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |
|-------|---|

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

※ポリシーとの関連性 ディスカッションやプレゼンテーションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 2年 | 各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。 | メッセージ 基礎演習を大学での学習や生活の「本拠地」として取り組んでください。 |
| | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの準備 | 到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得ようになること。 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。 |
| | 学びの手立て 日頃から、新聞を読むなど、社会に関心を持ってください。 |
| | 評価 各担当教員の判断によりますが、受講態度や講義での発言などの平常点（70%）、レポート作成や発表・報告（30%）といった形で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ |
|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 佑佳 | 2年 | メールにて受付けます（面談も可能です）。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行います。 | メッセージ 扱うテーマ・課題について理解をした上で、自分の考えを表現し、他人の意見も知り、深い見識を培える良い機会になると思います。気負いせず、ゼミ生さん同士で交流できればと思います。 |
| | 到達目標 各回で設定したテーマ・課題についてまずは理解をして、意見を出し、他のゼミ生さんとの意見共有・意見交換などを通じて、より深い理解を得たり、レポートなどで報告できるようになることを目指します。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>ゼミ生さんの意見も取り入れながら、社会にあるさまざまな制度や問題などを、各種資料（本、新聞、HPなど）を用いて学習していきます。なお、前期については、「意見が言いやすい環境づくり」のため、ゼミ生さん間の交流にも重きを置きます。</p> <p>具体的な学習のテーマとしては、たとえば昨年度の例では、 「裁判員制度について考える」、 「新聞記事から身近な諸問題について考えてみる」（例：新型コロナウイルス感染とプライバシーについて、障害と差別について、性的少数者の方について、など）、 「沖縄について考える」（例：沖縄の魅力的な場所・モノについて各自アピールする報告書の作成や、沖縄が抱えている問題、改善策などについて考える、） などでした。今年度はまた、みなさんと相談の上決定いたします。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>各回のゼミで必要に応じて、本や新聞記事、HP、レジュメなどを指定、配布します。ゼミ生さんがレジュメを作成される場合、テーマに応じて、随時相談、決定します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、新聞やテレビのニュースなどに触れる機会を意識的に設けてみてください。そして、知らないことや分からないことがあれば、大卒だけでも調べてみようという心構えでいると良いと思います。そこで得た知識が、ゼミの場でも役立つことが多々あると思います。</p> |
| | <p>評価</p> <p>ゼミへの貢献度【レポート・レジュメ作成、報告の担当(60%)、ゼミ・議論参加への姿勢(40%)】を考慮して総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰ・Ⅱ</p> |
|-------|-----------------------------------|

※ポリシーとの関連性 カリキュラムポリシーに「広い視野から物事を思考する能力を養う」とあります。法学とは異なった視点での分析方法を紹介します。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎経済学Ⅰ | 前期 | 水4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平剛 | 2年 | 講義終了後随時、オフィスアワー（水・3限目） | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。身の回りの様々な問題をミクロ経済学の視点で考える機会を提供します。 | はじめてミクロ経済学を学ぶことを想定して、身近な事例を挙げ、図表等を使いながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。 |

| | |
|------|--|
| 到達目標 | ミクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を分析し、その改善策として自分なりの考えを持つことができるようになること。 |
|------|--|

| | | | |
|-------|---------------------|--------------------------------------|--------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（ミクロ経済学とは） | シラバス，配布資料の熟読 |
| | 2 | 需要と供給①（市場メカニズムの特徴，市場経済下での資源配分） | レジュメの練習問題を解く |
| | 3 | 需要と供給②（完全競争市場） | レジュメの練習問題を解く |
| | 4 | 需要曲線と消費者行動①（価格と需要，需要の価格弾力性） | レジュメの練習問題を解く |
| | 5 | 需要曲線と消費者行動②（需要曲線のシフト，需要の集計） | レジュメの練習問題を解く |
| | 6 | 需要曲線と消費者行動③（消費と限界効用，消費者余剰） | レジュメの練習問題を解く |
| | 7 | 費用の構造と供給行動①（価格と供給，供給量の集計，供給曲線のシフト） | レジュメの練習問題を解く |
| | 8 | 費用の構造と供給行動②（総費用，可変費用，固定費用，平均費用，限界費用） | レジュメの練習問題を解く |
| | 9 | 費用の構造と供給行動③（完全競争下における利潤最大化行動） | レジュメの練習問題を解く |
| | 10 | 市場取引と資源配分①（市場における需要と供給，余剰分析） | レジュメの練習問題を解く |
| | 11 | 市場取引と資源配分②（資源配分の歪，自由貿易の利益） | レジュメの練習問題を解く |
| | 12 | 市場取引と資源配分③（数値例と練習問題） | レジュメの練習問題を解く |
| | 13 | 独占と競争の理論①（独占市場とは） | レジュメの練習問題を解く |
| | 14 | 独占と競争の理論②（売り手独占下における生産量および価格の決定） | レジュメの練習問題を解く |
| 15 | 消費者の理論（無差別曲線と予算制約線） | レジュメの練習問題を解く | |
| 16 | 期末テスト | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 伊藤元重著『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 N.G. マンキュー著，『マンキュー経済学Ⅰミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。その他，講義の中で紹介します。 |
|-------|--|

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 学びの手立て | 特に復習をしっかりと。レジュメの問題は必ず自分で解いてみて下さい。 |
|--------|-----------------------------------|

| | |
|----|----------------------|
| 評価 | 期末テストにより評価します。（100％） |
|----|----------------------|

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎経済学Ⅱ（マクロ経済学）との同時履修が望ましい。 |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性 カリキュラムポリシーに「広い視野から物事を思考する能力を養う」とあります。法学とは異なった視点での分析方法を紹介します。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 基礎経済学Ⅱ | 後期 | 水4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平 剛 | 2年 | 講義終了後随時、オフィスアワー（水・3限目） | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。それらの動向が私たちの生活にどのような影響をもたらすのかを一緒に考えてみましょう。 | 市場利率の投資行動への影響、地域経済における財政の役割等についても分かり易く解説してみたいと思います。 |

| | |
|------|--|
| 到達目標 | 政府の財政・金融政策の意図、およびそれが国民経済へどのような影響を及ぼすのかを理解できるようになること。 |
|------|--|

| | | | |
|-------|---|----------------------------------|--------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（マクロ経済学とは） | シラバス、配布資料の熟読 |
| | 2 | 経済をマクロからとらえる①（GDPとは、物価とGDP） | レジュメの練習問題を解く |
| | 3 | 経済をマクロからとらえる②（GDPの三面等価） | レジュメの練習問題を解く |
| | 4 | 経済をマクロからとらえる③（供給面、需要面からみた経済成長率） | レジュメの練習問題を解く |
| | 5 | 有効需要と乗数メカニズム①（乗数メカニズム） | レジュメの練習問題を解く |
| | 6 | 有効需要と乗数メカニズム②（消費関数、所得決定の数値例） | レジュメの練習問題を解く |
| | 7 | 貨幣の機能①（貨幣とは何か、貨幣の機能、貨幣需要の動機） | レジュメの練習問題を解く |
| | 8 | 貨幣の機能②（金融システム、ハイパワード・マネーとは、信用乗数） | レジュメの練習問題を解く |
| | 9 | 貨幣の機能③（貨幣数量式、ケンブリッジ方程式、貨幣量と物価） | レジュメの練習問題を解く |
| | 10 | マクロ経済政策（金融政策）①（マネーサプライと利率の関係） | レジュメの練習問題を解く |
| | 11 | マクロ経済政策（金融政策）②（マネーサプライのコントロール手段） | レジュメの練習問題を解く |
| | 12 | マクロ経済政策（財政政策）①（乗数プロセスへの「課税」の導入） | レジュメの練習問題を解く |
| | 13 | マクロ経済政策（財政政策）②（フィiscalポリシーの有効性） | レジュメの練習問題を解く |
| 14 | IS-LM分析とクラウディングアウト | レジュメの練習問題を解く | |
| 15 | 金融政策と財政政策の有効性（貨幣需要の弾力性と政策の有効性、フィリップス曲線） | レジュメの練習問題を解く | |
| 16 | 期末テスト | | |
| | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | 伊藤元重著、『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第4版』，有斐閣アルマ，2011年。その他，授業で紹介します。 | | |
| | 学びの手立て | 特に復習をしっかりと。レジュメの問題は自分で解いてみて下さい。 | |
| | 評価 | 期末試験の結果により評価します。（100％） | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 基礎経済学Ⅰ（ミクロ経済学）とのペアでの履修が望ましい。 |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 金融法 | 前期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 伊達 竜太郎 | 3年 | r.date@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>我々が生きる現代社会において、「金融」は人々の生活と密接に関係している。例えば、アルバイトの給料を銀行口座に振り込んでもらう、貯金をする、キャッシュレス化の一環でクレジットカードを使って商品を購入する、株式や債券などに投資をする、家やマンション購入のため融資やローンを受けるなどである。本講は、このような金融を規制する「金融商品取引法」を中心に議論を進める。</p> <p>到達目標</p> <p>仮想通貨や国際金融法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。</p> | <p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「金融法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p> |

| | | | |
|-------|----------|----------------------------------|--------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 回 | | |
| | 1 | (特) 金融法総論 | 金融商品取引法の意義と目的 |
| | 2 | (特) 金融商品取引法の意義と目的 | 金融商品取引法の対象 |
| | 3 | (特) 金融商品取引法の対象 | 開示規制 (1) 枠組み・発行開示 |
| | 4 | (特) 開示規制 (1) 枠組み・発行開示 | 開示規制 (2) 継続開示 |
| | 5 | (特) 開示規制 (2) 継続開示・開示内容の公正確保 | 開示規制 (3) 公開買付け |
| | 6 | (特) 開示規制 (3) 公開買付け | 業規制 (1) 登録金融機関 |
| | 7 | (特) 業規制 (1) 登録金融機関 | 業規制 (2) 外国証券業者の規制 |
| | 8 | (特) 業規制 (2) 外国証券業者の規制 | 業規制 (3) 金融商品仲介業者 |
| | 9 | (特) 業規制 (3) 金融商品仲介業者 | 行為規制 (1) 総論 |
| | 10 | (特) 行為規制 (1) 総論 | 行為規制 (2) 投資勧誘 |
| | 11 | (特) 行為規制 (2) 投資勧誘 | 行為規制 (3) 特定投資家 |
| | 12 | (特) 行為規制 (3) 特定投資家 | 行為規制 (4) 集団投資スキーム |
| | 13 | (特) 行為規制 (4) 集団投資スキーム | 行為規制 (5) 外務員 |
| | 14 | (特) 行為規制 (5) 外務員 | 有価証券の取引 (1) 総論 |
| | 15 | (特) 有価証券の取引 (1) 総論 | 有価証券の取引 (2) 売買 |
| | 16 | (特) 有価証券の取引 (2) 有価証券の売買 | 有価証券の取引 (3) 店頭市場 |
| | 17 | (特) 有価証券の取引 (3) 店頭市場等の取引 | 有価証券の取引 (4) 不公正取引 |
| | 18 | (特) 有価証券の取引 (4) 不公正取引 | 有価証券の取引 (5) 相場操縦 |
| | 19 | (特) 有価証券の取引 (5) 相場操縦 | 有価証券の取引 (6) 内部者取引 |
| | 20 | (特) 有価証券の取引 (6) 内部者取引 | 有価証券の取引 (7) 公開買付け |
| | 21 | (特) 有価証券の取引 (7) 公開買付け | 機構機関 |
| | 22 | (特) 機構機関 | 金融法と市場 (1) 銀行口座・貯金 |
| | 23 | (特) 金融法と市場 (1) 銀行口座・貯金 | 金融法と市場 (2) キャッシュレス |
| | 24 | (特) 金融法と市場 (2) キャッシュレス化・クレジットカード | 金融法と市場 (3) 投資 |
| | 25 | (特) 金融法と市場 (3) 投資 (株式・債券など) | 金融法と市場 (4) 融資・ローン |
| | 26 | (特) 金融法と市場 (4) 融資・ローン | 金融法と市場 (5) 仮想通貨 |
| | 27 | (特) 金融法と市場 (5) 仮想通貨 | 国際金融法 (1) 準拠法 |
| | 28 | (特) 国際金融法 (1) 準拠法・国際裁判管轄 | 国際金融法 (2) 国際取引の決済 |
| | 29 | (特) 国際金融法 (2) 国際取引の決済 | 期末試験対策 |
| 30 | (特) 総括 | 期末試験対策 | |
| 31 | (特) 期末試験 | 期末試験の見直し | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 徳本穰『金融商品取引法』（法律文化社、2021年） ⇒ 主要なレポート課題は、この教科書の内容から出題する。</p> <p>(2) 最新版の六法</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p> |
| | <p>評価</p> <p>レポート課題により評価する。中間レポート50%、期末レポート50% 皆さんの将来・就職・社会人などのステージで役立つ課題を出せればと思います。</p> <p>今学期に対面で行う「経済法（火曜4校時）」の講義と連動した内容にするので、両方を履修することで、より理解が深まる。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策）</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政学 | 前期 | 月3・木3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山中 雄次 | 2年 | 毎回講義終了後のほか、オフィスアワー（水・4）に研究室で質問を受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>皆さんが日常生活を送る中で、行政との関わりを避けることはできません。その「行政」が、どのような考え方で形成・運用されているのか、「行政学」のアプローチから学びます。講義を通じて、メディアが伝える行政の情報を正確に理解し、「我がこと」として捉え、自身の意見をもつことを目指します。併せて、公務員を目指す者にとって、自身が行政で働くことを意識する機会とします。</p> | <p>【実務経験】 地方公務員としての長年の勤務経験を活かし、行政の実態や身近な事例を踏まえ、理論の背景を分かりやすく説明します。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域行政学科が展開する幅広い専門科目を理解するため「行政に関する幅広い知識」を身に着けること ・新聞等のメディア情報のうち行政に係るものをより正確に理解できるようになること ・身近な事例を通じ、行政を「我がこと」として考えるきっかけとすること ・公務員として就職を希望する者（または検討中の者）が、自身が行政で働く場面を考える機会とすること | |

| | | | |
|-------|---------------------|--------------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス：講義計画、評価方法を説明 | 配布資料の復習 |
| | 2 | 行政学への招待：なぜ行政が必要か？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 3 | 行政国家の成立1：行政はどのようにして形成されたのか？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 4 | 行政国家の成立2：行政は小さいほうが良いか？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 5 | 行政学の形成1：行政学の歴史を学ぼう！ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 6 | 行政学の形成2：政治と行政の関係とは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 7 | 官僚制1：「官僚制」は合理的か？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 8 | 官僚制2：わが国における官僚の姿とは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 9 | 行政組織1：行政の仕組みとは？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 10 | 行政組織2：わが国の行政組織は合理的か？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 11 | 公務員1：わが国の公務員は多いのか？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 12 | 公務員2：公務員とはどのような人たちか？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 13 | 予算の形成プロセス：予算はどのようにして決まるのか？ | 配布資料の復習 |
| | 14 | 行政計画：行政が策定する計画とは？ | 配布資料の復習 |
| | 15 | 前半のまとめ、中間レポートの説明 | レポートの作成 |
| | 16 | 行政統制1：誰が行政を監視しているか？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 17 | 行政統制2：パブリックコメント、オンブズマン、情報公開とは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 18 | 行政責任：行政はどこまで責任を負うべきか？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 19 | 利益団体：行政に影響を与えている人々とは？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 20 | 地方自治1：わが国の地方自治の全体像を見てみよう！ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 21 | 地方自治2：世界の地方自治の仕組みとは？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 22 | 地方分権1：国と地方の権限の違いとは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 23 | 地方分権2：市町村合併はなぜ行われたのか？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 24 | 行政活動のデザイン1：政策・施策・事業の違いとは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 25 | 行政活動のデザイン2：政策決定までの流れとは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 26 | 行政改革：わが国の行政改革とは？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 27 | 新公共経営：行政は民間企業よりも非効率か？ | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 28 | 政策評価：行政にノルマは必要か？ | キーワードと配布資料の復習 |
| | 29 | 行政と情報技術：手続きの電子化はどこまで進むのか？ | キーワードと配布資料の復習 |
| 30 | 後半のまとめ：年間の講義を振り返ろう！ | 配布資料の復習 | |
| 31 | 最終試験もしくは期末レポートの説明 | 最終試験復習もしくはレポート作成 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストに基づくほか、毎回、講師が配布する資料をもとに講義を行う。 ・テキスト：伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔『はじめての行政学』（2016、有斐閣） ・参考文献：村上弘・佐藤満『よくわかる行政学 第2版』（2016、ミネルヴァ書房） |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大でも2回の講義で1つのテーマを完結するように進めます。 ・毎回冒頭、新聞記事から新たな行政に関する話題を解説します。日頃から新聞（特に地元紙）をチェックしましょう。さらに、新聞の内容を理解するだけでなく「行政学」で学んだ知識から、その背景を捉え、自身の意見をもつことが大切です。 ・また定期的に、公務員試験のうち「行政学」の設問を解く機会を設け、理解の定着を図ります。 ・受講者数等の状況にもよりますが、特定のテーマについて、グループディスカッションも予定しています。 |
| | <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間レポート40%、期末試験（もしくは期末レポート）60%とします。 ・なお、単位取得のために、中間レポートを必ず提出してください。（最終レポートを求めた場合も必ずこれを提出してください。） |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>本講義は地域行政学科が展開する幅広い講義の基礎となるものと考えます。この後は、地域行政論、自治体経営論、都市政策論、政策評価論、公共事業論を学ぶことで一層の理解につながります。 また、公務員試験の受験を検討している諸君は、行政実務論を併せて受講することで、進路検討の一助になるものと考えます。</p> |

| | | | | |
|--------|--------------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政実務論Ⅱ | 後期 | 金 2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳3, 社会人講師12 | 2年 | 内容については講義時間内に質問の機会を設けます。それ以外については担当者まで。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>地域行政学科では、多くの学生が公務員を目指しています。行政を担う公務員の実務とはどのようなものなのか、あるいは、地域行政学科で勉強していることと、実務がどう関連しているのか。こうしたことを実感してもらおうべく、この科目が開設されています。</p> | <p>行政実務論Ⅰ同様、学外から講師をお招きする以上、受講生にはマナーをしっかりと守ってもらいます。遅刻は認めません。受講態度を注意されても改善がみられない場合には、退席を命じます。単位を取得するためだけの受講ではなく、実際の行政がどのようにして運営されているのかに関心のある学生の受講を望みます。講義時間内に質問の機会を設けますので、積極的に発言して下さい。</p> |
| 到達目標 | 実務について理解を深め、制度や理論と合わせて、行政の課題に適切に対処する力を養うことです。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>沖縄県や市町村で公務員として実務に携わっている第一線の方々を講師として、日ごろ取り組んでおられる仕事についてお話し頂くオムニバス講義です。採用2～3年目の若手から課長職についておられる中堅の方を中心としてお招きします。行政の実務について行政実務論Ⅰよりもさらに深く学ぶ機会です。これまでお話し頂いたテーマは、国際物流、ブランドづくり、総合計画、オニヒトデ総合対策、財政、普天間基地の跡地利用、水道事業、消防行政、議会改革、行政改革、医療行政、警察行政、あるいは高齢者問題と、幅広いものとなっています。今年度の講師や日程についての詳細は、講義開始時に発表しますので、必ず出席するように。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】講義においてプリントなどを配布します。 【参考文献】講義において必要に応じて講師が紹介して下さいます。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>普段から新聞を読み、行政に関連する記事に注意を払い、予備知識を付けるようにして下さい。まずは地元紙（地域紙）からです。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。講師の所属しておられる組織のウェブ・サイトを閲覧することも予習になります。</p> |
| | <p>評価</p> <p>受講生と相談のうえ決めますが、①試験による評価（60%）、②リアクションペーパーの内容（30%）、③講師への質問などによる授業への参加・貢献（10%）の割合で評価することを考えています。</p> |

| | |
|-------|----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>行政実務論Ⅰ</p> |
|-------|----------------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法 I | 後期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 2年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 行政法総論のうち、行政活動に関する一般的な法理論および法原則の概説を目的とする。行政法の基本構造についてできるだけ明確に、かつ行政と市民との具体的な関わりを意識しつつ、体系的に説明することで、行政法規の全体像を明確に理解できるようにする。 | 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけでなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本講義を通じて得た知識を、これらの場面で活用してください。 |

| | |
|------|--|
| 到達目標 | 行政法の基本原則および行政法総論（行政救済法を除く）の基本的理解を確実なものとする。 |
|------|--|

| | | | |
|-------|--------|-----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 行政法とはどのような法分野か | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 2 | 行政法の成立と法治主義① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 3 | 行政法の成立と法治主義② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 4 | 行政法の法源 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 5 | 行政法の一般原則 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 6 | 行政法と民事法の交錯 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 7 | 行政活動の仕組み | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 8 | 行政による基準設定① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 9 | 行政による基準設定② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 10 | 行政計画① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 11 | 行政計画② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 12 | 行政行為① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 13 | 行政行為② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 14 | 行政行為③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 15 | 行政行為④ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 16 | 行政行為⑤ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 17 | 行政裁量① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 18 | 行政裁量② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 19 | 行政裁量③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 20 | 行政裁量④ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 21 | 行政契約・行政指導① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 22 | 行政契約・行政指導② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 23 | 行政情報の収集・管理① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 24 | 行政情報の収集・管理② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 25 | 行政の実効性確保① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 26 | 行政の実効性確保② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 27 | 行政手続① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 28 | 行政手続② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 29 | 行政組織① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| 30 | 行政組織② | テーマの参考文献該当箇所を読む | |
| 31 | 期末試験 | 試験問題を解き直す | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しないが、初回の講義で提示する参考文献の中から自らに合うものを1冊用意し、時間外学習に利用すること。テキストを指定しないのは、テキストが「不要」であるということではなく、「それぞれのレベル・最終目標に合ったテキストが必要」だからである。また、講義はレジュメに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様に六法を必携のこと。その他のことについては、初回の講義で指示する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して「自分はどうか考えるか」も検討してみしてほしい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末試験（筆記試験）70%、平常点30%で評価する。 評価方法については、「講義にしっかりと出席し、各回の内容を正しく習得しているのかを、試験により評価する」という、いわば、当たり前のことを当たり前で評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：環境法や地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法など。 次のステージ：公務員試験等の各種試験に行政法が必要な学生は、次年度の「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」も必ず履修すること。また、そうではなくとも、行政法に関心を抱いた場合には、次年度、行政法に関連する「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を是非履修してほしい。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法Ⅱ | 前期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 3年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 行政活動は、究極的には国民の福祉の向上に資するためのものであるが、その反面、違法・不当な行政活動が行われ、国民の権利利益の救済が必要となることもないではない。本講義は、この意味での行政救済法、すなわち行政争訟法（行政上の不服申立て、行政訴訟）および国家補償法（国家賠償法、損失補償法、結果責任に基づく国家補償）の概説を目的とする。 | 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本講義を通じて得た知識を、これらの場面で活用してください。 |
| 到達目標 | 行政法Ⅰで学んだ行政法総論の知識・理解を基礎にして、行政救済法を理解する。 | |

| | | | |
|-------|--------|-----------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | はじめに－行政救済法の意義と課題 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 2 | 行政訴訟①－行政訴訟の構造と司法権 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 3 | 行政訴訟②－行政訴訟の種類（抗告訴訟） | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 4 | 行政訴訟③－行政訴訟の種類（当事者訴訟） | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 5 | 行政訴訟④－行政訴訟の種類（客観訴訟） | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 6 | 取消訴訟①－訴訟要件序説 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 7 | 取消訴訟②－処分性 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 8 | 取消訴訟③－原告適格 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 9 | 取消訴訟④－狭義の訴えの利益 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 10 | 取消訴訟⑤－取消訴訟の審理 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 11 | 取消訴訟⑥－取消訴訟の判決 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 12 | 取消訴訟⑦－取消訴訟における仮の救済（執行停止） | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 13 | 無効等確認訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 14 | 不作為の違法確認訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 15 | 義務付け訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 16 | 差止訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 17 | 当事者訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 18 | 客観訴訟 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 19 | 行政過程における行政争訟①－行政上の不服申立て | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 20 | 行政過程における行政争訟②－（補論）行政審判、苦情処理 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 21 | 国家補償法①－国家補償制度の意義 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 22 | 国家補償法②－公権力の行使に基づく賠償責任① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 23 | 国家補償法③－公権力の行使に基づく賠償責任② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 24 | 国家補償法④－公権力の行使に基づく賠償責任③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 25 | 国家補償法⑤－公権力の行使に基づく賠償責任④ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 26 | 国家補償法⑥－公の営造物の設置・管理と国家賠償① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 27 | 国家補償法⑦－公の営造物の設置・管理と国家賠償② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 28 | 国家補償法⑧－公の営造物の設置・管理と国家賠償③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 29 | 国家補償法⑨－損失補償 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 30 | 国家補償法⑩－結果責任に基づく国家賠償 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| 31 | 期末試験 | 期末試験を解き直す | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しないが、初回の講義で提示する参考文献の中から自らに合うものを1冊用意し、時間外学習に利用すること。テキストを指定しないのは、テキストが不要であるということではなく、それぞれのレベル・最終目標に合ったテキストが必要だからである。また、講義はレジュメに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様に六法を必携のこと。その他のことについては、初回の講義で指示する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して「自分はどうか考えるか」も検討してみしてほしい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末試験（レポート試験）70%、平常点30%で評価する。 評価方法については、「講義にしっかりと出席し、各回の内容を正しく習得しているのかを、試験により評価する」という、いわば、当たり前のことを当たり前で評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：公務員試験等の各種試験に行政法が必要な学生は、後期の「行政法Ⅲ」を必ず履修すること。 また、前期月3・木3に開講される「環境法」と同時履修することが、効率的かつ効果的である。 その他、「地方自治法」、「情報公開法」、「個人情報保護法」、「公務員法」など。 次のステージ：身近なニュースについて行政法学的に考えるという実践的な活動をしてみてください。</p> |

※ポリシーとの関連性 行政法に関する基本的な法理論を学び、社会が抱える課題を認識し、それを解決する方法を見出すことができるようになる。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法Ⅲ | 後期 | 月3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 3年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 行政法総論及び行政救済法の学習をさらに深め、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義を通じて身につけた行政法学の基本的知識を再確認し、発展させることで行政法学への理解を深める。(今年度は、行政法Ⅰ・Ⅱで扱いきれなかった分野の学習を中心とする。) | 行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義を通じて、みなさんが学んできた行政法理論は抽象度の極めて高いものだったと思います。それ故に、体系としては整っている反面、「わかりにくさ」もあったことと思います。本講義では、行政法に関連する裁判例も利用し、行政法の「わかりにくさ」を少しでも解消していくことを目指します。 |

| | |
|------|--|
| 到達目標 | この講義の到達目標は、「行政法総論および行政救済法の学習を通じて、これまでに学習してきた行政法理論への理解をより深める」ことである。 |
|------|--|

| | | | |
|-------|--------|--------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 序論(本講義の目的) | 参考文献の目次を読み体系を理解 |
| | 2 | 行政過程における行政争訟(行政上の不服申立て) | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 3 | 国家補償法①—国家補償制度の意義 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 4 | 国家補償法②—公権力の行使に基づく賠償責任① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 5 | 国家補償法③—公権力の行使に基づく賠償責任② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 6 | 国家補償法④—公権力の行使に基づく賠償責任③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 7 | 国家補償法⑤—公の営造物の設置・管理と国家賠償① | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 8 | 国家補償法⑥—公の営造物の設置・管理と国家賠償② | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 9 | 国家補償法⑦—公の営造物の設置・管理と国家賠償③ | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 10 | 取消訴訟①—取消訴訟の審理・判決 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 11 | 取消訴訟②—取消訴訟における仮の救済(執行停止) | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 12 | 行政契約 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 13 | 行政指導 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| | 14 | 行政計画 | テーマの参考文献該当箇所を読む |
| 15 | 行政手続 | テーマの参考文献該当箇所を読む | |
| 16 | 期末試験 | 期末試験を解き直す | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しないが、初回の講義で提示する参考文献の中から自らに合うものを1冊用意し、時間外学習に利用すること。テキストを指定しないのは、テキストが「不要」であるということではなく、「それぞれのレベル・最終目標に合ったテキストが必要」だからである。また、講義はレジュメに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様に六法を必携のこと。その他のことについては、初回の講義で指示する。 |
|-------|--|

| | |
|--------|--|
| 学びの手立て | 行政法を体系的に理解するためには、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの双方を履修することが必須である。そのため、本講義においては、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの双方を履修済であることを前提に説明する場合があることに留意されたい。但し、単位取得の有無は問わないし、相当な努力を求められることを承知のうえであれば、行政法Ⅰ・Ⅱを未履修の学生の受講も歓迎する。 |
|--------|--|

| | |
|----|--|
| 評価 | 期末試験(レポート試験)70%、平常点30%で評価する。 評価方法については、「講義にしっかりと出席し、各回の内容を正しく習得しているのかを、試験により評価する」という、いわば、当たり前のことを当たり前に評価する。 |
|----|--|

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：地方自治法や情報公開法、個人情報保護法、環境法、社会保障法、公務員法など。 次のステージ：行政法を学び、そして得た知識を用いて、身近なニュースについて行政法学的に考えるという実践的な活動をしてみてください。 |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性

パブリック・インタレストたる犯罪問題を取り上げ、我々の今の社会に対する意識の在り様を理解する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事政策 I | 前期 | 火 2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 2年 | 講義終了後あるいは研究室（5625）に在室中であれば何時でも | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということに再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようを改めて意識することのきっかけになればと考えている。</p> | <p>何事にも複数の見方があるということを常に心に留めて置いて欲しい。</p> |
| 到達目標 | <p>①犯罪という現象に対して複数の視点があることを理解する。 ②犯罪現象に対する理解の仕方と社会的文脈の関連性を考える。</p> | |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|--------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | 時間外学習の内容 |
| | 回 | テーマ | |
| | 1 | 近代法における犯罪者の像 | 刑法の礎となる用語の理解 |
| 2 | 犯罪人類学の登場と刑法学 | | 19世紀における社会変化の理解 |
| 3 | 個人の病としての犯罪 | | 19世紀的な「人」への理解 |
| 4 | 社会病理としての犯罪；アノミー理論 | | アノミーという視点の習得 |
| 5 | 都市問題としての犯罪；社会解体論 | | 都市問題としての犯罪という視点 |
| 6 | 文化としての犯罪；非行副次文化理論 | | 副次文化という用語の理解 |
| 7 | 社会構造と犯罪1；アノミーとアメリカ社会 | | アノミー概念の応用 |
| 8 | 社会構造と犯罪2；社会改良主義と犯罪理論 | | リベラリズムと犯罪問題の関連性 |
| 9 | レッテルとしての犯罪；ラベリング理論 | | 視点を変えるという意識の体感 |
| 10 | 犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開 | | 原因と対策の分離を理解する |
| 11 | 合理的行動としての犯罪；犯罪機会論 | | 合理的選択という考え方を理解 |
| 12 | 現代的犯罪予防論 | | 現代的な犯罪対策の展開を考える |
| 13 | 新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策 | | 自分は今どう感じているかを再考 |
| 14 | まとめ1；私たちの犯罪に対する認識 | | それまでの種々の用語の整理 |
| 15 | まとめ2；私たちの認識の社会的基盤 | | それまでの種々の用語の整理 |
| 16 | テスト | | |
| | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | 特に指定しない。各講義時にレジュメを配布する。 | | |
| | 参考文献については必要に応じて紹介する。 | | |
| | 学びの手立て | | |
| | ①疑問を放置しない。いつ何時でも（講義中でも）質問は歓迎する。 | | |
| | ②身近にあるものや種々のメディアを観察すること。 | | |
| | 評価 | | |
| | テスト結果（講義内容の理解60%・文章力40%）および受講時の態度による。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 刑罰制度を中心にした犯罪対策の講義として「刑事政策Ⅱ」がある。また、刑事法に関わる科目としては、3年次に「刑法各論」「刑事訴訟法」「現代社会と犯罪Ⅰ・Ⅱ」がある。 |

※ポリシーとの関連性 刑罰制度や刑事政策の変遷から、現代社会の公共という問題にどんな意識を向けているかを考える。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|---------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事政策Ⅱ | 後期 | 火2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 2年 | 講義終了後あるいは研究室（5625）に在室中であれば何時でも。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として扱う。刑事制裁の在り方やその変化を概観することで、私たちが犯罪という公共の問題にどのような意識を向けているかを考える。 | メッセージ 「犯罪と刑罰」という枠組みに囚われない観点を学びましょう。 |
| | 到達目標 ①犯罪への対応策は複数の観点があるということを理解する。 ②犯罪対策の変化と社会的な意識の変化の対応を観察すること。 | |

| | | | |
|-------|---|-----------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | はじめに | 刑罰制度の概観・理解 |
| | 2 | 死刑問題 | 制度の理解 |
| | 3 | 自由刑：歴史的考察 | 何故刑務所かという疑問 |
| | 4 | 自由刑：現代的考察 | 刑務所の諸問題の理解 |
| | 5 | 自由刑：受刑者の権利 | 社会復帰を考える |
| | 6 | 社会内処遇と更生保護 | 社会復帰を考える |
| | 7 | 財産的制裁 | 罰金刑・その他の意義 |
| | 8 | 少年法の基本構造 | 保護主義の理解 |
| | 9 | 少年の保護処分 | 少年院などについての理解 |
| | 10 | 保安処分論 | 触法精神障害者の処遇 |
| | 11 | 犯罪被害者：被害者学と被害者化 | 基礎的な理念の学習 |
| | 12 | 犯罪被害者：被害者支援 | 被害者支援の各制度の変遷 |
| | 13 | 国際化社会と刑事法 | 国際化のもたらす影響を考える |
| | 14 | 刑事政策の動向 | 近年の動き |
| | 15 | まとめ | 講義の振り返り |
| | 16 | テスト | |
| | テキスト・参考文献・資料など 教科書は指定しない。各講義時にレジュメを配布する。 参考文献については必要に応じて紹介する。 | | |
| | 学びの手立て 疑問を放置しない。 質問は講義の中・外を問わず歓迎する。 | | |
| | 評価 テスト結果（講義内容の理解60%・文章力40%）で評価する。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 3年次以上の刑事法関連の講義としては、「刑法各論」「刑事訴訟法」「現代社会と犯罪Ⅰ・Ⅱ」がある。 |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事訴訟法 | 前期 | 月5・木5 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 3年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 講義では法学部生の常識と呼べる程度に、刑事手続の流れおよび概念をおもに判例に則して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法(則)と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めた観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の仲から生み出されてきたもの | 常識と違う考えを刑事手続きではします。現行犯で捕まった人に黙秘権を認めたり、弁護人を付けてみたりと。なぜだろう。その理由を初学者にもわかりやすく教えます。 |
| 到達目標 | 標準的な刑事手続きの用語を自分の言葉で具体的に説明できる。 刑事裁判に関する時事問題について自ら調べ、わかりやすく説明できる。 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------------|----------------|-------------|-----------|-----------------|---------------|---------|---------------|--------|-----------|----------------------|------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|--------------|--------|-------------|-------------|--------|-----------------|--------------|-------------|------------|-------------|---------------|--------------|------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、 (1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法に当たる13、15～17を前倒しして講義の初期に述べる。</p> <p>そこで、</p> <table border="0"> <tr> <td>1 裁判とはどのようなものか</td> <td>2 真実追究と人権保障の相克</td> </tr> <tr> <td>3 刑事裁判の基本原則</td> <td>4 捜査と令状主義</td> </tr> <tr> <td>5 国家訴追主義・起訴独占主義</td> <td>6 公判手続きと当事者主義</td> </tr> <tr> <td>7 捜査と裁判</td> <td>8 刑事手続きと捜査の役割</td> </tr> <tr> <td>9 捜査機関</td> <td>1 0 捜査の流れ</td> </tr> <tr> <td>1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義</td> <td>1 2 捜査の適正化のための方法</td> </tr> <tr> <td>1 3 違法収集証拠の排除法則</td> <td>1 4 公判手続き</td> </tr> <tr> <td>1 5 証拠と事実認定</td> <td>1 6 証拠の種類</td> </tr> <tr> <td>1 7 事実認定における証拠の扱い</td> <td>1 8 迅速な裁判の実現</td> </tr> <tr> <td>1 9 判決</td> <td>2 0 誤判とその救済</td> </tr> <tr> <td>2 1 誤判の救済制度</td> <td>2 2 再審</td> </tr> <tr> <td>2 3 公判手続き以外の手続き</td> <td>2 4 被害者参加人制度</td> </tr> <tr> <td>2 5 裁判官と裁判所</td> <td>2 6 司法権の独立</td> </tr> <tr> <td>2 7 検察官と検察庁</td> <td>2 8 検察官同一体の原則</td> </tr> <tr> <td>2 9 弁護士と弁護士会</td> <td>3 0 弁護士の地位</td> </tr> </table> | 1 裁判とはどのようなものか | 2 真実追究と人権保障の相克 | 3 刑事裁判の基本原則 | 4 捜査と令状主義 | 5 国家訴追主義・起訴独占主義 | 6 公判手続きと当事者主義 | 7 捜査と裁判 | 8 刑事手続きと捜査の役割 | 9 捜査機関 | 1 0 捜査の流れ | 1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義 | 1 2 捜査の適正化のための方法 | 1 3 違法収集証拠の排除法則 | 1 4 公判手続き | 1 5 証拠と事実認定 | 1 6 証拠の種類 | 1 7 事実認定における証拠の扱い | 1 8 迅速な裁判の実現 | 1 9 判決 | 2 0 誤判とその救済 | 2 1 誤判の救済制度 | 2 2 再審 | 2 3 公判手続き以外の手続き | 2 4 被害者参加人制度 | 2 5 裁判官と裁判所 | 2 6 司法権の独立 | 2 7 検察官と検察庁 | 2 8 検察官同一体の原則 | 2 9 弁護士と弁護士会 | 3 0 弁護士の地位 |
| | 1 裁判とはどのようなものか | 2 真実追究と人権保障の相克 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 刑事裁判の基本原則 | 4 捜査と令状主義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 国家訴追主義・起訴独占主義 | 6 公判手続きと当事者主義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 捜査と裁判 | 8 刑事手続きと捜査の役割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 捜査機関 | 1 0 捜査の流れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義 | 1 2 捜査の適正化のための方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 3 違法収集証拠の排除法則 | 1 4 公判手続き | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 5 証拠と事実認定 | 1 6 証拠の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 7 事実認定における証拠の扱い | 1 8 迅速な裁判の実現 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 9 判決 | 2 0 誤判とその救済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 1 誤判の救済制度 | 2 2 再審 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 3 公判手続き以外の手続き | 2 4 被害者参加人制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 5 裁判官と裁判所 | 2 6 司法権の独立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 7 検察官と検察庁 | 2 8 検察官同一体の原則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 9 弁護士と弁護士会 | 3 0 弁護士の地位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テキスト・参考文献・資料など | <p>開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学びの手立て | <p>休まずに出席すること。那覇地裁で行われている実際の刑事裁判、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判の双方を傍聴すると、講義の内容がより深まる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | <p>評価は、年間2回の試験 (講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定)。各試験ごとに50点 計100点</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑法各論、現代社会と犯罪Ⅱ (少年法) も履修することが期待される。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法各論 | 前期 | 月3・木3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 3年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|-----------------|-----------------|
| 学びの準備 | ねらい 法律学科と共通 | メッセージ 楽しく学ぼう |
| | 到達目標 法律学科と共通 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 法律学科と共通 | |
| | テキスト・参考文献・資料など 現代刑法入門4版 有斐閣 | |
| | 学びの手立て 法律学科と共通 | |
| | 評価 試験による。中間試験50%、期末試験50% | |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 法律学科と共通 |
|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法総論 | 前期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 2年 | 何時でも歓迎する。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 現実の世の中では「犯罪」という抽象的な(あるいは観念的な)ものは起こらない。犯罪とは、現実には生じた「出来事」に法的な加工を施した結果である。この講義では、この加工のプロセスすなわち刑法という法律特有の考え方・物事の切り取り方を体感してもらいたい。刑法総論という科目はとりわけ抽象度のたかいものであるが、法律学的な思考・論理の組み立てを身につける入り口となれば幸 | メッセージ 用語の難解さに戸惑わされることが在るかも知れませんが、法的な論理建てというのは案外単純なものです。 |
| | 到達目標 ①刑法学の基礎用語を理解する。 ②法学的な論理の組み立て方を学ぶ。 | |

| | | | |
|-------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | はじめに；これから学ぶ事 | 刑法総論の概観 |
| | 2 | 犯罪はどう扱われるのかⅠ；刑事裁判手続き | 刑事手続きの基本的理解 |
| | 3 | 犯罪はどう扱われるのかⅡ；少年事件手続き | 少年法制の原則の理解 |
| | 4 | 刑事裁判の新動向；裁判員と被害者の参加 | 近年における刑事裁判の変化 |
| | 5 | 日本の刑罰制度 | 刑罰の種類とその問題点 |
| | 6 | 刑法学の基礎Ⅰ；犯罪と刑罰の関係性 | 近代社会における犯罪観 |
| | 7 | 刑法学の基礎Ⅱ；罪刑法定主義 | 刑法の基本原則 |
| | 8 | 刑法学の基礎Ⅲ；刑法の国際化と場所的効力 | 刑法の適用範囲と近年の変化 |
| | 9 | 犯罪が成立するための三要件 | 「罪」の構造 |
| | 10 | 構成要件Ⅰ；構成要件該当性とは | 種々の犯罪の形式 |
| | 11 | 構成要件Ⅱ；作為と不作為 | 刑法における行為とは何か |
| | 12 | 構成要件Ⅲ；因果関係 | 行為と結果の関係性 |
| | 13 | 違法性Ⅰ；違法であるとは | 「悪いこと」とは何か |
| | 14 | 違法性Ⅱ；違法性阻却事由①正当防衛など | 行為を正当化できるのは何か |
| | 15 | 違法性Ⅲ；違法性阻却事由②安楽死など | 行為を正当化できるのは何か |
| | 16 | 中間テスト | |
| | 17 | 責任Ⅰ；刑事責任とは | 刑罰と責任の関係 |
| | 18 | 責任Ⅱ；責任の要素①故意 | 故意の構造 |
| | 19 | 責任Ⅲ；責任の要素②過失 | 過失は何故処罰されるのか |
| | 20 | 責任Ⅳ；責任能力 | 「罪を犯す」能力 |
| | 21 | 責任Ⅴ；故意と錯誤 | 「思ったこと」と「起きたこと」 |
| | 22 | 責任Ⅵ；責任阻却事由 | 刑事責任を認めない場合 |
| | 23 | 未遂犯Ⅰ；未遂の処罰根拠 | 完成しない犯罪を処罰できるか |
| | 24 | 未遂犯Ⅱ；不能犯 | 「できない」犯罪 |
| | 25 | 共犯Ⅰ；共犯の形態と従属性 | 共犯の形式 |
| | 26 | 共犯Ⅱ；共同正犯 | 共犯であり正犯でもあるもの |
| | 27 | 共犯Ⅲ；共犯の諸問題 | 共犯についての諸問題 |
| | 28 | 罪数論 | 罪の数え方 |
| | 29 | 刑法を巡る諸問題Ⅰ；刑事立法の活性化 | 近年における刑法の動向 |
| 30 | 刑法を巡る諸問題Ⅱ；犯罪の国際化と刑事法 | 近年における刑法の動向 | |
| 31 | テスト | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：『刑法ガイドマップ（総論）』辰井聡子・和田俊憲著 信山社 参考文献は特に指定しない。『判例百選』などの判例集は有用である。</p> |
| | <p>学びの手立て ①何よりも用語の理解に努めること ②疑問を放置しない。質問は何時でも歓迎する。</p> |
| | <p>評価 二回の試験結果による。配点は一回目40%、二回目60%とする。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 「刑法総論」は基本的な原則を学ぶものであり、具体的な犯罪については3年次の「刑法各論」を受講することを勧める。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法 I | 後期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 佑佳 | 1年 | 基本的には「メールにて」対応いたします。 ※「地域行政学科」対象の科目です。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>国の基本原理を定め、国民の様々な権利や自由を保障する「憲法」について、人権の内容が現代社会においてどのように制度として具体化され、どのような課題に直面しているかについて解説します。授業を通じ、私たちの生活と日本国憲法とが密接な関係にあることを認識し、各自の専攻分野や将来の進路に照らして、憲法問題について考える契機にすることを目的とします。</p> | <p>憲法は人権保障と日本の国のかたちを規定する国の最高法規です。特に、憲法制定から70年以上が経ち、「今」の社会における憲法のあり方が広く議論されてきています。この機会に、身近な問題から一緒に考えていきましょう。</p> |
| 到達目標 | <p>①憲法の基本的な知識を習得すること、②私たちが生活する社会において起こる憲法問題を発見し、読み解く力を培うこと、③憲法問題について、自ら論理的に説明、議論する力を身につけること、を目標とします。時間の制約上、すべての問題を網羅的に扱うことはできませんが、基本的な原理を体系的に学んだ上で、今日特に問題となっていることや、受講生の興味・関心も適宜授業に反映させることで、より時代に即した憲法のあり方を考えられるようになることを目指します。</p> | |

| | | | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 回 | | |
| | 1 | ガイダンス | シラバス、配布レジュメを読む。 |
| | 2 | 憲法総論① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 3 | 憲法総論② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 4 | 憲法総論③ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 5 | 人権総論① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 6 | 人権総論② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 7 | 平等権① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 8 | 平等権② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 9 | 平等権③ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 10 | 平等権④ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 11 | これまでの講義内容の確認の回① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 12 | 包括的基本権① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 13 | 包括的基本権② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 14 | 包括的基本権③ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 15 | 包括的基本権④ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 16 | 包括的基本権⑤ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 17 | 精神的自由権① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 18 | 精神的自由権② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 19 | 精神的自由権③ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 20 | これまでの講義内容の確認の回② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 21 | 精神的自由権④ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 22 | 精神的自由権⑤ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 23 | 精神的自由権⑥ | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 24 | 経済的自由権① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 25 | 経済的自由権② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 26 | 人身の自由 | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 27 | 参政権 | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 28 | 社会権① | 配布資料・レジュメを読む。 |
| | 29 | 社会権② | 配布資料・レジュメを読む。 |
| 30 | これまでの講義内容の確認の回③ | 配布資料・レジュメを読む。 | |
| 31 | | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>各自使いやすい六法（出版社は問いません）をご持参ください。ただし、テキスト等は指定せず、講義時にレジュメ・参照資料等を配布いたします。</p> <p>自主学習の助けとなる文献として、参考までにいくつか紹介しておきます。たとえば、芦部信喜『憲法【第7版】』（岩波書店、2019年）、初宿正典編『目で見える憲法【第5版】』（有斐閣、2018年）、君塚正臣編『ページブックテキスト憲法【第3版】』（法律文化社、2017年）など。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>各回の授業には連続性があるため、復習をして次の授業に臨んでいただければと思います。また、普段から新聞・ニュースなどで社会問題に触れるよう意識してみてください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>授業で扱った事項について、基本的な事項を理解して、それをもとに論理的に考え論ずることができるかで評価します（「レポート」による評価100%）。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>上位科目として「憲法Ⅱ」があります。また、必修科目の行政法や刑法をはじめ、2年次以降多くの専門科目を学ぶ際にも、憲法Ⅰでの学習とのつながり、関連を意識されると、より体系的な学習ができると考えています。</p> |

※ポリシーとの関連性 「憲法Ⅰ」の範囲のうち、統治機構の学修を深めることを目的とします。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法Ⅱ | 前期 | 水3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -鎌田 晋 | 2年 | skamata@hotmail.co.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 地方自治制度を根幹とする地域の行政活動の仕組みを理解するには「日本国憲法」が採用する統治機構の基本原則・制度の理解が必要不可欠です。授業では、日本国憲法の現実の運用や判例等を通して「日本国憲法」の定める統治機構についての解釈論を学修します。 | メッセージ 法学部の学生にとって、憲法の理解は必須です。また、各種国家試験や公務員試験においても憲法は重要な科目になっています。授業を通して憲法の基本を理解するとともに、各種国家試験等にも対応できる実力をつけて欲しいと思っています。なお、授業に際しては必要な範囲で基本的人権に関する判例等も取り上げます。 |
| | 到達目標 ①「日本国憲法」が採用する統治機構の基本を理解する。 ②「日本国憲法」に関する種々の問題について、条文や判例に基づき自らの見解を論じることができるようになる。 | |

| | | | |
|-------|--|--------------------|--------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（立憲主義） | テキスト p. 3～p. 17を読む |
| | 2 | 国民主権・天皇制 | 同 p. 35～p. 53を読む |
| | 3 | 権力分立 | 同 p. 287～p. 292を読む |
| | 4 | 国会（1） | 同 p. 292～p. 299を読む |
| | 5 | 国会（2） | 同 p. 299～p. 312を読む |
| | 6 | 国会（3） | 同 p. 312～p. 321を読む |
| | 7 | 内閣（1） | 同 p. 322～p. 325を読む |
| | 8 | 内閣（2） | 同 p. 325～p. 330を読む |
| 9 | 内閣（3） | 同 p. 330～p. 335を読む | |
| 10 | 裁判所（1） | 同 p. 336～p. 346を読む | |
| 11 | 裁判所（2） | 同 p. 347～p. 356を読む | |
| 12 | 裁判所（3） | 同 p. 356～p. 359を読む | |
| 13 | 財政・地方自治 | 同 p. 360～p. 373を読む | |
| 14 | 違憲審査制（1） | 同 p. 377～p. 384を読む | |
| 15 | 違憲審査制（2） | 同 p. 384～p. 392を読む | |
| 16 | 期末試験（課題提出） | | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など ・テキストは、芦部信喜『憲法（第七版）』（2019年3月 岩波書店）を使用しますので準備してください。なお、古い版でも構いません。 ・講義の際、六法を参照するので準備してください。六法の種類は問いませんが、期末試験では判例付六法は使用できないので、注意してください。 ・テキストに載っている判例をより詳しく理解する参考文献としては『別冊Jurist 憲法判例百選①』、『別冊Jurist 憲法判例百選②』（いずれも有斐閣）がありますので、適宜参照してください。 | | |
| | 学びの手立て ・毎回、出欠確認を行います。 ・授業前に、指定されたテキストの予習範囲を読んでおいてください。 ・授業のなかで、各種国家試験や公務員試験で出題された問題を解いてもらうことがあります。 ・授業後は、テキストの該当範囲の復習（特に授業で取り上げた判例の確認）を行ってください。 | | |
| | 評価 評価は期末試験の結果で決めます。満点は100点です。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 公法の理解を深めるため、「行政法」に関する講義を受講することを勧めます。 |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性 自分たちはどのような社会に生き、公共という問題にどんな意識を向けているかを考える。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|----------|------|---------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 現代社会と犯罪Ⅰ | 前期 | 月3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 3年 | 講義終了後あるいは研究室（5625）に在室中であれば何時でも。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力点を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。 | メッセージ 犯罪問題はたしかに多くの人にとって「非日常的」なものです、自分に「関係ない」ものではないことを理解してほしい。 |
| | 到達目標 ①犯罪に対しては刑罰という手段だけではなく、様々な領域でのアプローチがあるという理解 ②そのアプローチの仕方は、私たちの日常の延長線上にあるという認識の獲得 | |

| | | | |
|-------|--|--------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | はじめに；講義のねらい | 本講義の見取り図 |
| | 2 | 刑事裁判の変貌1；裁判員裁判 | 裁判員制度の知識の確認 |
| | 3 | 刑事裁判の変貌2；犯罪被害者の参加 | 被害者への対策全体の知見獲得 |
| | 4 | 司法と福祉1；触法少年の処遇 | 福祉と司法の交錯への認識 |
| | 5 | 司法と福祉2；触法精神障害者の処遇 | 福祉と司法の交錯への認識 |
| | 6 | 親密圏における犯罪化；ストーカー・DV・児童虐待 | 司法的介入の在り方の再考 |
| | 7 | 交通犯罪における厳罰化 | 交通死傷事故に関する法的変遷 |
| | 8 | 薬物犯罪 | 国際刑法の理解 |
| | 9 | 組織犯罪 | 国際刑法の理解 |
| | 10 | 国際社会と犯罪；国際刑法 | 国際刑法の理解：まとめ |
| | 11 | 日米地位協定における刑事裁判権 | 国際刑法の原則と例外 |
| | 12 | 日本社会における「治安の悪化」と犯罪不安 | 犯罪率の意味を考える |
| | 13 | 犯罪予防論；安心・安全なまちづくり | 犯罪対策と社会意識の関係 |
| | 14 | 犯罪情勢と犯罪統計 | 我が国における犯罪情勢の理解 |
| | 15 | 講義のまとめ | まとめ・理解の整理 |
| | 16 | テスト | |
| | テキスト・参考文献・資料など 教科書は特に指定しない。各講義時に簡易なレジュメを配布する。 より深い知識を得たい場合には、参考となる文献を必要に応じて紹介する。 | | |
| | 学びの手立て ①疑問があれば聞くという習慣をつけること。質問は何時でも歓迎する。 ②自分の考えを言語化する意識を持つこと。そのために複数のメディアに触れること。 | | |
| | 評価 期末試験の結果（講義内容の理解60％・文章力40％）による。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 刑事法のカリキュラムとしては「現代社会と犯罪Ⅱ」「刑法各論」「刑事訴訟法」などが3年次に配置されている。 |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|----------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 現代社会と犯罪Ⅱ | 後期 | 火3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 3年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の』 | 同じ犯罪を犯した場合でも、行為者の年齢に応じて裁判の仕組み、処遇方法ほかの違いが、なぜ生じるのか理解を深めよう |
| 到達目標 | 少年法の仕組みと目指す目的を、小学生にも説明できるようにすること | |

| | | | |
|-------|---|--|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義） | 復習 |
| | 2 | 現行少年法の特徴 | 復習 |
| | 3 | 子どもの人権と人としての人権という2つの人権 | 復習 |
| | 4 | 少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続 | 復習 |
| | 5 | 手続の概観 | 復習 |
| | 6 | 発見過程とその問題点 | 復習 |
| | 7 | 家庭裁判所の受理 | 復習 |
| | 8 | 調査過程 | 復習 |
| | 9 | 審判過程（1） | 復習 |
| | 10 | 審判過程（2） | 復習 |
| | 11 | 少年の刑事事件（1） | 復習 |
| | 12 | 少年の刑事事件（2） | 復習 |
| | 13 | 少年法改正論議 | 復習 |
| 14 | 少年司法と国際準則 | 復習 | |
| 15 | 世界諸国の少年法制 | 復習 | |
| 16 | 試験 | 誤答箇所の確認 | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など 講義はYouTube配信の動画も併用するので、視聴できる環境にしておいてください。 教科書未定 参考書 武内謙治『少年法講義』日本評論社、伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に 来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社 | | |
| | 学びの手立て 毎回欠かさず出席し、復習を忘れずに励行する | | |
| | 評価 試験100% | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 同じ犯罪を扱う 刑法 刑事訴訟法 との違いを理解する素地を身につけることで卒業後 警察官などになった ときの問題解決能力を高める |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性

ポリシーには「地域社会が抱える課題を解決する…」とあります。
公共事業も地域社会のあり方を規定する大きな課題の一つです。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 公共事業論 | 後期 | 火2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平剛 | 3年 | 講義終了後随時、オフィスアワー（水・3限目） | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 公共事業をめぐる諸問題に対して、その要因などを自身で分析し、解決策を提示し得る力を身に付けること。 | メッセージ 公共事業は財政活動の一環ですが、そこで形成される社会資本は他の公共財と少々異なった性質を持ちます。講義を通して、公共事業に固有の課題を取り上げ、その解決策を一緒に考えていきたいと思えます。 |
| | 到達目標 公共事業をめぐる諸課題に対して、その背景にあるものも含めて問題の本質を的確に把握できるようになること。 | |

| | | | |
|-------|--|---------------------------------|--------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、公共事業とそれをめぐる問題 | レジュメの練習問題を解く |
| | 2 | 公共事業の定義 | レジュメの練習問題を解く |
| | 3 | 公共事業の役割と課題 | レジュメの練習問題を解く |
| | 4 | 公共事業の財源（その①） | レジュメの練習問題を解く |
| | 5 | 公共事業の財源（その②） | レジュメの練習問題を解く |
| | 6 | 公共事業の政策目的の変遷 | レジュメの練習問題を解く |
| | 7 | 公共事業の機能低下についての議論 | レジュメの練習問題を解く |
| | 8 | 受益者負担原則と間接的評価（その①） | レジュメの練習問題を解く |
| | 9 | 受益者負担原則と間接的評価（その②） | レジュメの練習問題を解く |
| | 10 | PFIによる社会資本整備 | レジュメの練習問題を解く |
| | 11 | 公共事業の入札をめぐる諸問題と改善へ向けての取り組み（その①） | レジュメの練習問題を解く |
| | 12 | 公共事業の入札をめぐる諸問題と改善へ向けての取り組み（その②） | レジュメの練習問題を解く |
| | 13 | 公共事業の費用便益分析と最適配分（その①） | レジュメの練習問題を解く |
| | 14 | 公共事業の費用便益分析と最適配分（その②） | レジュメの練習問題を解く |
| 15 | まとめ、質疑応答 | レジュメの練習問題を解く | |
| 16 | 期末試験 | | |
| | テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。参考文献は随時クラスで紹介する。 | | |
| | 学びの手立て 日頃から新聞などの公共事業に関する記事に目を通しておくようにして下さい。 | | |
| | 評価 期末試験の結果より評価します。（100%） | | |

| | |
|-------|---------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方財政論の同時履修が望ましい。 |
|-------|---------------------------------|

※ポリシーとの関連性 「パブリック・インタレスト（公共利益）」を理解し、地域づくりの担い手となる意識を養います、。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------------------------|------|-------------------|-----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期 別 | 曜日・時限 | 単 位 |
| | 公務研究 I | 後期 | 火 5 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学, 上江洲純子, 柴田優人, 山中雄次 | 2年 | 講義時に、各担当者が受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>各種公務員試験受験予定者に向けたガイダンス講座となります。公務員を目指す上で必要な心構え、受験に向けた準備態勢の確立方法や必要な基礎知識の習得を目指します。</p> | <p>公務員試験合格への道のりは長く険しいものです。この講義では、自分がなぜ公務員になりたいのか、本当にその途に進むべきなのかについて答えを出す手掛かりを毎時間提供します。同じ教室の受講生が皆ライバルであり、厳しい途を志す仲間でもあります。公務員を目指すべきか迷っている人こそ受講してください。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 卒業後の進路について具体的な目標を持つようになることを目指します。 公務員試験の内容や実情を把握することを目指します。 最近の行政課題や公務員の具体的な業務内容、求められる公務員像を理解することを目指します。 | |

| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>担当者はそれぞれ3回程度講義を受け持つ予定です。講義内容は各担当者が決定いたしますが、その概要は概ね以下のとおりです。教室対面で実施します。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>【担 当】</th> <th>【担当者】</th> <th>【内 容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td></td> <td>ガイダンス</td> </tr> <tr> <td>第2回～第4回</td> <td>佐藤 学</td> <td>公務員を目指すみなさんへ</td> </tr> <tr> <td>第5回～第7回</td> <td>山中 雄次</td> <td>公務員の業務</td> </tr> <tr> <td>第8回～第10回</td> <td>上江洲 純子</td> <td>公務員試験の心構えと準備態勢</td> </tr> <tr> <td>第11回～第13回</td> <td>柴田 優人</td> <td>行政と法</td> </tr> <tr> <td>第14回</td> <td>佐藤 学</td> <td>3年生インターンシップ報告会（日程内容未定）</td> </tr> <tr> <td>第15回</td> <td>佐藤 学</td> <td>地域行政学科・公務員試験合格者報告会（日程未定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>各担当者の講義順、日程等、変更になる可能性があります。その際には、授業で告知します。</p> <p>時間外学習 ・各教員の指定する事前学習課題・事後学習課題を行う。</p> | 【担 当】 | 【担当者】 | 【内 容】 | 第1回 | | ガイダンス | 第2回～第4回 | 佐藤 学 | 公務員を目指すみなさんへ | 第5回～第7回 | 山中 雄次 | 公務員の業務 | 第8回～第10回 | 上江洲 純子 | 公務員試験の心構えと準備態勢 | 第11回～第13回 | 柴田 優人 | 行政と法 | 第14回 | 佐藤 学 | 3年生インターンシップ報告会（日程内容未定） | 第15回 | 佐藤 学 | 地域行政学科・公務員試験合格者報告会（日程未定） |
|----------------|---|--------------------------|--------------|-------|-----|--|-------|---------|------|--------------|---------|-------|--------|----------|--------|----------------|-----------|-------|------|------|------|------------------------|------|------|--------------------------|
| | 【担 当】 | 【担当者】 | 【内 容】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第1回 | | ガイダンス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第2回～第4回 | 佐藤 学 | 公務員を目指すみなさんへ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5回～第7回 | 山中 雄次 | 公務員の業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8回～第10回 | 上江洲 純子 | 公務員試験の心構えと準備態勢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11回～第13回 | 柴田 優人 | 行政と法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第14回 | 佐藤 学 | 3年生インターンシップ報告会（日程内容未定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15回 | 佐藤 学 | 地域行政学科・公務員試験合格者報告会（日程未定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テキスト・参考文献・資料など | <p>テキスト、参考文献及び資料などは、各担当者が講義時に紹介及び配布します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学びの手立て | <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の教員で担当しますので、講義内容は、担当する教員によって変わります。 公務員試験を受験したいが勉強をどう始めたら良いか分からない人や、受験を検討しているが民間就職と迷っている人のためのガイダンス講座です。既に受験勉強を始めている人や民間に就職することを決めている人は受講する必要はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | <p>レポート100% 各教員から1問ずつ出題の上、2問を選択し、提出。 1問につき50点、2問合計100点満点で、採点し成績評価とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>公務員を目指すことを決めた人は、「公務研究Ⅱ」を受講してください。</p> |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 公務研究Ⅱ | 前期 | 木5 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -小渡 圭子 | 3年 | E-mail(ptt546)または、授業終了後、教室にて受付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | ひとくちに公務員といっても試験（職種）によって合格するための具体的な対策は異なります。また準備期間も限られています。そこで希望する試験に現役・早期合格するためには、公務員試験の現状等を知り、効率的で適切な対策を講じ、早くスタートをきることが不可欠です。本講義では法律科目の学習を題材に、具体的な受験対策方法を確立することを目標としています。 | 授業で学んだ知識は試験に出題されればそのまま使えるように解説します。法律科目の履修の有無や試験準備の達成度等は問いません。むしろ、法律を履修していない人はどのように準備をすればよいかを学んでください。やみくもに過去問を解いても十分な効果は期待できません。公務員が職業の選択肢にある人は、この授業を知識習得だけでなく、攻略方法を確立するためにも履修しましょう。 |
| 到達目標 | どの試験の専門科目にも出題される、憲法、行政法、民法について、まずそれぞれの法の趣旨、全体構造と基本概念等を解説します。次に過去に出題された内容を参考に具体的な論点を考察します。このように全体から細部にという方向で学習を進めることを習得することで、未習科目を自習する際にも大きく方向性を誤る危険性が低くなります。さらに個々の論点がどのような問題として出題されたかを過去問などで具体的に考察します。その際に正解するためにはどのような知識が必要で、その習得のためにはどのような準備が必要か等を考えます。これにより過去問の実践的な使い方を身につけることができ、応用力を高めることができるようになります。 | |

| | | | |
|-------|--------|--------------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス 公務員試験の現状とその対策等について | 試験制度の概略を知る |
| | 2 | 憲法Ⅰ（憲法とは 日本国憲法の全体構造） | （2週目～6週目について） |
| | 3 | 憲法Ⅱ | 憲法の全体構造と出題傾向を知る |
| | 4 | 憲法Ⅲ | 憲法を履修した人は復習する |
| | 5 | 憲法Ⅳ | 過去問を解き疑問があれば質問する |
| | 6 | 憲法Ⅴ | |
| | 7 | 行政法Ⅰ（全体構造 基本概念） | （7週目～11週目について） |
| | 8 | 行政法Ⅱ | 行政法の全体構造と出題傾向を知る |
| | 9 | 行政法Ⅲ | 行政法を履修した人は復習する |
| | 10 | 行政法Ⅳ | 過去問を解き疑問があれば質問する |
| | 11 | 行政法Ⅴ | |
| | 12 | 民法Ⅰ（全体構造 基本概念） | （12週目～15週目について） |
| | 13 | 民法Ⅱ | 民法の全体構造と出題傾向を知る |
| | 14 | 民法Ⅲ | 民法総則を履修した人は復習する |
| 15 | 民法Ⅳ | 過去問を解き疑問があれば質問する | |
| 16 | 試験 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など |
| | 授業では適宜印刷物を配布します。判例付きの六法を持参しましょう。他の参考文献については授業中に適宜紹介しますので、各自参照しながら学習しましょう。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
| | ①「履修の心構え」 出席は授業の取り組み内容として評価します。授業だけでは時間的に個別対応が難しい場合もあるので、授業の内容だけでなく関連する法律科目についての質問がある場合や、学習計画などについて相談したい場合には、小さなことでもためらわずに質問してください。疑問解決に向けて一緒に考えましょう。 ②「学びを深めるために」 法律科目を得点するには六法などで判例等の知識を整理し（インプット）、実践力をつけるために過去問を解く（アウトプット）練習が必要です。授業を通じ、知識整理の方法や過去問の使い方などを習得しましょう。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 評価 |
| | 平常点（50%）授業内容に対する取り組み、質問等を総合的に評価します。 期末試験（40%）5肢選択問題と記述式の筆記試験です。授業内容の理解度を確認します。 レポート（10%）学習している内容が現実の出来事とどのように関連付けられるかを考えることで、問題点の理解度を深め、学習意欲を高めることを目的としています。興味を持つことで、記憶も理解も格段に強く深くなるということを体験してください。但しレポート提出を指示しない場合には、この分も平常点に含まれます。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 授業では主要法律科目（憲法、行政法、民法）のみを解説します。それ以外の科目や授業で触れられなかった部分については、各自で進めて試験に臨むこととなります。試験により必要な科目や具体的な学習内容は異なりますが、科目を習得していく方法は共通です。どのように勉強することが効率的かを授業でよく見極め、学んだことを応用して、合格に向けて前進してください。扱わなかった分野についても一緒に対策を考えていきましょう。 |

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際私法 | 後期 | 月3・木3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 3年 | 講義終了後に教室又は研究室(5-618)で、もしくはメールで。kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 現在の国際社会には200以上の国や地域があり、それぞれの法律の内容は異なっている。私法の法統一は限られた分野でしかできていないため、いずれの国や法域の法律を適用してこうした私的紛争を解決するかがしばしば問題となる。今日では国際私法によって決定された準拠法により、法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。本講では、その適用プロセスの理解を深めていきたい。 | この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容であることから生じる法の抵触問題を考えようとするものです。例えば、米国は州によって民法が異なるので同じ米国籍者であっても結婚できる年齢や要件は異なります。A州民法で認められた14歳の米国人女性と日本人の18歳男性は結婚できるのか?などの問題について考える授業です。関心のある人は気軽に受講してください。 |
| 到達目標 | この授業での到達目標は、国際私法に関する基本的な知識や準拠法を導き出すための思考方法を習得することにあります。国際私法は、国際的な民事や商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ学問ですから、この授業の習得によって、国際的な商取引や国際結婚・離婚、国際養子縁組やあるいは国際的な民事紛争を解決するためのさまざまな道筋を理解することにきつと役立つものと考えます。すでに私たちの生活関係をめぐる急速な国際化により、外国や外国人と関わりを持つ私的法律問題が身近に迫っていることを認識するならば、こうした法分野への知識を高めることがますます必要となってくることは言うまでもありません。複雑になっていくこれからの国際家族や取引のあり方を理解したうえで、自らその解決を見いだせるような柔軟な思考力の向上をめざしていきます。 | |

| | | | |
|-------|--------|--------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス(講義の進め方) | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 2 | 緒論 国際私法と国際民事手続法 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 3 | 国際私法の意義 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 4 | 国際私法と統一法 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 5 | 国際私法による問題解決の実際 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 6 | 国際民事手続法 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 7 | 総論 国際私法の構造 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 8 | 単位法律関係と | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 9 | 連結点の確定 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 10 | 日本の国籍法 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 11 | 連結点としての国籍および住所、常居所 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 12 | 準拠法の特定-反致 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 13 | 不統一法・未承認国法の指定 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 14 | 準拠法の適用-国際私法上の公序 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 15 | 小括 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 16 | 各論 総説 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 17 | 自然人-権利能力・行為能力 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 18 | 氏名について | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 19 | 法人-従属法 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 20 | 法律行為-当事者自治の原則 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 21 | 法定債権 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 22 | 国際婚姻の成立 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 23 | 国際婚姻の効力 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 24 | 夫婦財産制 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 25 | 国際離婚 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 26 | 国際親子-実親子関係 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 27 | 国際親子-養親子関係 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 28 | 物権その他の財産権-知的財産権 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 29 | 国際相続 | 配布レジュメを復習すること。 |
| | 30 | 総括 | 配布レジュメを復習すること。 |
| 31 | 期末試験 | 配布レジュメを復習すること。 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。 沢木敬郎・道垣内正人「国際私法入門（第8版）」（有斐閣双書）または神前禎・早川吉尚・元永和彦「国際私法（第4版）」（有斐閣アルマ）、併せて(1)桜田嘉章・道垣内正人編「国際私法判例百選（第2版）」（2）松岡博「国際関係私法入門（第4版補訂）」（3）桜田嘉章「国際私法（第7版）」（4）溜池良夫「国際私法講義（第3版）」（5）中西康ほか「国際私法（リーガルクエスト）第2版」（6）多田望ほか「国際私法」（上記はすべて有斐閣）が有用である。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>国際私法という法分野は、皆さんがこれまで学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判で、各国に存在するそれぞれ異なる内容の法律（例えば民法）のうち、どこの国の法律（民法）を選択して判断基準として用いるかを決定するのが仕事です。つまり、日本の裁判所で行われる裁判であっても、日本の裁判官は、場合によっては日本の民法ではなく、ある外国の民法を基準にして判決しなければならないこともあるのです。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際私法という法分野には、国際私法でしか使わない特有の用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていきますので、講義の後にはぜひ振り返って整理をするよう心がけてください。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>評価</p> <p>期末試験（50%）および提出課題（50%）の成績によって評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>選択科目の中で、国際的な民事商事事件の紛争を処理する国際法系科目としては、本講義のほか「国際民事訴訟法」があります。関連する発展領域の専門科目としては「知的財産法」、「国際法」および「経済法」などがあり、それらを理解する前提として国際私法は比較的初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられています。なお、2年次までに、民法の財産法や家族法、商法などを履修しておくとなお一層の理解に役立ちます。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際政治学 | 前期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 2年 | f.nozoe@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい この講義のテーマは「戦争と平和」です。戦争はなぜ起こるのか。平和を実現するためにはどうすればいいのか。米軍基地を抱える沖縄に住む私たちだからこそ、この問題を真剣に考える必要があります。この講義では、「戦争と平和」の問題を歴史的・理論的に考え、みなさんが国際政治を考える視座を提供します。 | メッセージ 「戦争」と「平和」は人類にとって普遍的な問題です。難しそうですが、決して避けることのできないこのテーマについて、一度考えてみませんか。本講義では、写真やDVDを使って視覚的にも理解できるように心がけます。 |
| | 到達目標 最近の国際問題の歴史的背景や考え方を説明できるようになることを目指します。 | |

| | | | |
|-------|-----------|-------------------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) イントロダクション | シラバスを読む |
| | 2 | (特) 国際社会とは何か | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 3 | (特) 主権国家体制の成立 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 4 | (特) ウィーン体制 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 5 | (特) ビスマルク体制 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 6 | (特) 帝国主義の時代 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 7 | (特) 第一次世界大戦① | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 8 | (特) 第一次世界大戦② | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 9 | (特) ベルサイユ体制 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 10 | (特) ワシントン体制 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 11 | (特) 第一次世界大戦後の国際システムの崩壊 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 12 | (特) 第二次世界大戦① | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 13 | (特) 第二次世界大戦② | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 14 | (特) 冷戦の開始 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 15 | 中間テスト | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 16 | (特) 冷戦の展開 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 17 | (特) ベルリン・キューバ危機 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 18 | (特) ベトナム戦争 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 19 | (特) デタント | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 20 | (特) 冷戦の終焉 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 21 | (特) 1990年代の国際政治 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 22 | (特) 2000年代の国際政治ーテロとの戦い | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 23 | (特) 2010年代の国際政治ー米中対立、ポピュリズム、コロナ後の世界 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 24 | (特) リアリズム | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 25 | (特) リベラリズム | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 26 | (特) コンストラクティビズム | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 27 | (特) 安全保障 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 28 | (特) 国際政治経済 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| | 29 | (特) 国連と地域機構 | 前回の復習＋時事問題のチェック |
| 30 | (特) 地球的課題 | 前回の復習＋時事問題のチェック | |
| 31 | 期末テスト | | |

| | |
|-----------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。参考書として、村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年、小川浩之ほか『国際政治史』有斐閣、2018年、ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年、石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年</p> |
| 学びの 実践 | <p>学びの手立て</p> <p>新聞に日々目を通すなど、社会のことに興味を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。</p> |
| | <p>評価</p> <p>中間テスト（25%）、期末テスト（50%）、平常点（25%）をもとに、発言点、レポートを加味して評価する。</p> |
| 学びの 継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>日本外交史、アジアと日本、国際政治など。</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法 I | 後期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業（対面／オンライン）終了時に適宜受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 武力行使禁止原則や自衛権などは、具体的かつ論争的な分野だが、一般的な講義では最後のほうで扱われる。この講義では、そうした分野から始めることによって受講生の関心を高めたい。 | 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになり、国際問題により深い興味関心・知識をもってほしいと思います。 ※週2回以内【月曜は対面、木曜はオンライン】で授業します。オンライン授業（MS Teamsの予定）を受講できる準備をしておいてください。 |
| 到達目標 | 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて理解し、説明できるようになること。実際の国際法違反や国際社会の対応について目にしたときに、国際法の特徴をふまえて理解し、説明できるようになること。 | |

| | | | |
|-------|----------------------|-----------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (対) ガイダンス | テキストでの予習 |
| | 2 | (特) 導入講義(国際法はどのような法か) | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 3 | (対) 国際法の基礎 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 4 | (特) 国際法の構造転換 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 5 | (対) 武力行使禁止原則 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 6 | (特) 個別的自衛権 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 7 | (対) 集団的自衛権 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 8 | (特) 集団安全保障 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 9 | (対) 平和維持活動(PKO) | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 10 | (特) 国家主権 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 11 | (対) 自決権 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 12 | (特) 国家の誕生 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 13 | (対) 政府の変更 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 14 | (特) まとめ①(1章～5章) | レジユメの見直し |
| | 15 | (対) 国家管轄権 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 16 | (特) 管轄権の拡大 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 17 | (対) 外交特権免除 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 18 | (特) 主権免除 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 19 | (対) 国際機構の免除 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 20 | (特) 国際法主体(国家) | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 21 | (対) 国際法主体(国際機構) | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 22 | (特) 国際法主体(個人) | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 23 | (対) 条約の締結 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 24 | (特) 条約の留保 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 25 | (対) 条約の解釈・適用 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 26 | (特) 条約の承継 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 27 | (対) 条約の無効 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 28 | (特) 条約の終了 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| | 29 | (対) 国際法の法源 | テキストでの予習、レジユメの復習 |
| 30 | (特) まとめ②(6、7、21～24章) | レジユメの見直し | |
| 31 | (対) 期末テスト | レジユメの見直し | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎編『国際法入門 逆から学ぶ〔第2版〕』（法律文化社、2018年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。</p> |
| | <p>学びの手立て ①履修の心構え：授業範囲をテキストで事前に読んで疑問点を確認しておき、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。内容の暗記ではなく「なぜこういうルールができたのか」というストーリーを理解し説明できるように心がける。 ②学びを深めるために：日頃からニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景に関心を持つこと。</p> |
| | <p>評価 中間課題（評価割合50%）と期末テスト（同50%）の合計点で評価します（中間課題は複数回の予定）。 → 課題&テストのねらい：国際法の制度の理解、さまざまな学説の要点・背景が理解できているかを問う。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 関連科目：国際法Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法Ⅱ | 前期 | 木2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業終了後に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい 国家の基盤である国家領域、日本にとって身近な分野の海洋法、21世紀の課題である宇宙法など、領域・空間に関する国際法に対する関心・知識を高めてもらうこと。 | メッセージ 日本が他国との間に抱える領土紛争や海洋資源に関わる紛争について、歴史的な事実や多様な見解について理解を深め、論理的に考えて自らの意見を述べられるようになりましょう。 |
| | 到達目標 国際法規則の生成、解釈・適用などについて理解し、説明できるようになること。 日本の領土紛争、海洋資源開発に関わる課題などについて客観的に理解し、説明できるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） すべての回を「対面授業」で行います。 事前にテキストを授業範囲を読んでくること。 授業では毎回レジュメを配布し、レジュメに沿ってテキストの内容を説明します。 国際法Ⅱの授業範囲は以下の通り。 第10章「海洋法の構造」 第11章「海洋開発」 第12章「海上管轄権」 第13章「空・宇宙及び南極」 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ〔第2版〕』（法律文化社、2018年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て ①履修の心構え：授業範囲をテキストで読む際には、「なぜこんなルールができたのか」というストーリーを理解し、人に説明できるようになることを意識する。 ②学びを深めるために：日頃から国際ニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景にアンテナを張っておく。 |
| | 評価 中間課題①（評価割合20%）、中間課題②（同20%）、期末課題（同60%）の提出状況・内容を総合して評価する。 →内容の評価基準：国際法の制度の理解、さまざまな国の見解の要点・背景が理解できているかを問う。 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ |
|-------|------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法Ⅲ | 前期 | 水1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業終了時に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 国際法Ⅰで学ぶ国際法の考え方、基本的な概念をベースにして、国際法の各分野(人権、人道、経済、環境等)について勉強する。 | メッセージ 人権、人道、経済、環境などさまざまな分野について、私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。 |
| | 到達目標 国際法規則の生成、解釈・適用などについて理解し、説明できるようになること。 日本にも身近な事例、例えば人権法なら難民問題やヘイトスピーチなどに関わる課題などについて客観的に理解し、説明できるようになること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む) すべての回を「対面授業」で行います。 初回の授業はガイダンスです。 テキストの授業範囲を事前に読んでおき、疑問点などを明確にしておくこと。 授業では毎回レジュメを配布し、レジュメに沿ってテキストの内容を説明します。 国際法Ⅲではテキストの以下の章を扱う。 第14章「外国人法」 第15章「国際人権法」 第16章「国際人道法」 第17章「国際刑事法」 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ〔第2版〕』(法律文化社、2018年) 参考文献：講義の際に適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て ①履修の心構え：授業範囲をテキストで事前に読んで疑問点を確認しておき、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく「なぜそうなったのか」というストーリーを理解し、説明できるよう心がける。 ②学びを深めるために：日頃から国際ニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景にアンテナを張っておく。 |
| | 評価 中間課題①(評価割合20%)、中間課題②(同20%)、期末課題(同60%)の提出状況・内容を総合して評価する。 →内容の評価基準：国際法の内容・制度の理解、さまざまな国の見解の要点・背景が理解できているかを問う。 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ |
|-------|------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法Ⅳ | 後期 | 水1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業終了時に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 国際法Ⅰで学ぶ国際法の考え方、基本的な概念をベースにして、国際法の各分野(国連の活動、国際法主体、条約締結など)について勉強する。 | メッセージ 国際連合の活動、条約の締結などさまざまな分野について、私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。 |
| | 到達目標 国際法規則の生成、解釈・適用などについて理解し、説明できるようになること。 国際連合の組織、活動、権限等について、また条約の締結、解釈適用や無効・終了などについて理解し、説明できるようになること。 | |

| | | | |
|--------|---|------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (対) ガイダンス | テキストでの予習 |
| | 2 | (対) 国連法とは何か | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 3 | (対) 国連の組織・構造 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 4 | (対) 国連の法人格と権限 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 5 | (対) 国際公務員制度 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 6 | (対) 国際法主体 (国家) | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 7 | (対) 国際法主体 (国際機構) | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 8 | (対) 国際法主体 (個人) | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 9 | (対) 国際法主体 (人民) | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 10 | (対) 条約の締結 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 11 | (対) 条約の留保、適用 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 12 | (対) 条約の承継 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 13 | (対) 条約の無効 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 14 | (対) 条約の終了・運用停止 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| 15 | (対) 国際法の法源 | テキストでの予習、レジュメの復習 | |
| 16 | (対) 期末テスト | テキスト、レジュメの見直し | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ〔第2版〕』（法律文化社、2018年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。 | | |
| 学びの手立て | ①履修の心構え：授業範囲をテキストで事前に読んで疑問点を確認しておき、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。内容の暗記ではなく「なぜこういうルールができたのか」というストーリーを理解し、説明できるよう心がける。 ②学びを深めるために：日頃から国際ニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景にアンテナを張っておく。 | | |
| 評価 | 中間課題（評価割合50%）と期末テスト（同50%）の合計点で評価します（中間課題は複数回の予定）。 →課題&テストのねらい：国際法の制度の理解、学説や各国の主張の要点・背景が理解できているかを問う。 | | |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ |
|-------|------------------------------|

| | | | | |
|--------|------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 債権各論 | 前期 | 月2・木2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山下 良 | 2年 | ryamashita@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | この講義では、民法の「第三編 債権」のうち「第二章」～「第五章」を扱います。人の私生活は、権利と義務で成り立っています。権利・義務を発生させる方法として、一番重要なのが「契約」です。契約はどのようにすれば結べるのか、結ばれた契約にはどのような効力があるのか、もし契約に違反してしまったらどうなるのか、といった、契約の基礎を学習しましょう。 | 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。 |
| 到達目標 | 人の私生活で最も重要な契約と、それ以外の債権発生原因についての知識を身につける。 | |

| | | | |
|-------|-------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス、契約とは何か | テキスト、六法を準備すること |
| | 2 | (特) 契約の分類 | テキスト5～9ページ |
| | 3 | (特) 契約の効力 | テキスト26～38ページ |
| | 4 | (特) 契約の解除 | テキスト38～52ページ |
| | 5 | (特) 贈与 | テキスト53～62ページ |
| | 6 | (特) 売買 | テキスト62～102ページ |
| | 7 | (特) 交換 | テキスト102ページ |
| | 8 | (特) 消費貸借 | テキスト103～114ページ |
| | 9 | (特) 使用貸借 | テキスト114～118ページ |
| | 10 | (特) 賃貸借 | テキスト118～163ページ |
| | 11 | (特) 雇用 | テキスト163～171ページ |
| | 12 | (特) 請負 | テキスト171～181ページ |
| | 13 | (特) 委任・寄託 | テキスト182～195ページ |
| | 14 | (特) 組合 | テキスト195～206ページ |
| | 15 | (特) 終身定期金・和解 | テキスト206～210ページ |
| | 16 | (特) 中間試験までのまとめ | 中間試験までのまとめ |
| | 17 | (特) 中間試験 | 中間試験 |
| | 18 | (特) 不法行為① 不法行為の意義 | テキスト211～219ページ |
| | 19 | (特) 不法行為② 不法行為の成立要件 | テキスト220～259ページ |
| | 20 | (特) 不法行為③ 損害の発生と因果関係 | テキスト259～282ページ |
| | 21 | (特) 不法行為④ 監督義務者責任 | テキスト302～306ページ |
| | 22 | (特) 不法行為⑤ 使用者責任 | テキスト306～317ページ |
| | 23 | (特) 不法行為⑥ 共同不法行為 | テキスト317～326ページ |
| | 24 | (特) 事務管理① 事務管理とは何か | テキスト383～386ページ |
| | 25 | (特) 事務管理② 事務管理の効果 | テキスト386～390ページ |
| | 26 | (特) 不当利得① 不当利得とは何か | テキスト393～395ページ |
| | 27 | (特) 不当利得② 侵害利得 | テキスト395～400ページ |
| | 28 | (特) 不当利得③ 給付利得 | テキスト400～416ページ |
| | 29 | (特) 期末試験までのまとめ | 期末試験までのまとめ |
| 30 | (特) 期末試験 | 期末試験 | |
| 31 | (特) 期末試験の復習 | 期末試験の復習 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など 藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ 債権各論〔第4版〕』（有斐閣、2019年3月）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p> |
| | <p>評価 中間試験（50%）と期末試験（50%）によって評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、家族法</p> |

| | | | | |
|--------|------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 債権総論 | 後期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 2年 | メールを下さい。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 2020年4月から新しい債権法が施行されます。そのうち、債権総論では、民法第3編の399～520条の規定を追って、様々な内容の債権に共通する問題を検討します。金銭の支払いや物の引渡しなどをめぐり、どのような法律上の問題が生じ、どのように解決されていくのかを学びます。 | メッセージ 債権法は私たちの日常生活のあり方を記述した最も身近な法律です。 |
| | 到達目標 債権法の基本的な内容を理解する。 | |

| | | | |
|-------|--------------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特例) オリエンテーション | 教科書を入手する |
| | 2 | (特例) 私法における債権法の位置づけ | 民法典を概観する |
| | 3 | (特例) 債権の法的性質－物権との対比－ | 民法第2編を概観する |
| | 4 | 債権の目的－特定物債権・種類債権－ | 民法400条・401条を読む |
| | 5 | (特例) 債権の目的－利息制限法－ | 利息制限法1条を読む |
| | 6 | (特例) 弁済－債権の消滅事由－ | 改正民法473条を読む |
| | 7 | (特例) 弁済－債権の準占有者－ | 民法478条を読む |
| | 8 | (特例) 弁済－第三者弁済 | 民法474条を読む |
| | 9 | (特例) 弁済－提供・供託－ | 民法492条・494条を読む |
| | 10 | (特例) 弁済－弁済による代位－ | 民法501条を読む |
| | 11 | (特例) 相殺－総論－ | 民法505条を読む |
| | 12 | (特例) 相殺－担保的機能－ | 民法511条を読む |
| | 13 | (特例) 債権譲渡－総論－ | 民法466条を読む |
| | 14 | (特例) 債権譲渡－各論－ | 民法467条・468条を読む |
| | 15 | (特例) 保証債務－人的担保－ | 民法446条を読む |
| | 16 | 連(特例) 帯債務－人的担保－ | 民法432条を読む |
| | 17 | (特例) 不真正連帯債務－人的担保－ | 民法432条を読む |
| | 18 | (特例) 債権者代位権 | 民法423条を読む |
| | 19 | (特例) 債権者取消権 | 民法424条を読む |
| | 20 | (特例) 抵当権総論－物的担保－ | 民法370条を読む |
| | 21 | (特例) 抵当権各論－物的担保－ | 民法370条を読む |
| | 22 | (特例) 債務不履行責任総論 | 民法415条を読む |
| | 23 | (特例) 瑕疵担保責任 | 民法415条を読む |
| | 24 | (特例) 不完全履行 | 民法415条を読む |
| | 25 | (特例) 契約締結上の過失 | 民法415条を読む |
| | 26 | (特例) 金銭債務の不履行 | 民法419条を読む |
| | 27 | (特例) 損害論 | 民法415条を読む |
| | 28 | (特例) 損害賠償の範囲 | 民法416条を読む |
| | 29 | (特例) 損害賠償額の算定期限 | 民法416条を読む |
| 30 | (特例) 損害賠償とその他の救済制度 | 労災保険法12条の4などを読む | |
| 31 | 期末テスト | 準備をする | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など 山本敬三ら『民法4 債権総論』（有斐閣） その他、適宜資料を提供します。</p> |
| | <p>学びの手立て 条文が重要です。また、特に、各回の講義に扱われる内容を予習してください。</p> |
| | <p>評価 期末試験を実施する（評価割合100%）。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 債権各論</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 社会保障法 | 通年 | 月3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 3年 | imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>国民の生活保障を目的として、国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称を社会保障法という。この講義では、年金、介護、生活保護など社会保障法として制定されたそれぞれの法律の基本的枠組について学ぶことを目的とする。</p> <p>到達目標 社会保障に関する現行の法制度に関して、基本的な知識を修得し、持続可能な社会保障制度を構築していくために、どのような政策を採ることが望ましいのかにつき、自分自身の理解を深めることを目標とする。</p> | <p>講義に当たっては各單元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、社会保障制度は、いま現在もさまざまな制度の改正・改革が進行中であるため、新聞記事などを参照して社会保障に関する意識を高めて欲しい。</p> |

| | | | |
|-------|---------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 社会保障概説①（社会保障の目的と機能） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 3 | 社会保障概説②（社会保障の歴史） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 4 | 社会保障概説③（社会保障の国際的展開） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 5 | 憲法と社会保障①（憲法25条） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 6 | 憲法と社会保障②（社会保障受給権） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 7 | 憲法と社会保障③（手続的保障） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 8 | 社会保障の財源と運営①（社会保障の財源） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 9 | 社会保障の財源と運営②（社会保障の運営） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 10 | 公的扶助①（生活保護の目的） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 11 | 公的扶助②（生活保護の種類と方法） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 12 | 公的扶助③（保護実施のプロセス） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 13 | 社会福祉①（社会福祉の意義と法制度） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 14 | 社会福祉②（児童福祉） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 15 | 社会福祉③（障害者福祉） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 16 | 医療保険①（医療保障制度） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 17 | 医療保険②（健康保険法） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 18 | 医療保険③（国民健康保険法） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 19 | 医療保険④（高齢者医療） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 20 | 介護保険①（介護保険の制定と目的） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 21 | 介護保険②（介護の認定） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 22 | 介護保険③（介護保険の財政システム） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 23 | 年金保険①（公的年金の構造） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 24 | 年金保険②（国民年金法） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 25 | 年金保険③（厚生年金保険法） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 26 | 年金保険④（年金制度の課題） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 27 | 労働保険①（労災保険） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 28 | 労働保険②（労働災害の判断基準） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 29 | 労働保険③（雇用保険） | レジュメを参照して予習・復習 |
| 30 | 社会保障の将来的展望と課題 | レジュメを参照して予習・復習 | |
| 31 | 期末試験 | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： <ul style="list-style-type: none"> ・西村健一郎・水島郁子・稲森公嘉『よくわかる社会保障法』（有斐閣・2015年） ・西村健一郎『社会保障法入門（第3版）』（有斐閣・2017年） ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第6版）』（有斐閣・2015年） </p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>人が現代の社会の中で生活していく上で、ケガや病気などのリスクに対応する社会保障は、必要不可欠な制度となっているといえる。そして、社会保障制度が改革されるということは、将来の自分自身に直接関わってくる問題でもある。講義では、現行制度についてのみ扱うため、将来の制度がどのようにあるべきか、自分自身で考えて欲しい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、平常点10%、前期レポート提出40%、後期レポート提出50%、として総合的に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、労働法Ⅱ</p> |

※ポリシーとの関連性

社会の中で最も身近な法律問題である、消費者問題についての知識を身につける。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 消費者保護法 | 後期 | 月 2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山下 良 | 3年 | ryamashita@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>人の私生活は自由と平等が原則ですが、それだけでは社会はうまくいきません。買い物をする時、店員に言いくるめられて不要な物を買わされてしまったら、自由で平等なのだから買う方が悪い、ですませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等ではない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の役割を学習しましょう。</p> | <p>消費者保護法は、民法の基礎が分かっていないと理解できないので、「民法総則」、「債権総論」、「債権各論」を先に勉強しておく方が良いでしょう。</p> |
| 到達目標 | <p>これまで社会の中で起こった消費者問題について学習し、その解決のための基本的考え方を身につける。</p> | |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|--|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス、消費者保護法とは何か | テキスト、六法を準備すること |
| | 2 | (特) 様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進 | テキスト1～13ページ |
| | 3 | (特) 民法の限界と消費者保護法の必要性 | テキスト13～24ページ |
| | 4 | (特) 消費者契約法① 消費者契約法の全体像 | テキスト25～30ページ |
| | 5 | (特) 消費者契約法② 消費者取消権 | テキスト30～37ページ |
| | 6 | (特) 消費者契約法③ 不当条項の無効、消費者団体訴訟制度 | テキスト38～44ページ |
| | 7 | (特) 特定商取引法① 特定商取引法の全体像 | テキスト45～48ページ |
| 8 | (特) 特定商取引法② 訪問販売、電話勧誘販売 | テキスト49～67ページ | |
| 9 | (特) 特定商取引法③ 特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入 | テキスト67～83ページ | |
| 10 | (特) 特定商取引法④ 通信販売、ネガティブ・オプション、連鎖販売取引 | テキスト83～95ページ | |
| 11 | (特) 景品表示法 | テキスト159～166ページ | |
| 12 | (特) 消費者信用取引① 信用取引とは何か | テキスト96～99ページ | |
| 13 | (特) 消費者信用取引② 割賦販売法の全体像 | テキスト99～109ページ | |
| 14 | (特) 消費者信用取引③ 割賦販売法の規制内容 | テキスト109～123ページ | |
| 15 | (特) 金融商品取引法、金融商品販売法 | テキスト135～151ページ | |
| 16 | (特) 期末試験 | 期末試験 | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など | 杉浦市郎『新・消費者法 これだけは〔第3版〕』（法律文化社、2020年4月） | |
| | 学びの手立て | 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。 | |
| | 評価 | 期末試験（100%）によって評価します。 | |

| | |
|-------|----------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 民法総則、債権総論、債権各論 |

| | | | | |
|--------|-----------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 商法総則・商行為法 | 前期 | 月4・木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 清水 太郎 | 2年 | 5-612 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 商法は民法の特別法であるが、どう特別なのかを理解してもらいたい。 | メッセージ 特に商行為法の分野で、(実体験はなくても)ビジネスの面白さに触れてほしい。基本的に指定テキストに沿って講義を行うが、適宜、資料を配布する。適宜、六法をひき、民商法の条文上の相違や商法独自の概念等に注意すること。なお、本講義はオンデマンド方式である。 |
| | 到達目標 商法総則・商行為法の基本概念の理解。 | |

| | | | |
|-------|----------|-----------------------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 2 | (特) 商法の意義・適用範囲と商法総則・会社法総則・商行為法の視点 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 3 | (特) 商法の意義・適用範囲と商法総則・会社法総則・商行為法の視点 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 4 | (特) 商法総則・商行為法の適用範囲 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 5 | (特) 商法総則・商行為法の適用範囲 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 6 | (特) 商業登記 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 7 | (特) 商業登記 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 8 | (特) 商号 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 9 | (特) 商号 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 10 | (特) 営業譲渡・事業の譲渡 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 11 | (特) 営業譲渡・事業の譲渡 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 12 | (特) 商業帳簿 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 13 | (特) 商業帳簿 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 14 | (特) 商業使用人と代理商 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 15 | (特) 商業使用人と代理商 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 16 | (特) 商行為・商人の行為に関する規定 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 17 | (特) 商行為・商人の行為に関する規定 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 18 | (特) 商事売買 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 19 | (特) 商事売買 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 20 | (特) 仲立と取次ぎ | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 21 | (特) 仲立と取次ぎ | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 22 | (特) 運送営業と倉庫営業 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 23 | (特) 運送営業と倉庫営業 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 24 | (特) 場屋営業者の責任 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 25 | (特) 場屋営業者の責任 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 26 | (特) 匿名組合 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 27 | (特) 匿名組合 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 28 | (特) 交互計算 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 29 | (特) 交互計算 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| 30 | (特) 有価証券 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 | |
| 31 | (特) 有価証券 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：弥永真生・リーガルマインド商法総則・商行為法第3版（有斐閣） 参考書：商法判例百選（有斐閣）</p> |
| | <p>学びの手立て オンライン講義に視聴して、予習・復習を欠かさないこと。 必ず、条文を引くこと。</p> |
| | <p>評価 複数回の中間試験（理解度確認テスト）（100%）</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 会社法・手形小切手法・保険海商法</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 自治体経営論 | 前期 | 月5・木5 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 3年 | 講義終了後の教室、あるいはオフィスアワー(木・3)の研究室(5524)にて。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>自治体経営は地域経営と組織経営に分けることができます。地域経営は自治体のトータルな経営です。「地域資源」「総合計画」「戦略的プロジェクト」「まちづくり」「SDGs」がキーワードとなります。組織経営は「都道府県庁」「市役所」「町村役場」という組織の経営です。「指定管理者制度」「PFI」がキーワードです。多くの実例を紹介しながら、分かりやすく考察するように努力します。</p> | <p>毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、自治体経営をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。</p> |
| 到達目標 | 自治体経営についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。 | |

| | | | |
|-------|--------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | シラバスによる全体像の把握 |
| | 2 | 自治体経営とは | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 3 | 地域経営のあり方 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 4 | 地域情報と地域資源 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 5 | 沖縄における地域情報と地域資源 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 6 | 総合計画と戦略的プロジェクト | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 7 | 沖縄における総合計画と戦略的プロジェクト | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 8 | 「都市計画」から「まちづくり」へ | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 9 | 「まちづくり」総論 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 10 | 「まちづくり」と地域資源 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 11 | 「まちづくり」の仕事 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 12 | 「まちづくり」の実践 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 13 | 沖縄における「まちづくり」の実践 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 14 | SDGsとは何か | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 15 | SDGsの展開 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 16 | 組織経営のあり方 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 17 | 自治体組織の変遷と現状 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 18 | 行政管理型から行政経営型の組織経営へ | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 19 | 減量経営の効果と限界 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 20 | 施策経営と事務事業選別 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 21 | 政策経営と自治体改革 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 22 | 行政評価システム | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 23 | 改革手法としてのPFI | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 24 | 市場化テスト(官民競争入札制度) | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 25 | 自治体経営における事業形態の多様化 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 26 | 第三セクターの現状と課題 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 27 | 指定管理者制度の展開 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 28 | NPOの生成と発展 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 29 | 沖縄におけるNPO | レジュメと参考文献の該当部分 |
| 30 | 自治基本条例と自治体経営 | レジュメと参考文献の該当部分 | |
| 31 | まとめ/試験 | これまでの論点の復習 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。</p> <p>【参考文献】岩崎忠『自治体経営の新展開』一藝社、2017年。金井利之『実践自治体行政学』第一法規、2010年。除本理史・佐無田光『きみのまちに未来はあるか？－「根っこ」から地域をつくる－』岩波ジュニア新書、2020年。高寄昇三『新 地方自治の経営』学陽書房、2004年。矢野恒太記念会編『データでみる県勢 2021年版』矢野恒太記念会、2020年。湯浅誠・泉房穂編著『子どもが増えた！－明石市 人口増・税収増の自治体経営(まちづくり)－』光文社新書、2019年。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>自治体経営をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。</p> |
| | <p>評価</p> <p>レポート(70%)と平常点(30%)にて評価します。レポートでは出題の意図を的確に理解できているかどうかを、平常点ではリアクション・メールのやり取りを、それぞれ重視します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目として地方自治論があります。自治体経営論は、「総論」である地方自治論の、「各論」の一つだと言えるでしょう。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 情報公開法 | 前期 | 火1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 3年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 情報公開に関する一般的な法理論および制度（仕組み）の概説を行うことをねらいとする。しかしながら、それに留まらず、行政情報の収集・管理・利用の全ての段階に目を向け、行政情報法の全体像を明確に理解できるようにする。 | メッセージ 本講義では、単に情報公開法の逐条解説をするに留まることのないようにします。むしろ、行政情報の収集・管理・利用の全ての段階に目を向け、これを行政情報法と捉えることで、公務員試験の受験に役立つような講義します。 |
| | 到達目標 情報公開法および行政情報法の基本的理解を確実なものとする。 | |

| | | | |
|-------|--|------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | 履修計画をしっかりと確立する |
| | 2 | 行政情報の収集①（申請・届出） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 3 | 行政情報の収集②（行政調査①） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 4 | 行政情報の収集③（行政調査②） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 5 | 公文書管理法① | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 6 | 公文書管理法② | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 7 | 情報公開法①（総論） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 8 | 情報公開法②（行政文書の開示①） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 9 | 情報公開法③（行政文書の開示②） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 10 | 情報公開法④（審査請求等①） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 11 | 情報公開法⑤（審査請求等②） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 12 | 情報公開法⑥（司法審査） | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 13 | 情報公開法に関連する事例研究① | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| | 14 | 情報公開法に関連する事例研究② | レジュメ・ノート記載事項の総復習 |
| 15 | まとめ | 学習事項の総復習 | |
| 16 | レポート試験 | レポート作成に注力する | |
| | テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しないが、初回の講義で提示する参考文献の中から自らに合うものを用意し、時間外学習に利用すること。テキストを指定しないのは、テキストが不要であるということではなく、それぞれのレベル・最終目標に合ったテキストが必要だからである。また、講義はレジュメに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様に六法を必携のこと。その他のことについては、初回の講義で指示する。 | | |
| | 学びの手立て 法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して「自分はどうか考えるか」も検討してほしい。 | | |
| | 評価 期末試験（レポート試験）70%、平常点30%で評価する。 評価方法については、「講義にしっかりと出席し、各回の内容を正しく習得しているのかを、試験により評価する」という、いわば、当たり前のことを当たり前に評価する。 | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲや環境法、地方自治法、個人情報保護法、公務員法など。 次のステージ：公務員試験等の各種試験に行政法が必要な学生は、行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲも必ず履修すること。また、そうではなくとも、行政法に関心を抱いた場合には、関連科目を積極的に受講して欲しい。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 政治学原論 | 通年 | 水3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 芝田 秀幹 | 2年 | hidekis@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>国家、主権、自由、民主主義、共同体、民族等、政治に関する概念を正しく理解することは成熟した民主主義国家の建設を目指す我々国民にとって必須のものといえよう。本講義では、政治学の概論を前期に学んだ上で、こうした政治学上のキー概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後日本でややもすれば軽んじられた国民国家の存在意義を改めて確認したい。</p> | <p>「政治」について議論すること、「政治学」について議論することとは異なる。また、現実社会の政治運動のために「政治学」あるわけでも全くない。あくまで、「学問」としての「政治学」の研究成果を学ぶのだ、という意識で授業に臨んでもらいたい。</p> |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 政治学上の基礎概念を深く理解できる。民主主義の原理や、国民国家の存在意義を理解できる。 |
|------|---|

| | | | |
|-------|--------|---------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 開講オリエンテーション | 「政治」について考える |
| | 2 | 政治学入門（1）：社会科学と政治 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 3 | 政治学入門（2）：政治と政治学 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 4 | 政治学入門（3）：科学的政治学の成果 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 5 | 政治学入門（4）：政治過程 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 6 | 政治学入門（5）：政治体制 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 7 | 政治学入門（6）：政治思想 | 予習復習・前期中間討論の準備 |
| | 8 | 政治（1）：政治とは +前期中間討論 | 前半中間討論の総括 |
| | 9 | 政治（2）：権力とは（1） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 10 | 政治（3）：権力とは（2） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 11 | 民主主義（1）：価値原理 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 12 | 民主主義（2）：機構原理 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 13 | 民主主義（3）：方法原理 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 14 | 民主主義（4）：現代の民主主義とその危機 | 予習復習・試験対策 |
| | 15 | 中間テスト | 試験後チェック・課題 |
| | 16 | 国家（1）：国民 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 17 | 国家（2）：Nationと民族 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 18 | 国家（3）：近代国民国家 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 19 | 主権（1）：宗教改革と三〇年戦争 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 20 | 主権（2）：ジャン・ボダン | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 21 | 自由（1）：消極的自由と積極的自由 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 22 | 自由（2）：ベンサム | 予習復習・後期中間討論の準備 |
| | 23 | 自由（3）：J・S・ミル +後期中間討論 | 後半中間討論の総括 |
| | 24 | 権利（1）：自然権 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 25 | 権利（2）：人権 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 26 | リベラリズム（1）：「リベラリズム」と「リベラル」 | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 27 | リベラリズム（2）：現代リベラリズム | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 28 | 共同体（1）：サンデル | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 29 | 共同体（2）：国家を越える動き | プリント指定箇所の予習復習 |
| 30 | 講義のまとめ | 予習復習・試験対策 | |
| 31 | 試験 | 試験後チェック | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など 使用しない、プリントを配布する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に付けてほしい。</p> |
| | <p>評価 中間テスト40%、期末テスト40%、夏休みの課題10%、リアクション・ペーパー10%。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 「政治学Ⅰ・Ⅱ」「西洋政治史」「政治思想史」の履修が望ましい。</p> |

| | | | | |
|--------|----------|------|------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 政治・行政と報道 | 後期 | 木 4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -宮城 修 | 2年 | 対面授業を予定しています。 ppt965@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 戦争と新聞、米国統治時代の沖縄でメディアの果たした役割、ソーシャルメディア（SNS）の発展によるフェイク（虚偽）やヘイト（憎悪扇動表現）の拡散、沖縄報道の課題など今日のメディアを考える上で多角的な論点について考えます。沖縄の地元と全国紙など他地域のメディアとの「温度差」についても取り上げます。 | 日々のニュースに関心を持ってほしい。身近な問題を通して政治・行政と報道について共に考えましょう。 |
| 到達目標 | 現実の政治に対して興味を持つこと。私たちはさまざまな情報が錯綜し何が正しくて、何が間違っているのかが判然としない情報氾濫社会にいます。これからの社会を担う皆さんが憎悪や偏見によって民主主義の本質を見誤らないよう確かな視点を身につけてほしいです。 | |

| | | | |
|--------|--|--------------------------------------|------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | 授業計画 | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 講義に当たって メディアとは何か | メディアの基本を学ぶ |
| | 2 | 国民総動員とメディア（上） 新聞統合 | 参考資料を読む |
| | 3 | 国民総動員とメディア（下） ふたつの新聞 | 参考資料を読む |
| | 4 | 米国統治下のメディア①沖縄の将来像は（米国統治是認・日本復帰・国連信託） | 参考資料を読む |
| | 5 | 米国統治下のメディア②言論統制 | 参考資料を読む |
| | 6 | 米国統治下のメディア③スクープ（レッド・ハット） | 参考資料を読む |
| | 7 | 米国統治下のメディア④見出し（コザ騒動） | 参考資料を読む |
| | 8 | 激変するメディア環境（上） ソーシャルメディアの普及 | 参考資料を読む |
| 9 | 激変するメディア環境（下） ソーシャルメディアの普及 | 参考資料を読む | |
| 10 | フェイクの見破り方（上） | 参考資料を読む | |
| 11 | フェイクの見破り方（下） | 参考資料を読む | |
| 12 | 沖縄報道（上）事例紹介 | 新聞を読んで予習する | |
| 13 | 沖縄報道（中）事例紹介 | 参考資料を読む | |
| 14 | 沖縄報道（下）事例紹介 | 参考資料を読む | |
| 15 | メディアが果たす役割 | メディア不信の処方箋を考える | |
| 16 | 試験（レポート提出） | テーマは3週前の講義で提示 | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など | 毎回レジュメと資料を用意します。その都度参考文献を紹介します。 | |
| 学びの手立て | 配布したレジュメ、資料は中間・期末のレポート提出に役立ちます。各自、保管してください。 | | |
| 評価 | ①出席確認の感想（45%＝15回×3点）②課題「新聞を読む」（15%）③期末レポート（40%）の配分に従って総合的に評価します。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 関連する科目は政治学、行政学、社会学、歴史学、法学と多岐にわたります。この授業を「社会人になるための基礎学習」と位置づけ、それぞれの関心に合わせて深掘りしてください。 |

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 政治思想史 | 後期 | 火2・金2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 芝田 秀幹 | 3年 | hidekis@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>政治に関する考察は、伝統的に国家を舞台として営まれる政治現象を対象として積み重ねられてきた。そこで、本講義では代表的な国家理論を歴史的に古い順からとりあげ、それらの中で取り扱われていた諸々のテーマ、例えば国家と社会、制度、政治の目標などについて考察する。またその作業を通じて、現代の政治を思想史的観点から把握する視座も養いたい。</p> | <p>「政治思想史」と聞くと、いかにも難解なイメージを学生諸君はもつのではないかと思う。勿論、抽象的な思想や理論を扱うのに加え、歴史も踏まえなければならないのだから簡単にはずはない。しかし、本講義では勉めて平明平易を心がけ、初学者にも十分理解してもらえるような授業にしたいと思っている。ぜひ、恐れずに思想史研究の扉を開き、楽しき「知的格闘」を実践してもらいたい。</p> |
| 到達目標 | 政治学・国家論の流れを理解できる。現代の政治を思想史的観点から把握できる。 | |

| | | | |
|-------|-----------|---------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 政治思想史とは：人生にとっての思想の意味（特） | 「思想」について思考する |
| | 2 | ギリシャ文明（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 3 | プラトン（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 4 | アリストテレス（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 5 | ローマの政治思想（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 6 | キリスト教の成立とその政治学的意味（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 7 | 普遍教会と教父哲学の政治理論（特） | 予習復習・前期中間討論の準備 |
| | 8 | 中世的世界・前期中間討論（特） | 前期中間討論の総括 |
| | 9 | トマス・アクィナス（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 10 | ルネサンス（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 11 | マキアヴェリ（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 12 | ルター・カルヴァンの宗教改革（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 13 | ユートピア思想（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 14 | 絶対主義とボダンの主権理論（特） | 予習復習・試験対策 |
| | 15 | 中間テスト（特） | 試験後チェック・夏休みの課題 |
| | 16 | 自然法理論と改鋳作業（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 17 | 近代国家の原理とイングランド革命（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 18 | トマス・ホッブズ（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 19 | ジョン・ロック（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 20 | フランス革命と近代国民国家（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 21 | ジャン・ジャック・ルソー（特） | 予習復習・後期中間討論の準備 |
| | 22 | ベンサムと功利主義・後期中間討論（特） | 後期中間討論の総括 |
| | 23 | ジョン・スチュアート・ミルと大衆社会論（対） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 24 | トクヴィルとその時代（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 25 | ドイツ観念論・カント（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 26 | ヘーゲル国家論（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 27 | イギリス理想主義（1）：グリーンとボザンケ（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 28 | イギリス理想主義（2）：ボザンケとホブハウス（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| | 29 | マルクス（特） | プリント指定箇所の予習復習 |
| 30 | 講義のまとめ（特） | 予習復習・試験対策 | |
| 31 | 試験（特） | 試験後チェック | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しない、随時プリントを配布する。また、原典として読むべき岩波文庫を数多く紹介する。参考文献は、福田敏一『政治学史』（東京大学出版会、1985年）、芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想 - バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）、芝田秀幹『ボザンケと現代政治理論』（芦書房、2014年）、宇野重規『西欧政治思想史』（有斐閣、2013年）、大塚桂・芝田秀幹『ソシアリズムの論理』（泉文堂、2016年）など。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に着けてほしい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>中間テスト20%、期末テスト70%、リアクション・ペーパー10%。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>「政治学原論」「西洋政治史」「政治学Ⅰ・Ⅱ」もあわせて履修することが望ましい。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 西洋政治史 | 後期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 2年 | Email: sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい アメリカ社会、政治の現状が、アメリカ合衆国の歴史にどのように繋がっているのかを説明します。全回オンライン・ライブ講義で行いますが、オンラインだからできることを使って、理解の助けにします。 | メッセージ 教室確保が出来なかったために、オンライン・ライブ授業です。ライブ授業を録画し、後の日時に見られるよう、設定します。オンライン講義であることが、みなさんの不利益にならないよう留意し、また、オンラインの利点を活用できるよう、工夫します。 |
| | 到達目標 アメリカ合衆国の現在を、政治史の流れから理解できるようになる。アメリカ政治の現状が、歴史にどのように影響されているかが見えるようになる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの準備 | 到達目標 アメリカ合衆国の現在を、政治史の流れから理解できるようになる。アメリカ政治の現状が、歴史にどのように影響されているかが見えるようになる。 |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> (特) 1. アメリカ合衆国建国前 (特) 2. 独立と合衆国憲法制定 (特) 3. 独立戦争 (特) 4. ネイティブ・アメリカン（アメリカン・インディアン）の地位と合衆国との関係 (特) 5. 産業革命 (特) 6. 移民 (特) 7. 南北戦争 (特) 8. アフリカ系アメリカ人の地位と公民権運動の長い道のり（1） (特) 9. 第一次世界大戦 (特) 10. 「戦間期」 (特) 11. 第二次世界大戦 (特) 12. 戦後世界の中のアメリカ合衆国 (特) 13. 米ソ零連 (特) 14. アフリカ系アメリカ人の地位と公民権運動の長い道のり（2） (特) 15. 冷戦終結とアメリカ一極世界 (特) 16. 「新冷戦」の時代 <p>各テーマを1～3回の講義で扱います。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>全回、オンラインでのライブ授業です。教科書は使いません。必要な文献・資料は、オンラインで読めるように配信します。また、ライブ授業を録画して公開します。移動時間の制約無しに受講できるよう配慮します。必要な連絡は、「沖国大ポータル」の「授業連絡」で出します。確認して下さい。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>全回、オンラインでのライブ授業です。教科書は使いません。必要な文献・資料は、オンラインで読めるように配信します。また、ライブ授業を録画して公開します。移動時間の制約無しに受講できるよう配慮します。必要な連絡は、「沖国大ポータル」の「授業連絡」で出します。確認して下さい。</p> |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>ネット環境に負荷をかけないために、受講生のカメラは切ってください。質疑は、基本的に文字チャットで行います。極短いレポート課題を数回（20字～50字）と、中間、期末レポート（2000字～2800字程度）を課します。試験は実施しません。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>評価</p> <p>中間、期末レポート 計85% 小レポート 授業への参加（質問、意見発表など）計15%</p> <p>次のステージ・関連科目</p> <p>比較政治論、アメリカ研究（共通科目・国際理解科目群）など</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 刑法や犯罪問題を窓口にして、社会的な問題を多様な観点から柔軟に考える素養を身に付ける。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 3年 | 在室中（5625）であれば何時でも | |

| | | |
|-------|--|-------------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。 | メッセージ 自分が面白がれる「学び」を見つけてくれれば幸いです。 |
| | 到達目標 ①ある問題を見たときに、自分はどうか考えるかを言語化できること。 ②物事には複数の観点があるということを理解すること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 個別あるいは少人数のグループでの発表・検討を軸に進めていく。各自のテーマの選定は学生との相談のうえで決定する。 ①刑法解釈学および判例の学習 ②個別的な事件からの考察 ③刑罰制度について ④刑罰以外の犯罪処理システム（少年法など） ⑤犯罪現象に係る理論的アプローチ（犯罪学的考察） などがテーマの選定領域となろう。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。 |
| | 学びの手立て ①無難に纏めようとしない。 ②誤解・誤読を恐れない。 ③思ったことは口にだしてみる。 |
| | 評価 報告状況等（討論への参加度50%・報告内容50%）を総合的に勘案して、評価する。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 「刑事訴訟法」「刑法各論」「現代社会と犯罪Ⅰ・Ⅱ」などの講義を履修することを勧める。 |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性

行政法の演習を通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにすること。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 前津 榮健 | 3年 | 講義の前後か、研究室を訪ねること | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。 | メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。 |
| | 到達目標 行政法 I、II の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) ①行政法の基本原理の理解 ②テーマの設定 ③個別報告 |
| | テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。 |
| | 学びの手立て テキスト、六法を持参すること。 |
| | 評価 成績評価は、報告内容 60%、討論 20%、平常点 20% を総合的に判断して行なう。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|--------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 木 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 3年 | ゼミの際に限らず、随時受け付けます。 研究室：5-618 kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。</p> | <p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。</p> |
| 到達目標 | <p>この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるような能力を養成することを目的としています。</p> | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し研究報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法を体系的に理解し、さらに問題解決への能力を養うことを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基本的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実をその中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことにあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。</p> |
| | <p>評価</p> <p>演習への参加姿勢（30%）、担当報告準備の取り組み状況（30%）、当日の報告内容（20%）、質疑や討論の際の発言状況（20%）を総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱ 国際私法 国際民事訴訟法</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性

国際社会における法の役割や機能について関心・知識を深め、国際的な観点から物事を論理的に考えていく力を養う。

[/ 演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業終了時に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|---------------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 報告と討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標です。そのために、報告者には国際的なテーマで報告してもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、参加者には報告に対する意見の提示を求めます。 | メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！ |
| | 到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べられるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業は、テーマ選定、調査、資料作成、発表、討論の流れで進めます。 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマは、報告者・参加者の希望にそって決定します。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！ |
| | 評価 報告の内容（70%）、質問の頻度・内容などの授業への参加態度（30%）により評価します。 |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 上位科目：専門演習Ⅱ、関連科目：国際法Ⅰ～Ⅳ |
|-------|---------------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 水 2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 3年 | sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 沖縄における軍事基地の多様な問題を材料として、地域的課題から国際関係上の課題までを考えて行く。 | メッセージ 「基地の真実」を共に突き止めていくことを目的とします。様々な立場、意見を尊重しながら、事実に基づく議論が出来るよう、心がけましょう。 |
| | 到達目標 眼前の問題を、多角的に考えることができるようになる。 共同作業ができるようになる。 プレゼンテーションを恐れなくなる。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>前期の前半は、基礎的な文献を輪読し、その過程で関心領域・研究対象を見出していき、それを基に、個人・グループで、残る期間での調査研究テーマを決めます。</p> <p>調査方法も指導の下で十分に考え、多様な手法を使うこと。</p> <p>各テーマを、調査し、3～4回の中間報告を経て、年度末に、ゼミ最終報告書を編纂します。テーマは、広く、基地問題に関連した内容ならば、担当教員の指導の下で自由に設定して構いません。</p> <p>地方自治ゼミとの連携を取って学んでいきます。特に学外ゼミとの交流は、両ゼミ合同で行います。</p> <p>時間外課題 前期・担当文献報告準備 研究テーマ決定 後期・調査・報告準備 最終報告書執筆</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は指定しない。前期の必要文献は貸与します。 参考文献は適宜紹介していきます。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>止むを得ない事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介します。主体的に学んでいくように。</p> |
| | <p>評価</p> <p>報告内容を評価する90% ゼミ活動への積極的貢献10%</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習 II で、研究を深める。</p> |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 3年 | sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|----------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 地方自治をめぐるあらゆる課題を材料として、より良い自治のあり方を探る。 | メッセージ 沖縄を、広く、深く知るよう、共に学びましょう。 |
| | 到達目標 課題発見と解決策の形成の基礎を身に付けられる。 共同作業ができるようになる。 プレゼンテーションを恐れなくなる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの準備 | 到達目標 課題発見と解決策の形成の基礎を身に付けられる。 共同作業ができるようになる。 プレゼンテーションを恐れなくなる。 |
| | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>沖縄の自治をめぐる課題全般を研究します。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられます。</p> <p>年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始め、この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決めます。調査、研究の方法についても、十分な時間をかけて決めます。文献調査、聴き取り調査、アンケート、等、指導の下で、目指す課題に最適な方法を考えていって下さい。</p> <p>その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3-4回の中間報告をします。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂します。このような計画ですが、運営については議論をして合意を作った上で進めていきます。</p> <p>フィールドワークも積極的に企画し、また、学外での学びの機会を紹介していきます。 基地問題ゼミとの連携も図り、特に県外ゼミとの交流がある場合には、両方のゼミ合同で実施します。</p> <p>時間外課題 前期 担当文献発表 研究テーマ決定 後期 調査・報告準備 最終報告書執筆</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>使用しません。前期の必要文献は貸与します。 参考文献は必要に応じて紹介していきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>使用しません。前期の必要文献は貸与します。 参考文献は必要に応じて紹介していきます。</p> |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>抛所無い事情がある場合以外、毎週のゼミへの出席は当然のことながら義務です。 学外で学ぶ機会も、適宜紹介するので、関心がある企画には、積極的に参加するように。</p> |
| | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>評価</p> <p>報告内容を評価する90% ゼミ活動への積極的貢献10%</p> |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱで、更に研究を深める</p> |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 佑佳 | 3年 | 基本的にはメールにて受け付けます(面談対応もいたします)。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい 少人数制のゼミで、主に憲法的な問題を素材に議論し分析して行くことで、①1・2年次に学習した知識を定着させること、②実際に社会で起きる問題について、他者とのコミュニケーションの中で、知識を応用して自分の言葉で議論を展開させ、理解を深めていくことを目的とします。 | メッセージ 学生さんが主体となって、扱うテーマについて、自分の考えを表現し、他人の意見も知り、深い見識を培うことができる良い機会になると思います。遠慮せず、積極的に議論に参加してみてください。 |
| | 到達目標 これまで学んできた講義の知識を総合的に関連づけ、それらを用いて、現実社会に存在する(主に)憲法的な問題・事柄について、他者とのやり取りの中で、自分の考え・見解を論理立てて説明できるようになることを目指します。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む) 基本的には憲法に関する問題を素材として、報告者を決めて報告をもとに議論を進める予定ですが、憲法問題に限定せず、ゼミ生さんが気になる時事的な問題なども適宜取り上げます。詳細は、随時相談の上決定します。 また、前期については、「意見が言いやすい環境づくり」のため、ゼミ生さん間の交流にも重きを置きます(自己紹介・他己紹介からはじまり、ゼミ生さんがみんなと会話したことがあるようにするため、2、3人のグループ学習等も進めます)。 なお、方法としては、教員がレジュメ・資料等を準備し、それについてゼミ生さんが意見共有・議論をしていく場合と、2～3人のグループで、ゼミ生さんがテーマ設定からレジュメ作成、意見共有・議論、みんなの意見の取りまとめまで行う場合とを、適宜組み合わせ進めていきます。 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト・参考文献・資料等は特に指定せず、扱うテーマに応じて、必要な文献・資料等を皆さんと相談し、決定します。 |
| | 学びの手立て 日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、新聞やテレビのニュースなどに触れる機会を意識的に設けてみてください。そして、知らないことや分からないことがあれば、大卒だけでも調べてみようという心構えでいると良いと思います。そこで得た知識が、ゼミの場でも役立つことが多々あると思います。 |
| | 評価 ゼミへの貢献度【レポート・レジュメ作成、報告の担当(60%)、ゼミ・議論参加への姿勢(40%)】を考慮して総合的に評価します。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 ゼミでの学習を活かして、一有権者として、政治問題、憲法問題に興味関心をもち、自ら積極的に考えることができる社会人になることを期待しています。 |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 水 2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 3年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 『大切なものは目に見えない』とはサンテグジュペリの小さな王子さまのテーマですが、ここでは皆で議論することを通じて刑事法学にとって大切なもの、刑事法学的思考様式を学ぶ。ちなみに、昨年度は、法廷教室を使用し、裁判員裁判を行わせ、刑事手続のあり方を学習させた。 | メッセージ 刑法など刑事法分野を専攻した成果を残すため、基礎的なテーマに取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養する。 |
| | 到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する。 | |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する。 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 開講日に成績評価の約束事、ゼミのテーマを決めさせる。その後、グループ編成の上、判例テーマの分担をして、報告、質疑応答、討論の順に進行。どのような問題に関心を持っているかを「演習登録カード」に詳しく書き込んでおくこと。それをもとに履修登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出し、課題を出して選抜することもある。実施する場合は、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。授業の展開と時間外学習の内容との具体的なイメージは、専門演習Ⅱと同じ。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 最新の六法、刑法判例百選Ⅰ（有斐閣）、刑事訴訟法判例百選（有斐閣） 適宜、指示する。 |
| | 学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明できるようになるだけでなく、批判的に考察する訓練を行う。 |
| | 評価 報告の内容や授業中の発言100% 無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位は与えられない。楽しいゼミにしたいので、私の話や仲間の報告を聞いているだけでなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人に来て欲しい。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 判例の中から課題を見つけ、それを明確化し、展開する能力を身につけることで、卒業後の仕事における問題解決が的確になるような能力を高める。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 木 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 芝田 秀幹 | 3年 | hidekis@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>テーマ：政治学研究。ゼミ担当者＝芝田の専門は政治思想史であるが、これをベースにして政治現象を深く考察する政治学ゼミにここ数年している。現代の日本の抱える様々な政治問題、沖縄の問題に政治学理論の観点から研究を行う予定である。従って、ありがちな通り一辺倒な政治解釈や議論は避け、問題を政治学的により掘り下げて考えるゼミにしたい。</p> | <p>政治学と聞くと取っつきにくいイメージがあるかもしれない。しかし日本国全体の問題であれ、沖縄の問題であれ、学問的成果を踏まえた冷静な視点が、今求められているように思う。床屋政談にならないように気をつけながら、今の政治を理論的に解明するゼミにしたい。なお、2月には東京の大学生との合同ゼミや最高裁・国会見学、議員訪問等を行う「東京合宿」を行う予定である（隔年）。</p> |
| 到達目標 | 過去・現代・未来の政治を学問的観点から理解できる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>基本的には政治学に関する基本書を読み進める形を取るが、テキストは学生諸君と相談して決める。また、今の沖縄の政治問題や日本国全体の政治問題についても大いに議論したいので、随時関連する時事問題についても取り上げたい（特に後期）。なお、扱うテーマ＝政治学の内容は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治とは 2. 国家と市民社会 3. 民主主義とは 4. 民族とネイション 5. 安全保障と米軍基地 6. マスメディアと大衆社会 7. イデオロギー：「パヨク」と「ネトウヨ」 8. 自由主義・リベラリズム・リベラル 9. 正義と平等 10. 戦争と平和 |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>開講時に指定する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>お互いに気軽に議論できる雰囲気を作ることがまず肝要。ぜひご協力を。 2月には東京の大学生との合同ゼミや最高裁・国会見学、議員訪問等を行う「東京合宿」を行う予定である（隔年）</p> |
| | <p>評価</p> <p>ゼミ報告の内容70%、ゼミ貢献度30%。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>「政治学原論」「政治学Ⅰ・Ⅱ」「政治思想史」を履修すること。</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性

「地域社会が抱える課題に対する認識を深め、これらを解決する方法を見出すため、専門的知識の習得」を目指します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 木 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平 剛 | 3年 | 随時。(5-609) | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 国や自治体財政の分析を通して、そこでの課題等を的確に把握し、その改善へ向けてしっかりとした意見を提示できるようになることです。 | クラスでのディスカッションに加えて、パソコン演習も実施していきたいと考えています。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 財政分析に限らず、このゼミでの活動を通して、身の回りの様々な課題に関して、その問題を本質を正しく理解し、その原因や解決策について仮説を立て、それを検証していく能力を養うことです。 |
|------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>前期) 財政の入門書、関連文献を読み、それについて議論します。 これまでに取り上げた本は、①井手英策著『日本財政 転換の指針』、②同『財政から読みとく日本社会』、③小黒一正著『財政危機の深層 増税・年金・赤字国債を問う』、④沖縄タイムス編『しのびよる破綻』、⑤定野司著『図解よくわかる自治体予算のしくみ』、⑥大和田一絃著『習うより慣れろの市町村財政分析』、などです。今年度の図書については、相談の上、決めたいと思います。</p> <p>後期) 各自研究課題を設定し、調べた成果をクラスで報告してもらいます。または、関連する文献についての報告でも可。 これまでに報告のあったテーマは、①消費税率の引き上げ問題、②財政赤字、③少子高齢化と年金、④介護保険制度の問題、⑤市町村合併、⑥米軍基地と自治体財政、⑦環境税（法定外目的税）の導入について、などです。</p> <p>その他、パソコン演習やフィールド・ワークを実施します。パソコン演習では主にMS-Excelを使い、データの入力、伸び率や構成比の計算、グラフの作成、および簡単な統計分析までやってみたくと考えています。フィールド・ワークとしては、これまで県内北部の町村や糸満市、沖縄市などで財政担当者へのヒアリングを行ってきました。今年度の訪問先については、クラスで相談の上、決めたいと思います。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>ゼミ生の関心に応じて、決めます。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃から財政に関するニュースなどに注意を払うように心がけて下さい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>ゼミへの貢献度（資料の作成、討論への参加）およびレポートの内容により評価します（100％）。</p> |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>地方財政論、公共事業論</p> |
|-------|---------------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 月 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 3年 | ゼミ終了後の教室、あるいはオフィスアワー(木・3)の研究室(5524)にて。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本ゼミでは、沖縄県の自治について考えたいです。戦後日本において、沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありません。1990年代から分権改革は続いています。沖縄県はその最前線という感があります。改革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的アプローチや現状分析を通して、考察しましょう。 | ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 自分の選んだ専門テーマについて学内でいちばんの見識を持てるようにすることです。 |
|------|---|

| | |
|--|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | <p>授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、教員やゼミ仲間の助言を受け、不十分な点をさらに調査して、最終的には卒業レポート集をまとめる事ができればと思います。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは相談のうえ決定します(例年は新書です)。 ゼミ生の研究テーマに沿った参考文献を時宜に応じて紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>自治をめぐる状況や研究は日々に変化したり深化したりします。関連する新聞記事、映像、そして博物館・公文書館の展示に注意を払って下さい。新聞は全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる新聞記事は切抜きを、映像は録画するとよいでしょう。</p> |
| <p>評価</p> <p>報告(70%)と発言(30%)にて評価します。報告については、進め方やレジュメの作り方をゼミの時間内・時間外に指導しますので、安心して下さい。</p> | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習 I の積み重ねの上に専門演習 II があります。担当者が開講している地方自治論、自治体経営論、そして沖縄政治史を受講するように。</p> |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性 専門的な学習とディスカッション、プレゼンテーションを行うことでカリキュラム・ポリシーの5に関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 水 2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 3年 | f. nozoe@okiu. ac. jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、日本外交や沖縄米軍基地、国際政治の歴史と現在について学び、議論することを目的とします。 | メッセージ ゼミは、受講者のみなさんが「受け身」ではなく主体的に学び、参加することによって成り立ちます。いいゼミになるかどうかは、みなさんの積極姿勢にもかかっています。 |
| | 到達目標 日本の外交安全保障政策や沖縄の抱える課題についての基本的な知識を押さえ、自分の考えを述べることができるようになることを目指します。また、発表や議論を通して、プレゼンテーションやディスカッションの能力を高めます。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 夏学期は、沖縄の米軍基地問題についての歴史と現在に関する文献を輪読し、発表・議論します。 夏休みは、ゼミ合宿や県外の大学のゼミとの交流を行う予定です。 冬学期は、文献の輪読とともに、グループごとに国際政治や日本外交、沖縄についてテーマを選んで調査・発表してもらいます。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 講義の中で説明します。 |
| | 学びの手立て 新聞に日々目を通すなど、社会のことに関心を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。 |
| | 評価 受講態度や発言といった平常点(80%)と発表・報告の内容(20%)で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 国際政治学、日本外交史、アジアと日本 |
|-------|-----------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 木 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 3年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本演習では、受講者の興味・関心に従ってテーマを選定し、調査・報告を求める。その一連の活動を通じて、行政法およびその関連する法の知識の定着を図る。具体的な内容は受講者と相談のうえで決定する。 | 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本演習を通じて得た知識を、これらの場面で是非活用してください。 |
| 到達目標 | 本演習の到達目標は、文献の読み方、関連文献の渉猟、レジユメの作成、論理的な報告・議論・文章作成など、演習として当たり前に要求されることを当たり前に行えるようになることとする。また、夏期休業期間中に、他大学との合同ゼミ合宿を予定している。当該合宿を通じて、外の世界にも目を向け、自らの成長の糧とする。 | |

| | | | |
|-------|-----------|----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 前期オリエンテーション | 次回以降の報告内容の検討・準備 |
| | 2 | 基礎的文献の輪読① | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 3 | 基礎的文献の輪読② | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 4 | 基礎的文献の輪読③ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 5 | 基礎的文献の輪読④ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 6 | 基礎的文献の輪読⑤ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 7 | 基礎的文献の輪読⑥ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 8 | 基礎的文献の輪読⑦ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 9 | 基礎的文献の輪読⑧ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 10 | 基礎的文献の輪読⑨ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 11 | 基礎的文献の輪読⑩ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 12 | 基礎的文献の輪読⑪ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 13 | 基礎的文献の輪読⑫ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 14 | 基礎的文献の輪読⑬ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 15 | 基礎的文献の輪読⑭ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 16 | 後期オリエンテーション | 次回以降の報告内容の検討・準備 |
| | 17 | 基礎的文献の輪読⑮ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 18 | 基礎的文献の輪読⑯ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 19 | 基礎的文献の輪読⑰ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 20 | 基礎的文献の輪読⑱ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 21 | 基礎的文献の輪読⑲ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 22 | 基礎的文献の輪読⑳ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 23 | 基礎的文献の輪読㉑ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 24 | 基礎的文献の輪読㉒ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 25 | 基礎的文献の輪読㉓ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 26 | 基礎的文献の輪読㉔ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 27 | 基礎的文献の輪読㉕ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 28 | 基礎的文献の輪読㉖ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 29 | 基礎的文献の輪読㉗ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| 30 | 基礎的文献の輪読㉘ | 当該文献内容の検討・事前学習 | |
| 31 | まとめ | まとめの内容を整理する | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。教材を使用する場合には、適宜、こちらで準備をして配布する。</p> |
| | <p>学びの手立て 演習科目は、まず出席することが前提となる。 出席をし、議論を通じて、互いに理解を深めることが学びの中心となる。</p> |
| | <p>評価 平常点（発言などを通じた授業への参加姿勢・貢献度など）100%で評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 関連科目：行政法・環境法・地方自治法・公務員法など、関連する講義科目を是非履修してください。 次のステージ：行政法を学び、そして得た知識を用いて、身近なニュースについて行政法学的に考えるという実践的な活動をしてみてください。</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習 I | 通年 | 火 4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 上江洲 純子 | 3年 | ゼミの際に限らず、随時受け付けます。 | |

| | | |
|-------|------|-------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 到達目標 | |

ねらい

- ・自ら設定したテーマや判例を研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、論理的思考力や課題解決能力を養います。
- ・ゼミでの報告やディベート、模擬裁判を通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。
- ・学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。

メッセージ

自分が関心を持っているテーマや判例についてとことん調べて、それを報告したり、ゼミのメンバーとの議論や模擬裁判を行うことで、他者を論理的に説得するにはどうすればよいか、効果的なプレゼンテーションとはどういうものかを知って欲しいと願っています。ゼミの仲間達とともに、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を共有していきましょう。

到達目標

- ・基本的な法律や判例の読み方、判例やテーマ研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。
- ・研究対象となった判例やテーマの内容を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。
- ・研究対象となった判例やテーマの論点・課題を理解した上で、その解決策を自分の言葉で説明できるようになることを目指します。

| | |
|-------|--------|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | 学びの手立て |
| | 評価 |

授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)

スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。概ね以下の通り進めていきます。

【前期】第1回～第6回：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法等を教えながら、それぞれ担当するテーマの調査を行う。報告担当日には、準備した内容を報告し、他のゼミ生からの質疑等に答える。

*時間外学習：選択したテーマに必要な資料を検索し収集する。収集した資料を読む。関連する法令等を調べる。報告内容を検討し、レジュメを作成する。

第7回～第11回：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法等を教えながら、判例研究を行う。

*時間外学習：判例研究に必要な資料を検索し収集する。収集した資料を読む。判決文や判例評釈で理解できない部分を調べる。

第12回～第15回：各チームによる判例報告を行い、他のチームのゼミ生からの質疑等に対応する。

*時間外学習：判例研究の内容をまとめたレジュメを作成する。

【後期】第16回～第19回：原告・被告に分かれ、担当する事件の概要や争点を把握し、裁判傍聴なども行いつつ、模擬裁判の準備を行う。

*時間外学習：那覇地方裁判所へ裁判傍聴を行う。関連する法令や判例を調べる。事実の概要や争点を整理する。

第20回～第25回：法廷教室で証人尋問や本人尋問を行う。2つの事件のうち担当していない事件については裁判官として模擬裁判を進行する。

*時間外学習：主尋問・反対尋問の質問内容・回答内容を作成する。

第26回～第28回：判決を検討し、言い渡す。

*時間外学習：尋問内容を整理する。判決文を作成する。

第29回～第30回：ゼミの1年間の活動報告をまとめたゼミ活動集を作成する。

*時間外学習：ゼミのデータを整理し印刷する。

テキスト・参考文献・資料など

『民事訴訟法判例百選(第5版)』別冊ジュリストNo226(有斐閣)
林道晴・太田秀哉編『ライブ争点整理』(有斐閣)

履修の心構えは以下の通りです。

- ・民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。
- ・履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。

演習への参加姿勢(30%)、担当報告準備の取り組み姿勢(30%)、当日の報告内容(20%)、質疑や討論の際の発言状況(20%)を総合的に評価します。

| | |
|-------|---------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 次は「専門演習Ⅱ」を履修してください。 |

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 柴田 優人 | 4年 | 講義に教室および研究室等で適宜対応するし、メールでも随時対応する。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本演習では、受講者の興味・関心に従ってテーマを選定し、調査・報告を求める。その一連の活動を通じて、行政法およびその関連する法の知識の定着を図る。具体的な内容は受講者と相談のうえで決定する。 | 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本演習を通じて得た知識を、これらの場面で是非活用してください。 |
| 到達目標 | 本演習の到達目標は、文献の読み方、関連文献の渉猟、レジユメの作成、論理的な報告・議論・文章作成など、演習として当たり前要求されることを当たり前に行えるようになることとする。また、夏期休業期間中に、他大学との合同ゼミ合宿を予定している。当該合宿を通じて、外の世界にも目を向け、自らの成長の糧とする。 | |

| | | | |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (前期オリエンテーション) | 次回以降の報告内容の検討・準備 |
| | 2 | 基礎的文献の輪読① | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 3 | 基礎的文献の輪読② | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 4 | 基礎的文献の輪読③ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 5 | 基礎的文献の輪読④ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 6 | 基礎的文献の輪読⑤ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 7 | 基礎的文献の輪読⑥ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 8 | 基礎的文献の輪読⑦ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 9 | 基礎的文献の輪読⑧ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 10 | 基礎的文献の輪読⑨ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 11 | 基礎的文献の輪読⑩ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 12 | 基礎的文献の輪読⑪ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 13 | 基礎的文献の輪読⑫ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 14 | 基礎的文献の輪読⑬ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 15 | 基礎的文献の輪読⑭ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 16 | (対) 後期オリエンテーション | 次回以降の報告内容の検討・準備 |
| | 17 | 基礎的文献の輪読⑮ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 18 | 基礎的文献の輪読⑯ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 19 | 基礎的文献の輪読⑰ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 20 | 基礎的文献の輪読⑱ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 21 | 基礎的文献の輪読⑲ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 22 | 基礎的文献の輪読⑳ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 23 | 基礎的文献の輪読㉑ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 24 | 基礎的文献の輪読㉒ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 25 | 基礎的文献の輪読㉓ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 26 | 基礎的文献の輪読㉔ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 27 | 基礎的文献の輪読㉕ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 28 | 基礎的文献の輪読㉖ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| | 29 | 基礎的文献の輪読㉗ | 当該文献内容の検討・事前学習 |
| 30 | 基礎的文献の輪読㉘ | 当該文献内容の検討・事前学習 | |
| 31 | (対) まとめ | まとめの内容を整理する | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。教材を使用する場合には、適宜、こちらで準備をして配布する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 演習科目は、まず出席することが前提となる。 出席をし、議論を通じて、互いに理解を深めることが学びの中心となる。</p> |
| | <p>評価 平常点（発言などを通じた授業への参加姿勢・貢献度など）100%で評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 次のステージ：本演習を通じて獲得した知識や実力を遺憾なく発揮し、さまざまな問題を的確に理解し、その解決方法を提案する場面に役立ててください。</p> |

※ポリシーとの関連性 刑法や犯罪問題を窓口にして、社会的な問題を多様な観点から柔軟に考える素養を身に付ける。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 4年 | 在室中（5625）であれば何時でも。 | |

| | | |
|-------|--|-------------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。 | メッセージ 自分が面白がれる「学び」を見つけてくれれば幸いです。 |
| | 到達目標 ①ある問題を見たときに、自分はどうか考えるかを言語化できること。 ②物事には複数の観点があるということを理解すること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの準備 | 到達目標 ①ある問題を見たときに、自分はどうか考えるかを言語化できること。 ②物事には複数の観点があるということを理解すること。 |
| | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>個別あるいは少人数のグループでの発表を軸に進めていく。各自のテーマの選定は学生との相談のうえで決定する。</p> <p>①刑法解釈学および判例の学習 ②個別的な事件からの考察 ③刑罰制度について ④刑罰以外の犯罪処理システム（少年法など） ⑤犯罪現象に係る理論的アプローチ（犯罪学的考察） 以上がテーマの選定領域となろう。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>個別に指示する。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>個別に指示する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>①無難に纏めようとしない。 ②誤解・誤読を恐れない。 ③思ったことは口に出してみる。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>①無難に纏めようとしない。 ②誤解・誤読を恐れない。 ③思ったことは口に出してみる。</p> |
| | <p>評価</p> <p>報告態度等（討論への参加度50％・報告内容50％）を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>評価</p> <p>報告態度等（討論への参加度50％・報告内容50％）を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。</p> |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑事法関連科目「刑法各論」「刑事訴訟法」「現代社会と犯罪Ⅰ・Ⅱ」などを履修することが望ましい。</p> |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性

行政法の演習を通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにする。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 前津 榮健 | 4年 | 講義の前後か、研究室を訪ねること | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。 | メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。 |
| | 到達目標 行政法Ⅰ、Ⅱの知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①行政法の基本原理の理解 ②テーマの設定 ③個別報告 |
| | テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。 |
| | 学びの手立て テキスト、六法を持参すること。 |
| | 評価 成績評価は、報告内容60%、討論20%、平常点20%を総合的に判断して行なう。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 4年 | ゼミの際に限らず、随時受け付けます。 研究室：5-618 kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。</p> | <p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。</p> |
| 到達目標 | <p>この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるような能力を養成することを目的としています。</p> | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基本的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実の中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことにあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。</p> |
| 評価 | <p>演習への参加姿勢（30%）、担当報告準備の取り組み状況（30%）、当日の報告内容（20%）、質疑や討論の際の発言状況（20%）を総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>家族法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（以上大学院）</p> |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性

国際社会における法の役割や機能について関心・知識を深め、国際的な観点から物事を論理的に考えていく力を養う。

[/演習]

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 4年 | メールで、または、授業終了時に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---------------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 報告と討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標です。そのために、報告者には国際的なテーマで報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、参加者には報告に対する意見の提示を求めます。 | メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！ |
| | 到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識と関心を持ち、自分の見解を論理的に述べられるようになること。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業は、テーマ選定、調査、資料作成、発表、討論の流れで進めます。 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマは、報告者・参加者の希望にそって決定します。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！ |
| | 評価 報告の内容（70%）、質問の頻度・内容などの授業への参加態度（30%）により評価します。 |

| | |
|-------|----------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法Ⅰ～Ⅳ |
|-------|----------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 4年 | sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 地域のあらゆる課題を対象に、より良い自治のあり方を探る | メッセージ 沖縄を、広く深く知るよう、共に学びましょう |
| | 到達目標 課題発見と解決策の形成の基礎を身に付けられる。 共同作業ができるようになる。 プレゼンテーションを恐れなくなる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>沖縄の自治をめぐる課題全般を研究します。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政などが考えられます。</p> <p>年度当初は、指定した文献・資料をグループで分担して読み、内容を報告することから始め、この期間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決めます。調査・研究の方法についても、十分な時間をかけて決めていきます。文献調査、聞き取り調査、アンケート等、指導の下で、目指す課題に最適な方法を考えて下さい。</p> <p>その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3～4回の中間報告をします。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂します。このような計画ですが、運営については議論により合意を作った上で進めていきます。</p> <p>ゼミでのフィールドワークも積極的に企画します。 基地問題ゼミとの連携も図り、特に県外ゼミとの交流がある場合には、両方のゼミ合同で実施します。</p> <p>時間外課題 前期 担当文献発表 研究テーマ決定 後期 調査・報告準備 最終報告書執筆</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は使用します。前期の必要文献は貸与します。 参考文献は、必要に応じて紹介していきます。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>止むを得ない事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介します。主体的に学ぶように。</p> |
| | <p>評価</p> <p>報告内容を評価する90% ゼミ活動への積極的貢献10%</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>社会に出てからも責任ある地域住民として自治に関わる。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 水2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 4年 | sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 沖縄における軍事基地の多様な問題を材料として、地域的課題から国際関係上の課題までを考えていく | メッセージ 「基地の真実」を共に突き止めていきましょう |
| | 到達目標 眼前の問題を、多角的に考えることができるようになる。 共同作業ができるようになる。 プレゼンテーションを恐れなくなる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>前期の前半は、基礎的な文献を輪読し、その過程で関心領域・研究対象を見出していく。それを基に、個人・グループで、残る期間での調査研究テーマを決める。</p> <p>調査方法も、指導の下で十分に考え、多様な手法を使っていくこと。</p> <p>各テーマを調査し、3～4回の中間報告を経て、年度末にゼミ最終報告書を編纂する。テーマは、広く基地問題に関連していれば、自由に設定して構わない。</p> <p>地方自治ゼミとの連携を取り学んでいく。特に学外ゼミとの交流は、両ゼミ合同で行う。</p> <p>時間外課題 前期 担当文献発表 研究テーマ決定 後期 調査・報告準備 最終報告書執筆</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は指定しない。前期の必要文献は貸与する。 参考文献は適宜紹介する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>抛所無い事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介する。主体的に学ぶように。</p> |
| | <p>評価</p> <p>報告内容を評価する90% ゼミ活動への積極的貢献10%</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>社会に出てからも関心を継続するための基礎を築く。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 佑佳 | 4年 | 基本的にはメールにて受け付けます(面談対応もいたします)。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい 少数数制のゼミで、憲法的な問題を素材に議論し分析して行くことで、①1・2・3年次に学習した知識を定着させること、②実際に社 会で起きる問題について、他者とのコミュニケーションの中で、知 識を応用して自分の言葉で議論を展開させ、理解を深めていくこと を目的とします。 | メッセージ 学生さんが主体となって、扱うテーマについて、自分の考えを表現 し、他人の意見も知り、深い見識を培うことができる良い機会にな ると思います。遠慮せず、積極的に議論に参加してみてください。 |
| | 到達目標 これまで学んできた講義の知識を総合的に関連づけ、それらを用いて、現実社会に存在する(主に)憲法的な問題・事柄について、他 者とのやり取りの中で、自分の考え・見解を論理立てて説明できるようになることを目標とします。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む) 基本的には憲法に関する問題を素材として議論を進める予定ですが、憲法問題に限定せず、ゼミ生さんが気になる 時事的な問題なども適宜取り上げます。詳細は、随時相談の上決定します。 また、前期については、「意見が言いやすい環境づくり」のため、ゼミ生さん間の交流にも重きを置きます(自 己紹介・他己紹介からはじまり、ゼミ生さんがみんなと会話したことがあるようにするため、2、3人のグループ 学習等も進めます)。 なお、方法としては、教員がレジュメ・資料等を準備し、それについてゼミ生さんが意見共有・議論をしていく 場合と、2～3人のグループで、ゼミ生さんがテーマ設定からレジュメ作成、意見共有・議論、みんなの意見の 取りまとめまで行う場合とを、適宜組み合わせ進めていきます。 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト・参考文献・資料等は特に指定せず、扱うテーマに応じて、必要な文献・資料等を皆さんと相談し、決 定します。 |
| | 学びの手立て 日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、新聞やテレビのニュースなどに触れる機会を意識的 に設けてみてください。そして、知らないことや分からないことがあれば、大卒だけでも調べてみよう、という 心構えしていると良いと思います。そこで得た知識が、ゼミの場でも役立つことが多々あると思います。 |
| | 評価 ゼミへの貢献度【レジュメ・レポート作成、報告の担当(60%)、ゼミ・議論参加への姿勢(40%)】を考慮して総 合的に評価します。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 ゼミでの学習を活かして、一有権者として、政治問題、憲法問題に興味・関心を持ち、自ら積極的に考えること ができる社会人になることを期待しています。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 水2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 4年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|----------------------------|------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ。 | メッセージ 楽しくなければゼミではない |
| | 到達目標 判例の理解を通して、法の真実を知る | |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 判例の理解を通して、法の真実を知る |
|-------|---------------------------|

| | | | |
|-------|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | オリエンテーション | ゼミ仲間のプロフィールを知る |
| | 2 | グループ分けと担当判例の分担 | 指定判例集を読んでくる |
| | 3 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 4 | 報告と全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 5 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 6 | 報告と全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 7 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 8 | 報告と全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 9 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 10 | 報告と全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 11 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 12 | 報告と全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 13 | レジュメ作り | 担当判例の原文を読み込む |
| | 14 | 全体討議 | レポートの課題を持ち寄る |
| | 15 | 刑事裁判の傍聴 | 被告人の様子と法廷の様子をメモ |
| | 16 | 刑務所の参観 | 受刑者の様子と施設の様子をメモ |
| | 17 | 少年院の参観 | 少年の様子と少年院の造作をメモ |
| | 18 | 少年鑑別所の参観 | 心理技官の様子と施設の造作メモ |
| | 19 | 懇親会 | 徹底的に遊ぶ |
| | 20 | グループ分けと担当判例の分担 | 指定判例の原文を読み込む |
| | 21 | レジュメ作り | レポートの課題を持ち寄る |
| | 22 | 報告と全体討論 | 指定判例の原文を読み込む |
| | 23 | レジュメ作り | レポートの課題を持ち寄る |
| | 24 | 報告と全体討論 | 指定判例の原文を読み込む |
| | 25 | レジュメ作り | レポートの課題を持ち寄る |
| | 26 | 報告と全体討論 | 指定判例の原文を読み込む |
| | 27 | レジュメ作り | レポートの課題を持ち寄る |
| | 28 | 報告と全体討論 | 指定判例の原文を読み込む |
| | 29 | レジュメ作り | レポートの課題を持ち寄る |
| 30 | 報告と全体討論 | 指定判例の原文を読み込む | |
| 31 | ゼミ合宿（1年間のゼミで学んだことの振り返り）と4年生の追い出しコンパ | 勉強と遊びにメリハリをつける | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など 判例百選Ⅱ刑法各論（有斐閣）、判例百選刑事訴訟法（有斐閣）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 刑法、刑事訴訟法の理論書を読み込む。判例は必ず原文に当たり、事実関係を正確に知る。判例の射程範囲を正確に見極める。</p> |
| | <p>評価 ゼミでの発言（50%）、課題レポートおよびレジュメの出来具合（50%）</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 ゼミで学んだ論理的思考力を実社会、ビジネスなどで展開できるよう自信を持つことが、あなたの「次のステージ」です。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 芝田 秀幹 | 4年 | hidekis@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>テーマ：政治学研究。ゼミ担当者＝芝田の専門は政治思想史であるが、これをベースにして政治現象を深く考察する政治学ゼミにした。現代の日本の抱える様々な政治問題、沖縄の問題に政治学理論の観点から研究を行う予定である。従って、ありがちな通り一辺倒な政治解釈や議論は避け、問題を政治学的により掘り下げて考える習慣を身に付けてほしい。</p> | <p>政治学と聞くと取っつきにくいイメージがあるかもしれない。しかし日本国全体の問題であれ、沖縄の問題であれ、学問的成果を踏まえた冷静な視点が、今求められているように思う。床屋政談にならないように気をつけながら、今の政治を理論的に解明するゼミにしたい。なお、2月には東京の大学生との合同ゼミや最高裁・国会見学、議員訪問等を行う「東京合宿」を行う予定である（隔年）。</p> |
| 到達目標 | 過去・現代・未来の政治を学問的観点から理解できる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>基本的には政治学に関する基本書を読み進める形を取るが、テキストは学生諸君と相談して決める。また、今の沖縄の政治問題や日本国全体の政治問題についても大いに議論したいので、随時関連する時事問題についても取り上げたい（特に後期）。なお、扱うテーマ＝政治学の内容は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治とは 2. 国家と市民社会 3. 民主主義とは 4. 民族とネイション 5. 安全保障と米軍基地 6. マスメディアと大衆社会 7. イデオロギー：「パヨク」と「ネトウヨ」 8. 自由主義・リベラリズム・リベラル 9. 正義と平等 10. 戦争と平和 |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>開講時に指定する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>お互いに気軽に議論できる雰囲気を作ることがまず肝要。ぜひご協力を。 2月には東京の大学生との合同ゼミや最高裁・国会見学、議員訪問等を行う「東京合宿」を行う予定である（隔年）</p> |
| | <p>評価</p> <p>ゼミ報告70%、ゼミ貢献度30%。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>「政治学原論」「政治学Ⅰ・Ⅱ」「政治思想史」を履修すること。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 上江洲 純子 | 4年 | ゼミの際に限らず、随時受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自ら設定したテーマや判例を研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、論理的思考力や課題解決能力を養います。 ゼミでの報告やディベート、模擬裁判を通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。 | <p>自分が興味を持っているテーマや判例についてとことん調べて、それを報告したり、ゼミのメンバーとの議論や模擬裁判を行うことで、他者を論理的に説得するにはどうすればよいか、効果的なプレゼンテーションとはどういうものかを知って欲しいと願っています。ゼミの仲間達とともに、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を共有していきましょう。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 基本的な法律や判例の読み方、判例やテーマ研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 研究対象となった判例やテーマの内容を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例やテーマの論点・課題を理解した上で、その解決策を自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。概ね以下の通り進めていきます。</p> <p>【前期】第1回～第6回：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法等を教えながら、それぞれ担当するテーマの調査を行う。報告担当日には、準備した内容を報告し、他のゼミ生からの質疑等に答える。</p> <p>*時間外学習：選択したテーマに必要な資料を検索し収集する。収集した資料を読む。関連する法令等を調べる。報告内容を検討し、レジュメを作成する。</p> <p>第7回～第11回：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法等を教えながら、判例研究を行う。</p> <p>*時間外学習：判例研究に必要な資料を検索し収集する。収集した資料を読む。判決文や判例評釈で理解できない部分を調べる。</p> <p>第12回～第15回：各チームによる判例報告を行い、他のチームのゼミ生からの質疑等に対応する。</p> <p>*時間外学習：判例研究の内容をまとめたレジュメを作成する。</p> <p>【後期】第16回～第19回：原告・被告に分かれ、担当する事件の概要や争点を把握し、裁判傍聴なども行いつつ、模擬裁判の準備を行う。</p> <p>*時間外学習：那覇地方裁判所へ裁判傍聴を行う。関連する法令や判例を調べる。事実の概要や争点を整理する。</p> <p>第20回～第25回：法廷教室で証人尋問や本人尋問を行う。2つの事件のうち担当していない事件については裁判官として模擬裁判を進行する。</p> <p>*時間外学習：主尋問・反対尋問の質問内容・回答内容を作成する。</p> <p>第26回～第28回：判決を検討し、言い渡す。</p> <p>*時間外学習：尋問内容を整理する。判決文を作成する。</p> <p>第29回～第30回：ゼミの1年間の活動報告をまとめたゼミ活動集を作成する。</p> <p>*時間外学習：ゼミのデータを整理し印刷する。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>『民事訴訟法判例百選（第5版）』別冊ジュリストNo226（有斐閣） 林道晴・太田秀哉編『ライブ争点整理』（有斐閣）</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。 |
| | <p>評価</p> <p>演習への参加姿勢（30%）、担当報告準備の取り組み状況（30%）、当日の報告内容（20%）、質疑や討論の際の発言状況（20%）を総合的に評価します。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>演習で修得した論理的思考力や課題解決能力を発揮してください。</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 「地域社会が抱える課題に対する認識を深め、これらを解決する方法を見出すため、専門的知識の習得」を目指します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平剛 | 4年 | 随時(5-609) | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 国や自治体財政の分析を通して、そこでの課題等を的確に把握し、その改善へ向けてしっかりとした意見を提示できるようになることです。 | クラスでのディスカッションに加えて、パソコン演習やフィールド・ワーク等も実施していきたいと考えています。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 財政分析に限らず、このゼミでの活動を通して、身の回りの様々な課題の関して、その問題の本質を正しく理解し、その原因や解決策について仮説を立て、それを検証していく能力を養うことです。 |
|------|---|

| | |
|--------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | <p>授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>前期) 財政の入門書、関連文献を読み、それについて議論します。 これまでに取り上げた本は、①井手英策著『日本財政 転換の指針』、②同『財政から読みとく日本社会』、③小黒一正著『財政危機の深層 増税・年金・赤字国債を問う』、④沖縄タイムス編『しのびよる破綻』、⑤定野司著『図解よくわかる自治体予算のしくみ』、⑥大和田一紘著『習うより慣れろの市町村財政分析』、などです。今年度の図書については、相談の上、決めたいと思います。</p> <p>後期) 各自研究課題を設定し、調べた成果をクラスで報告してもらいます。または、関連する文献についての報告でも可。 これまでに報告のあったテーマは、①消費税率の引き上げ問題、②財政赤字、③少子高齢化と年、④介護保険制度の問題、⑤市町村合併、⑥米軍基地と自治体財政、⑦環境税(法定外目的税)の導入について、などです。</p> <p>その他、パソコン演習やフィールド・ワークを実施します。パソコン演習では主にMS-Excelを使い、データの入力、伸び率や構成比の計算、グラフの作成、および簡単な統計分析まで手掛けてみたいと考えています。フィールド・ワークとしては、これまで県内北部の町村や糸満市、沖縄市などで財政担当者へのヒアリングを行ってきました。今年度の訪問先については、クラスで相談の上、決めたいと思います。</p> |
| | テキスト・参考文献・資料など |
| | ゼミ生の関心に応じて決めます。 |
| 学びの手立て | 日頃から財政に関するニュースなどに注意を払うように心がけて下さい。 |
| 評価 | ゼミへの貢献度(資料の作成、討論への参加)およびレポートの内容により評価する(100%)。 |

| | |
|-------|----------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方財政論、公共事業論 |
|-------|----------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 月4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 4年 | ゼミ終了後の教室、あるいはオフィスアワー(木・3)の研究室(5524)にて。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 本ゼミでは、沖縄県の自治について考えたいです。戦後日本において、沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありません。1990年代から分権改革は続いています。沖縄県はその最前線という感があります。改革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的アプローチや現状分析を通して、考察しましょう。 | ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 自分の選んだ専門テーマについて学内でいちばんの見識を持てるようにすることです。 |
|------|---|

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、教員やゼミ仲間の助言を受け、不十分な点をさらに調査して、最終的には卒業レポート集をまとめる事ができればと思います。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは相談のうえ決定します(例年は新書です)。 ゼミ生の研究テーマに沿った参考文献を時宜に応じて紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>自治をめぐる状況や研究は日々に変化したり深化したりします。関連する新聞記事、映像、そして博物館・公文書館の展示に注意を払って下さい。新聞は全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる新聞記事は切抜きを、映像は録画するとよいでしょう。</p> |
| | <p>評価</p> <p>報告(70%)と発言(30%)にて評価します。報告については、進め方やレジュメの作り方をゼミの時間内・時間外に指導しますので、安心して下さい。</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰの積み重ねの上に専門演習Ⅱがあります。担当者が開講している地方自治論、自治体経営論、そして沖縄政治論を受講するように。</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 専門的な学習とともにプレゼンテーションやディカッションを行うことで、カリキュラム・ポリシーの5と関連します。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 専門演習Ⅱ | 通年 | 水2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 4年 | f.nozoe@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、日本外交や沖縄米軍基地、国際政治の歴史と現在について学び、議論することを目的とします。 | メッセージ ゼミは、受講者のみなさんが「受け身」ではなく主体的に学び、参加することによって成り立ちます。いいゼミになるかどうかは、みなさんの積極姿勢にもかかっているのです。また、オンとオフの切り替えをしっかりとって、楽しむときは楽しみましょう。 |
| | 到達目標 日本の外交安全保障政策や沖縄の抱える課題についての基本的な知識を押さえ、自分の考えを述べるができるようになることを目指します。また、発表や議論を通して、プレゼンテーションやディスカッションの能力を高めます。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 前半期は、国際政治や日本外交についての文献を輪読し、議論する。 後半期は、参加者が個人別・グループ別に決めたテーマについて調査・報告し、それをもとに全員で議論する。 テーマの例としては、日米同盟、沖縄米軍基地、朝鮮半島情勢、米中関係、日中関係などが考えられる。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 特に指定しない。 |
| | 学びの手立て 日ごろから新聞などを読んで時事問題に関心を持ってください。 |
| | 評価 受講態度や発言といった平常点(80%)と発表・報告の内容(20%)で総合的に評価します。 |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 国際政治学、日本外交史、アジアと日本 |
|-------|-----------------------------------|

| | | | | |
|--------|------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 租税法 | 通年 | 火4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 末崎 衛 | 3年 | 研究室：13号館514号室 e-mail：msuezakiアットまーくoku.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>私たちの生活に税法は深くかかわっていますが、その仕組みはあまりよく知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。</p> | <p>税法はとっつきにくいと思いますが、知っておいて損はありません（知らないで損するおそれあり）。【実務経験】弁護士として税法に関係する裁判を担当した経験も踏まえて、「税法って意外に面白いんだ」と思ってもらえる講義をしたいと思います。</p> |

| | |
|------|--|
| 到達目標 | <p>税には様々な種類のものがありますが（所得税、消費税、相続税など）、このような複数の税がなぜ設けられているのか、またそれぞれの税でなぜそのような仕組みが採られているのかを、税法の基本原則との関係で説明できるようになることを目標とします。</p> |
|------|--|

| | | | |
|-------|-------------|----------------------|-------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（酒税法を題材に） | テキスト第2章を読む |
| | 2 | 税の意義 | テキスト第1章を読む |
| | 3 | 租税法律主義 | テキスト第2章を読む |
| | 4 | 租税回避 | テキスト第3章を読む |
| | 5 | 応能負担原則 | テキスト第4章を読む |
| | 6 | 課税最低限 | テキスト第5章を読む |
| | 7 | 所得税法①所得概念 | テキスト第6章を読む |
| | 8 | 所得税法②納税義務の範囲 | テキスト第7章を読む |
| | 9 | 所得税法③課税単位 | テキスト第8章を読む |
| | 10 | 所得税法④所得分類 | テキスト第9章を読む |
| | 11 | 所得税法⑤給与所得課税 | テキスト第10章を読む |
| | 12 | 所得税法⑥収入の帰属時期 | テキスト第11章を読む |
| | 13 | 所得税法⑦所得控除と税額控除 | テキスト第12章を読む |
| | 14 | 所得税法⑧所得税の計算構造 | テキスト第13章を読む |
| | 15 | 前期試験（期末） | 試験の準備をする |
| | 16 | 法人税法①法人税の根拠 | テキスト第14章を読む |
| | 17 | 法人税法②法人税の納税義務者 | テキスト第15章を読む |
| | 18 | 法人税法③法人税の計算構造 | テキスト第16章を読む |
| | 19 | 相続税法①課税の根拠 | テキスト第17章を読む |
| | 20 | 相続税法②日本の課税方式と問題点 | テキスト第18章を読む |
| | 21 | 消費税法①消費税の基礎 | テキスト第19章を読む |
| | 22 | 消費税法②多段階付加価値税・仕入税額控除 | テキスト第20章を読む |
| | 23 | 消費税法③非課税・ゼロ税率・逆進性対策 | テキスト第21章を読む |
| | 24 | 地方税制 | テキスト第23章を読む |
| | 25 | 国際課税 | テキスト第24章を読む |
| | 26 | 租税手続法①確定手続 | テキスト第25章を読む |
| | 27 | 租税手続法②税務調査 | テキスト第26章を読む |
| | 28 | 租税処罰法 | テキスト第27章を読む |
| 29 | 租税救済法①不服申立て | テキスト第28章を読む | |
| 30 | 租税救済法②税務訴訟 | テキスト第29章を読む | |
| 31 | 期末試験（後期） | 試験の準備をする | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】三木義一編著『よくわかる税法入門（第15版）』（有斐閣） その他、補助レジュメ等の講義資料を配布します。</p> <p>【参考文献】三木義一『日本の税金（第3版）』（岩波新書）、同『給与明細は謎だらけ』（光文社新書） その他適宜紹介します。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>【履修の心構え】 講義は、受講生が使用する教材を読んできていることを前提に進めます。 細かい計算はしません（九九が分かれば十分です）ので、計算に苦手意識があっても問題ありません。 講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。 その他、初回の講義で履修上の注意事項を補足することがありますので、特に初回の講義には出席すること。</p> <p>【発展的な学びのために】 税の問題や改正に関する報道に関心をもってください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末試験…80% 上記の到達目標に達しているかを判定します。 平常点…20% 用語の意味や制度の趣旨などの確認のための小テストを行います（前後期各1回程度を予定） 。また、講義への参加状況も考慮します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>【関連科目】憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法各科目など</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 担保物権法 | 後期 | 木2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山下 良 | 2年 | ryamashita@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「物権法」の続きなので、先に「物権法」を勉強しておかないと授業についていくのが難しいので注意して下さい。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、確実にお金を取り戻す方法を考えます。その方法として用いられるのが、担保物権です。講義を通じて、担保物権の種類と効果を学習しましょう。 | メッセージ 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。 |
| | 到達目標 債権を確保する手段として重要な、担保物権についての知識を身につける。 | |

| | | | |
|-------|--|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス、担保物権とは何か | テキスト、六法を準備すること |
| | 2 | (特) 担保物権の種類 | テキスト209～212ページ |
| | 3 | (特) 担保物権の効力と性質 | テキスト213～214ページ |
| | 4 | (特) 留置権① 留置権の成立要件 | テキスト215～220ページ |
| | 5 | (特) 留置権② 留置権の効力 | テキスト220～222ページ |
| | 6 | (特) 先取特権① 先取特権の種類 | テキスト222～226ページ |
| | 7 | (特) 先取特権② 先取特権の順位と効力 | テキスト226～231ページ |
| | 8 | (特) 質権① 動産質 | テキスト232～239ページ |
| | 9 | (特) 質権② 不動産質、権利質 | テキスト239～245ページ |
| | 10 | (特) 抵当権① 抵当権の設定 | テキスト245～251ページ |
| | 11 | (特) 抵当権② 抵当権の効力 | テキスト251～304ページ |
| | 12 | (特) 抵当権③ 根抵当権 | テキスト305～316ページ |
| | 13 | (特) 非典型担保① 仮登記担保 | テキスト317～332ページ |
| | 14 | (特) 非典型担保② 譲渡担保 | テキスト332～350ページ |
| | 15 | (特) 非典型担保③ 所有権留保 | テキスト351～355ページ |
| | 16 | (特) 期末試験 | 期末試験 |
| | テキスト・参考文献・資料など 淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第4版補訂〕』（有斐閣、2019年9月） | | |
| | 学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。 | | |
| | 評価 期末試験（100%）によって評価します。 | | |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、債権総論、債権各論、家族法 |
|-------|---------------------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 地域行政論 | 前期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 2年 | sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 教室確保が出来なかったために、オンライン授業を実施します。沖縄の行政課題を、全国的な自治行政の現状に照らしながら考える機会にします。地域固有の課題と、全国に共通する課題の検討を通じて、より良い地域行政のあり方を、オンライン授業の利点を活かして考えていきます。 | メッセージ 沖縄の行政を、様々な具体的事例から学び、また、日本の自治のあり方の中で考えます |
| | 到達目標 地域行政学科で地域の行政課題を学んだと、自信を持っていえるようになる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>教室確保が出来なかったために、全回オンライン・ライブ授業です。移動時間等の不利益が無いよう、ライブ授業を録画して後の日時に見られるように設定します。</p> <p>(特) 第1部 地方自治の基本的な考え方と地域行政 (特) 第2部 2000年以降の日本の地方制度改革 (特) 第3部 日本の地方自治の現状と課題 (特) 第4部 沖縄の「地方自治」：歴史と構造 (特) 第5部 「沖縄振興体制」 (特) 第6部 沖縄の行政課題：COVID-19が暴いた沖縄の「弱さ」一福祉、医療、教育 (特) 第7部 沖縄の行政課題：経済、産業、基地問題 (特) 第8部 沖縄自治の展望</p> <p>時間外学習 第1部 指定資料を読む 第2部 指定資料を読む 第3部 指定資料を読む 第4部 第1レポート主題決定・作業 第5部 指定資料を読む 第6部 指定資料を読む 第7部 第2レポート主題決定 第8部 第2レポート作業</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は使用しません。講義レジュメ、必要な資料は、配信して参照できるようにします。ライブ授業ですが、録画して、後から視聴できるように設定します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>レポート出題は事前に詳細を告知します。地元紙の地域面、経済面を読むことは、この科目の準備のためだけでなく、就職活動の上で必要不可欠。ネット版を利用して下さい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>レポート（2回）計85% 小レポート（複数回）授業内容の理解を確認するための、短い（20字～50字）レポート出題、および、積極的な授業への参加（文字チャットでの質問、意見発表など） 計15%</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>自覚を持って地域の自治に関わるための基礎的な知識、姿勢を学ぶ機会とする。 政策過程論、政策評価論</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 カリキュラム・ポリシーにある通り、「地域社会が抱える課題を解決する方法を見出すため」には基本的な財政分析が必要です。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 地方財政論 | 前期 | 火2・金2 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 平剛 | 2年 | 講義終了後随時、オフィスアワー（水・3限目） | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい 財政とは公共部門による経済活動を指す。なかでも、地方財政は、福祉や教育よるといった直接市民生活と関わる公共サービスの提供を担っている。その意味で、地方財政はわれわれにとって身近なものである。現在、地方財政は、国からの補助金削減、高齢化に伴う支出の増大等の課題に直面している。本講義では、地方財政の制度・仕組みについて包括的な理解を目指す。 | メッセージ 「習うより、慣れろ」の言葉通り、「決算カード」を使った分析を通して自分の住んでいるまちの財政状況を知ってもらいたい。 |
| | 到達目標 自治体の抱える財政上の課題について、その改善策を自ら提示し得るようになること。 | |

| | | | |
|-------|---------|--------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | シラバス、配布資料の熟読 |
| | 2 | 予算と決算、地方財政計画 | 「決算カード」の入手 |
| | 3 | 歳入の構造 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 4 | 地方税（地方税原則、地方税の税目） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 5 | 地方税（個人住民税と所得税） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 6 | 地方税（法人住民税、事業税と法人税） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 7 | 地方税（固定資産税） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 8 | 地方税（消費課税） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 9 | 法定外税と超過課税 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 10 | 地方交付税 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 11 | 国庫支出金 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 12 | 地方債 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 13 | 歳出の構造（その①） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 14 | 歳出の構造（その②） | 「決算カード」の数値分析 |
| | 15 | 財政指標と地方財政の健全化 | 「決算カード」の数値分析 |
| | 16 | 中間テスト | テスト出題問題の復習 |
| | 17 | 中間テストの解答、要点の確認 | 中間テスト範囲の復習 |
| | 18 | 地方政府の構造（その①） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 19 | 地方政府の構造（その②） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 20 | 財政の3つの機能（その①） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 21 | 財政の3つの機能（その②） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 22 | 地方政府の役割と公共財の供給 | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 23 | 地方政府の事務 | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 24 | わが国の地方財政の現状 | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 25 | 地方財政理論（公共財の最適供給） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 26 | 地方財政理論（費用便益分析） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 27 | 地方財政理論（便益の評価） | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 28 | 消費高齢化と地方財政の課題 | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| | 29 | 地方公営企業と第三セクター | 配布資料の内容を復習、練習問題 |
| 30 | 基地と地方財政 | 配布資料の内容を復習、練習問題 | |
| 31 | 期末テスト | | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>受講生と相談の上、決めます。 中井他著『新しい地方財政論』，有斐閣アルマ，2010年。林宜嗣著『地方財政〔新版〕』，有斐閣，2008年。総務省『地方財政白書』，各年版。その他，講義で紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>新聞等の財政に関する記事を丹念に目を通すよう心掛けて下さい。さらに関心を持った分野（財政赤字の問題、年金や介護などの問題、税金に関する問題など）については、新書などの入門書を読んでみることをお勧めします。</p> |
| | <p>評価</p> <p>中間試験 30点 (30%) 期末試験 70点 (70%)</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>公共事業論</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 地方自治論 | 後期 | 月5・木5 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 黒柳 保則 | 2年 | 講義終了後の教室、あるいはオフィスアワー(木・3)の研究室(5524)にて。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>本講義では、主権者として地方自治を考え参加する際に、必須のトピックを論じます。民主主義の核心には自ら治めるといふ自治の精神があり、国と比べて地方自治体ではそれを実感しやすいはずでした。従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えません。今後も分権が進められれば、地方自治体は必ずや自立を迫られます。こうした現状を理解する上で役立つ講義にしたいです。</p> | <p>毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、地方自治をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。</p> |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 地方自治についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。 |
|------|---|

| | | | |
|-------|---------------|---------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | シラバスによる全体像の把握 |
| | 2 | 地方自治とは | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 3 | 地方自治の構造 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 4 | 地方自治の歴史一戦前 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 5 | 地方自治の歴史一戦後 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 6 | 沖縄における地方自治の歴史一戦前 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 7 | 沖縄における地方自治の歴史一戦後 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 8 | 地方自治体の種類 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 9 | 地方自治体首長の地位と役割 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 10 | 地方自治体首長と地方議会の関係 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 11 | 地方議会の役割と権能 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 12 | 地方議会の現状と改革 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 13 | 二元代表制の特徴 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 14 | 地方自治体における選挙 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 15 | 地方自治体の組織と職員 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 16 | 国・都道府県・市町村の関係 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 17 | 中央集権から地方分権への動向 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 18 | 地方分権における変更点 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 19 | 市町村合併の歴史 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 20 | 沖縄における市町村合併の歴史 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 21 | 「平成の大合併」とその後 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 22 | 広域行政と道州制 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 23 | 道州制の展望 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 24 | 地方自治体と地方税制 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 25 | 地方自治体の財政とその危機的状況 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 26 | 三位一体改革のその後と地方自治体の財政 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 27 | 住民の自己決定と住民投票制度 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 28 | 地域福祉と地域保健 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| | 29 | 国際化時代と地方自治体 | レジュメと参考文献の該当部分 |
| 30 | 地方自治体外交の生成と現状 | レジュメと参考文献の該当部分 | |
| 31 | まとめ/試験 | これまでの論点の復習 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。【参考文献】磯崎初仁他『ホーンブック 地方自治[新版]』北樹出版、2020年。入江容子他編『地方自治入門』ミネルヴァ書房、2020年。大森彌他『これからの地方自治の教科書』第一法規、2019年。北村亘他『地方自治論－2つの自律性のはざままで－』有斐閣、2017年。福島康仁編『地方自治論〈第2版〉』弘文堂、2018年。今井照『地方自治講義』ちくま新書、2017年。村林守『地方自治のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書、2016年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2021年版』矢野恒太記念会、2020年。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>地方自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。</p> |
| | <p>評価</p> <p>レポート（70%）と平常点（30%）にて評価します。レポートでは出題の意図を的確に理解できているかどうかを、平常点ではリアクション・ペーパーのやり取りを、それぞれ重視します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目として自治体経営論があります。地方自治論が「総論」だとすれば、自治体経営論は「各論」の一つだと言えるでしょう。</p> |

※ポリシーとの関連性 法や判例を通して論理的に思考し結論を導き出すことができる力、「法的思考力（リーガル・マインド）」の修得を目指します。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 倒産法 I | 後期 | 金 1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 上江洲 純子 | 3年 | 講義終了後やオフィスアワー（月3）に、講義教室・研究室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・新聞等で「倒産」のニュースを目にした際に、倒産した企業や個人がその後の経過に関心を持つようになること。 ・裁判所で行われる倒産手続の基本的な流れとともに、債権者や債務者の権利関係がどのように扱われるか理解すること。 ・判例や事例問題について、テキストや六法を参考に論理的に思考できる力や文章力を身につけること。 | <p>この講義では倒産の中でも「破産」手続を中心に勉強します。みなさんは企業や個人が「破産」として全て終わってしまうと思いませんか？確かに企業の場合は破産すると法人としては原則解散しますが、実は生き残る途も残されていますし、個人にとって破産は新たなスタートを意味することになるのです。この講義であなただけの持つ「倒産」のイメージを変えてみませんか？</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・新聞等で目にした「倒産」のニュースを理解し、裁判所で行われる手続の内容を、他者に分かりやすく説明できるようになることを目指します。 ・倒産手続特有の法律用語の意味を理解し、それらの用語が使用されている裁判例の内容を、自分の言葉で説明したり、文章で表現したりできるようになることを目指します。 ・たとえば自分の身近にいる人が「倒産」という事態に直面したときに、その人や他者の権利がどのように扱われるかを理解し、そうした情報を的確に伝えられるようになることを目指します。 | |

| | | | |
|-------|-------------------------|--|-------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（倒産法入門）－実は身近にある「倒産」 | 配布レジュメを復習すること |
| | 2 | 倒産の世界の物語・倒産法の必要性－早いもの勝ちだとどうなる？ | 第1編第1章を読むこと |
| | 3 | 破産手続の基本的な流れ・民事再生手続や会社更生手続との違い－倒産手続はなぜ複数ある？ | 第1編第2章を読むこと |
| | 4 | 破産手続の開始－破産裁判所ってどこにある？ | 第2編第1章チェック問題を解くこと |
| | 5 | 破産管財人と破産財団－手続を仕切るのは誰？ | 第2編第2章チェック問題を解くこと |
| | 6 | 破産債権・財団債権と債権の優先順位－債権者って本当に平等？ | 第2編第3章チェック問題を解くこと |
| | 7 | 別除権・担保権の消滅①－担保権者最強説!? | 第2編第5章を読むこと |
| | 8 | 別除権・担保権の消滅② | 第2編第5章チェック問題を解くこと |
| | 9 | 相殺権①－債権は消滅でもお得なのはなぜ？ | 第2編第6章を読むこと |
| | 10 | 相殺権② | 第2編第6章チェック問題を解くこと |
| | 11 | 否認権－財産隠しは許しません！ | 第2編第7章チェック問題を解くこと |
| | 12 | 破産手続における契約関係の処理①－今ある「契約」のゆくえ | 第2編第4章を読むこと |
| | 13 | 破産手続における契約関係の処理② | 第2編第4章チェック問題を解くこと |
| | 14 | 破産財団の管理・換価・配当手続①－最終的には誰がいくらもらえるの？ | 第2編第8章を読むこと |
| 15 | 破産財団の管理・換価配当手続②／個人破産と免責 | 第2編第9章チェック問題を解くこと | |
| 16 | 期末試験または最終レポート課題 | 講義・配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：倉部真由美・高田賢治・上江洲純子『倒産法』有斐閣ストゥディア（有斐閣） 参考文献：山本和彦著『倒産処理法入門（第5版）』（有斐閣） なお、講義等で必要となる裁判例等の資料は講義の際に配布します。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。 ・倒産手続では民法や商法で習った権利関係の変動についても理解することが重要なので、それらの科目に関心があり、事前または並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、配付レジュメ、六法を使って講義をしますので、毎回忘れずに持参して下さい。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項はパワーポイントで示したり、板書したりしますので、講義中は集中してノートを取るようになしてください。なお、スマホ等でモニターや黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>評価</p> <p>リアクションペーパー・小課題（60%）・期末試験または最終レポート課題（40%）の成績で評価します。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>次は、倒産のうち再建型倒産手続を中心に学ぶ「倒産法Ⅱ（民事再生法）」や、個別の権利の実行手続を定める「民事執行法」を受講してみましょう。</p> |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 都市政策論 | 後期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山中 雄次 | 3年 | 毎回講義終了後のほか、オフィスアワー（水・4）に研究室で質問を受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>メディアを眺めると、空き家問題、過疎化、公共交通の経営悪化など、都市を巡る課題が必ず取り上げられていることに気づくであろう。本講義では、皆さんがより良い生活を送ることができるよう、都市を巡る課題を幅広く扱い、これらを「我がこと」として捉え、自身が対応策を考える機会とすることを目指します。</p> | <p>【実務経験】 長年の地方公務員としての実務経験を踏まえ、都市に係る諸課題の背景と対応状況について、事例を踏まえて分かりやすく説明します。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 都市政策に係る幅広いテーマを習得し、自身が住む都市における様々な出来事を「我がこと」として捉えられるようになること 新聞等のメディアで都市に係るトピックスを目にした際、本講義で習得した知識をもとに自身の意見をもつことができること さらに、自身がより良いまちづくり、生活空間を創造するための方策を考える力を身に着けること | |

| | | | |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス：講義計画、評価方法等を説明 | 配布資料の復習 |
| | 2 | 都市における課題～わが国の主要なテーマを概観～ | 配布資料の復習 |
| | 3 | 都市計画（1）わが国の都市計画 | テキスト該当ページの復習 |
| | 4 | 都市計画（2）都市計画の関連法規 | テキスト該当ページの復習 |
| | 5 | 都市計画（3）土地利用 | テキスト該当ページの復習 |
| | 6 | 人口減少と都市（1）成熟型のまちづくり | 配布資料の復習 |
| | 7 | 人口減少と都市（2）コンパクトシティ | テキスト該当ページの復習 |
| | 8 | 人口減少と都市（3）空き家対策 | 配布資料の復習 |
| | 9 | 人口減少と都市（4）中心市街地衰退の背景 | 配布資料の復習 |
| | 10 | 人口減少と都市（5）中心市街地活性化への方策 | 配布資料の復習 |
| | 11 | 人口減少と都市（6）事例研究 | 感想文の作成 |
| | 12 | 交通政策（1）わが国における公共交通の特性と課題 | 配布資料の復習 |
| | 13 | 交通政策（2）都市交通施設 | 配布資料の復習 |
| | 14 | 交通政策（3）路線バスの現状 | 配布資料の復習 |
| | 15 | 交通政策（4）事例研究 | 感想文の作成 |
| | 16 | 前半の復習、中間レポートの説明 | 中間レポートの作成 |
| | 17 | 景観行政（1）景観行政に係る法規則 | 配布資料の復習 |
| | 18 | 景観行政（2）歴史とまちづくり | テキスト該当ページの復習 |
| | 19 | 景観行政（3）事例研究 | 配布資料の復習 |
| | 20 | 廃棄物行政（1）廃棄物処理の実際 | 配布資料の復習 |
| | 21 | 廃棄物行政（2）3R、循環型社会への課題 | 配布資料の復習 |
| | 22 | 都市防災（1）災害と対策 | 配布資料の復習 |
| | 23 | 都市防災（2）防災計画 | 配布資料の復習 |
| | 24 | 公共施設の管理（1）公共施設の現状 | 配布資料の復習 |
| | 25 | 公共施設の管理（2）指定管理者制度、PPP/PFI、コンセッション | 配布資料の復習 |
| | 26 | 地域コミュニティ（1）わが国の町内会と自治会の現状 | 配布資料の復習 |
| | 27 | 地域コミュニティ（2）地域運営組織 | 配布資料の復習 |
| | 28 | 地域コミュニティ（3）事例研究 | 配布資料の復習 |
| | 29 | 地方創生と都市（1）地方創生の概要 | 配布資料の復習 |
| 30 | 地方創生と都市（2）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 | 配布資料の復習 | |
| 31 | 期末レポート | 期末レポートの作成 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストに基づくほか、講師が毎回配布する資料をもとに講義を行います。 ・テキスト：谷口守『入門 都市計画：都市の機能とまちづくりの考え方』（2014、森北出版） ・参考文献：中島直人ほか編『都市計画学 変化に対応するプランニング』（2018、学芸出版社） 金川幸司・後房雄・森裕亮・洪性旭『協働と参加ーコミュニティづくりの仕組みと実践』（2021（近刊）、晃洋書房） |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講にあたっては、「行政学」の知識を前提として講義を行います。 ・また、事例に関する理解を深めるために、積極的に動画を視聴します。 |
| | <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間レポート40%、期末レポート40%、講義中に扱ったテーマに対する意見及び感想20% ・なお、単位取得のためには、中間レポートと期末レポートの双方とも提出してください。 |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>都市に関する学びを踏まえ、自治体経営論を受講することで、身近な都市に関する理解が一層深まるものと考えます。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 日本外交史 | 後期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 野添 文彬 | 2年 | f.nozoe@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題、新興国の台頭など、日本外交は多くの課題を抱えています。本講義では、現在及び今後の国際社会における日本の立ち位置を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観することを目的とします。</p> | <p>日本は国際社会でどのような役割を果たすべきか、歴史を振り返りつつ、考えてみてください。</p> |
| | 到達目標 | |
| | 日本外交の歴史の大きな流れと現在の課題を説明できるようになることを目指します。 | |

| | | | |
|-------|--------------------|----------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) イントロダクション | 時事問題についての確認 |
| | 2 | (特) 幕末から明治維新へ | 講義の復習と時事問題の確認 |
| | 3 | (特) 条約改正 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 4 | (特) 日清戦争 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 5 | (特) 日露戦争と韓国併合 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 6 | (特) 第一次世界大戦とワシントン体制 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 7 | (特) 満州事変 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 8 | (特) 日中戦争 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 9 | (特) 日米戦争への道① | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 10 | (特) 日米戦争への道② | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 11 | (特) アジア太平洋戦争① | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 12 | (特) アジア太平洋戦争② | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 13 | (特) 日本の降伏 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 14 | (特) 占領と改革 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 15 | 中間テスト | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 16 | (特) 冷戦と経済復興 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 17 | (特) 講和と安保 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 18 | (特) 1955年体制と日米関係 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 19 | (特) 安保改定 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 20 | (特) 高度成長と日本外交 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 21 | (特) 日韓国交正常化 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 22 | (特) 沖縄返還① | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 23 | (特) 沖縄返還② | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 24 | (特) 日中国交正常化 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 25 | (特) 1970年代の国際変動と日本外交 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 26 | (特) 日米防衛協力 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 27 | (特) 冷戦終焉後の日本外交 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 28 | (特) 日米安保再定義と沖縄基地問題 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| | 29 | (特) 2000年代の日本外交 | 前回の復習+時事問題のチェック |
| 30 | (特) 2010年代の日本外交と総括 | 前回の復習+時事問題のチェック | |
| 31 | 期末テスト | | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。参考書として、五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2014年。五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、2008年、北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>新聞に日々目を通すなど、社会のことに興味を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。</p> |
| | <p>評価</p> <p>中間テスト (25%)、期末テスト (50%)、平常点 (25%) を中心に、レポートの提出や質問・コメントを加味して評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>国際政治学、アジアと日本、沖縄の基地問題など。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 日本政治論 | 通年 | 水3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山中 雄次 | 3年 | 毎回講義終了後のほか、オフィスアワー（水・4）に研究室で質問を受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい 新聞やニュース等の中で、わが国の政治を巡るトピックスを数多く目にします。これらをそのまま受容したり、聞き流すことなく、深く掘り下げ、その背景を理解した上で、自身の意見をもつことを目指します。 | メッセージ 【実務経験】 地方公務員及び霞が関での実務経験を活かし、政治家や官僚の行動等を具体例を交えながら、分かりやすく説明します。 |
| | 到達目標 ・新聞やニュース番組等で報道されるわが国の政治を巡る幅広いトピックスを理解できるようになること。 ・さらに、本講義をきっかけに、広い視野をもって、わが国の政治に対する自身の意見をもつことができるようになること。 | |

| | | | |
|-------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス：講義計画、評価方法を説明 | |
| | 2 | 概論1：日本政治を学ぶ意義 | 配布資料の復習 |
| | 3 | 概論2：日本政治論の基礎 | 配布資料の復習 |
| | 4 | 戦後の日本政治1：55年体制 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 5 | 戦後の日本政治2：政治改革 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 6 | 戦後の日本政治3：新自由主義 | 配布資料の復習 |
| | 7 | 政治参加1：国政選挙と日本人の投票行動 | 配布資料の復習 |
| | 8 | 政治参加2：わが国の選挙制度 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 9 | 政治参加3：その他の政治参加の方法 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 10 | 圧力団体1：団体と結社 | 配布資料の復習 |
| | 11 | 圧力団体2：わが国における圧力団体の影響力 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 12 | 政党と政治家1：政党とシステム | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 13 | 政党と政治家2：誰が政治家になるのか？ | 配布資料の復習 |
| | 14 | 議員内閣制と首相1：議院内閣制の特性 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 15 | 議員内閣制と首相2：わが国の首相 | 配布資料の復習 |
| | 16 | 前半のまとめ、中間レポートの説明 | レポートの作成 |
| | 17 | 国会1：わが国の国会の特性 | 配布資料の復習 |
| | 18 | 国会2：立法のプロセス | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 19 | 官僚1：官僚制 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 20 | 官僚2：政治と官僚の関係 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 21 | 官僚3：官僚の実務とは？ | 配布資料の復習 |
| | 22 | メディア1：民主主義社会におけるメディアの役割 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 23 | メディア2：メディアの政治への影響 | 公務員試験の過去問を復習 |
| | 24 | 政策過程1：予算や政策の決定プロセス | 配布資料の復習 |
| | 25 | 政策過程2：政策過程と有権者 | 配布資料の復習 |
| | 26 | 地方自治1：中央と地方の関係 | 配布資料の復習 |
| | 27 | 地方自治2：住民参加 | 配布資料の復習 |
| | 28 | 地方分権改革1：分権改革の背景 | 配布資料の復習 |
| | 29 | 地方分権改革2：市町村合併 | 配布資料の復習 |
| 30 | 後半のまとめ：後半の講義を振り返る | 配布資料の復習 | |
| 31 | 期末試験もしくは期末レポート | 期末試験復習もしくはレポート作成 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストに基づくほか、毎回、講師が配布する資料をもとに講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：上神貴佳・三浦まり『日本政治の第一歩』（2018、有斐閣） ・その他、参考文献は講義を進めながら必要に応じて紹介する。 |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政学」で学ぶ知識を前提に講義を行います。 ・毎回、講義の冒頭で、新聞記事等から直近講義に関連する日本政治のトピックスを解説します。 ・定期的に公務員試験の問題を解く時間を設け、理解の定着を図ります。 ・また、講義に関する理解を深めるために動画を視聴します。 |
| | <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間レポート40%、期末試験（もしくは期末レポート）60%とします。 ・なお、単位取得のために、中間レポートを必ず提出してください。（期末レポートを求めた場合も必ずこれを提出してください。） |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>本講義と併せて、沖縄政治論を受講することで、より一層理解が深まるものと考えます。</p> |

※ポリシーとの関連性 カリキュラム・ポリシー # 1 の、行政分野の専門科目として、世界の行政の動向を示すために開講される。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 比較行政論 | 後期 | 水 1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 2年 | Email sato@okiu.ac.jp へどうぞ。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 世界の行政課題、行政執行状況を取り上げ、日本の行政の在り方がどのような位置にあるのかを考える。 | メッセージ 教室対面授業で、直接のやり取りを通じて、受講生に馴染みが薄いであろう諸外国の行政の在り方と、それとの対比で、日本の行政を学ぶ機会にします。 |
| | 到達目標 日本の行政が、どのような状況にあるのか、歴史的視点と比較の視点から理解できるようになる。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの準備 | 到達目標 日本の行政が、どのような状況にあるのか、歴史的視点と比較の視点から理解できるようになる。 |
|-------|--|

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>第1部 古典的な行政の定義 第2部 行政国家現象 第3部 新自由主義の波及 第4部 今、「比較行政」を学ぶ意味 第5部 世界における新たな行政課題 第6部 世界における政治と行政 第7部 日本の行政をどう見るか</p> <p>時間外学習として、提供資料を読んで下さい。 授業の理解を助けるような資料を提供します。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は使いません。授業レジュメを使います。 レジュメと必要な文献・資料は、適宜提供していきます。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>期末レポートを課します。要求する内容については、十分な情報を提供します。 理解を確認するための、ごく短いレポートを数回課す予定です。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末レポート 90% 授業への参加 (質問、意見表明など) 小レポート 計10%</p> |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は使いません。授業レジュメを使います。 レジュメと必要な文献・資料は、適宜提供していきます。</p> |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>期末レポートを課します。要求する内容については、十分な情報を提供します。 理解を確認するための、ごく短いレポートを数回課す予定です。</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>評価</p> <p>期末レポート 90% 授業への参加 (質問、意見表明など) 小レポート 計10%</p> |
|-------|---|

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>政策過程論・政策評価論</p> |
|-------|---------------------------------------|

※ポリシーとの関連性

カリキュラム・ポリシー#1の、政治分野の専門科目として、世界の政治状況と日本の状況を比較検討するために開設されている。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 比較政治論 | 前期 | 水1 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 佐藤 学 | 2年 | Email : sato@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 現在進行中の世界の政治状況を取り上げ、その意味を考える。日本の政治状況に、それがどう関係するかを考える。 | 教室対面授業で、直接のやり取りを通じて、受講生に馴染みが薄いであろう外国の政治を学ぶ機会にします。 |

| | |
|------|-----------------------|
| 到達目標 | 主要な国の政治状況を理解できるようになる。 |
|------|-----------------------|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>第1部 COVID-19危機、「トランプ現象」が暴いた世界の政治状況</p> <p>第2部 民主化は止まったのか 民主政、人権、政治的自由の現状</p> <p>第3部 「新冷戦」の時代：政治的存在としての中国</p> <p>第4部 経済と政治</p> <p>第5部 民主政と選挙</p> <p>第6部 政治体制の比較について考える</p> <p>第7部 政治は何のためにあるのか</p> <p>日本と世界の政治状況について、今起きていることに関心を払って下さい。</p> <p>時間外学習として、提示する資料を読んで下さい。 各テーマを理解する上で、助けとなるような資料を提供していきます。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は使いません。授業レジュメを使用します。 レジュメと、必要な文献、資料を提供します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>期末レポートを課します。要求する内容については、十分な情報を提供します。 理解を確認するための、ごく短いレポートを数回課す予定です。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末レポート 90% 授業への参加 (質問、意見表明など) 10%</p> |

| | |
|-------|---------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>比較行政論</p> |
|-------|---------------------------------|

| | | | | |
|--------|------|------|---------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 物権法 | 前期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 2年 | 講義時間の前後に口頭で、もしくは、電子メールにてうかがいます。 | |

| | | |
|-------|--|-------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 私たちの法的秩序は、人が物を支配する物権により基本的に形づけられています。従って、物権により物をどのように人が支配しているかを知ることは法律を学ぶ上で重要です。そこで、「物権法」では、民法物権編のうち担保物権を除く175条以下の規定を中心に学びます。 | メッセージ 人が物を支配する様を学ぼう。 |
| | 到達目標 民法の規定する物権の基本的な内容を理解する。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） まず、民法が定める10種類の物権のうち、担保物権を除く、所有権・用益物権（地上権・地役権・永小作権・入会権）・占有権の意義と内容を学びます。特に所有権については、相隣関係、所有権の原始取得、共有、物権的請求権について学びます。 いわゆる分譲マンションのような区分所有の建物には一棟の建物の一部分を客体とするという特殊な所有権が認められています。そのため、複雑な問題が生ずるために、区分所有法という特別法が設けられていますので、次にこれを学びます。 そして、物権法の中心となるのが物権変動論です。典型的には所有権の移転が問題とされます。所有権は何を要件としていつ移転するのか、また、所有者が所有物を二重に譲渡する場合に問題になるように、所有権の取得を第三者に対抗するための対抗要件が必要かどうかという問題をめぐって、極めて複雑で詳細な議論が行われています。物権法の講義の半分は物権変動論にあてられます。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 適宜紹介します。 |
| | 学びの手立て 条文が重要です。また、特に、各回の講義に扱われる内容を予習してください。 |
| | 評価 全講義終了後のレポート（1通）による（評価割合100%）。 |

| | |
|-------|------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 法務研究II、III（不動産登記法）。 |
|-------|------------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法学概論 | 後期 | 火4・金4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -運天 寛樹 | 1年 | E-mail(hirokiuntent@yahoo.co.jp)により質問を受け付けることとする。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 事例をもとに法律の知識と考え方を身につけること、様々な法律が存在するがこれらの法律がいかなる目的で存在しているのか理解することをねらいとする。 | メッセージ 本講義では、各法律に関する講義を履修する前に広く浅く勉強していくことを予定しております。この講義において、法律を学習することの楽しさを身につけてもらい、以降の法律科目の学習に役立ててもらいたいです。 |
| | 到達目標 本講義で学んだ法律知識を実際に起こりうる事例に当てはめてどのような結論となるのかについて、ある程度説明できるようになること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの準備 | 到達目標 本講義で学んだ法律知識を実際に起こりうる事例に当てはめてどのような結論となるのかについて、ある程度説明できるようになること。 |
| | |

| | | | |
|-------|---------------------|---------------------------|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 法と社会の関わり（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 2 | 法と社会の関わり（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 3 | 法の基本的な考え方（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 4 | 法の基本的な考え方（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 5 | 1～4回までの総まとめ（対面講義） | 講義の復習 |
| | 6 | 法令の読み方（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 7 | 法令の読み方（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 8 | 日本国憲法（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 9 | 日本国憲法（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 10 | 6～9回までの総まとめ（対面講義） | 講義の復習 |
| | 11 | 行政法（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 12 | 行政法（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 13 | 民法（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 14 | 民法（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 15 | 11～14回までの総まとめ・中間テスト（対面講義） | 講義の復習 |
| | 16 | 民法（3）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 17 | 自動車事故と法（課題作成） | 講義の復習 |
| | 18 | 労働関係と法（課題作成） | 講義の復習 |
| | 19 | 相続と法（課題作成） | 講義の復習 |
| | 20 | 16～19回までの総まとめ（対面講義） | 講義の復習 |
| | 21 | 債権回収と法（課題作成） | 講義の復習 |
| | 22 | 民事裁判手続（課題作成） | 講義の復習 |
| | 23 | 刑法（1）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 24 | 21～24回までの総まとめ（対面講義） | 講義の復習 |
| | 25 | 刑法（2）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 26 | 刑法（3）（課題作成） | 講義の復習 |
| | 27 | 刑事裁判手続（課題作成） | 講義の復習 |
| | 28 | 少年と法（課題作成） | 講義の復習 |
| | 29 | SNSと法（課題作成） | 講義の復習 |
| 30 | 25～29回までの総まとめ（対面講義） | 講義の復習 | |
| 31 | 期末試験 | 試験内容の復習 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキストは特に指定しない。課題作成にあたって必要な資料はポータルを利用して配布する。</p> |
| | <p>学びの手立て 対面講義の際には必ず最新の六法を持参すること（判例付きでも可）。スマホを利用した電子六法の使用は認めない。 本講義は、課題作成がメインとなります。課題は、随時、ポータルを利用して配布いたしますので、必ず、定期的にポータルを確認してください。</p> |
| | <p>評価 平常点20点、中間試験40点、期末試験40点の合計100点満点で評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 地域行政学科において履修可能な法律科目を履修して、各法律知識の理解を深めていただきたい。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法史学 | 後期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 西迫 大祐 | 2年 | 研究室：5-611 メール：d.nishisako@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>歴史を学ぶ楽しさは、数百年、数千年の時を経ても、人間も社会も根本的に抱えている問題はそれほど変化していないと思うことがあれば、その逆に、わたしたちの常識とまったく違う「法」やルールが使われていると発見することです。過去の人々や法を、わたしたちの社会と比較することで、私たち自身や、私たちの「法」がどのようなものなのか、深く理解することが、本講義のねらいです。</p> <p>到達目標 法の歴史から、現代法に受け継がれたもの、受け継がれなかったものを理解すること。「法」が過去から現在まで積み重ねてきた、多様な価値観を理解し、修得すること。</p> | <p>歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎します。無味乾燥にならないように、画像や映像等を使うような工夫をしています。</p> |

| | | | |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) イントロダクション | 配布レジュメを復習すること |
| | 2 | (対) ヨーロッパ古代の法と社会－最古の法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 3 | (特) ヨーロッパ古代の法と社会－古代ギリシアの法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 4 | (対) ヨーロッパ古代の法と社会－共和制ローマの統治 | 配布レジュメを復習すること |
| | 5 | (特) ヨーロッパ古代の法と社会－共和制ローマの法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 6 | (対) ヨーロッパ中世の法と社会－古典期ローマ法曹と法学 | 配布レジュメを復習すること |
| | 7 | (特) ヨーロッパ中世の法と社会－古ゲルマンの法と社会 | 配布レジュメを復習すること |
| | 8 | (対) ヨーロッパ中世の法と社会－部族法典とユスティニアヌス法典 | 配布レジュメを復習すること |
| | 9 | (特) ヨーロッパ中世の法と社会－フランク王国とサリカ法典 | 配布レジュメを復習すること |
| | 10 | (対) ヨーロッパ中世の法と社会－中世ヨーロッパの封建制 | 配布レジュメを復習すること |
| | 11 | (特) ヨーロッパ中世の法と社会－中世ヨーロッパの法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 12 | (対) ヨーロッパ中世の法と社会－中世ヨーロッパの都市と大学 | 配布レジュメを復習すること |
| | 13 | (特) ヨーロッパ中世の法と社会－中世ヨーロッパの大学とローマ法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 14 | (対) ヨーロッパ中世の法と社会－カノン法の歴史 | 配布レジュメを復習すること |
| | 15 | (特) ヨーロッパ中世の法と社会－カノン法の影響 | 配布レジュメを復習すること |
| | 16 | (対) ヨーロッパ近世の法と社会－帝室裁判所と宗派对立 | 配布レジュメを復習すること |
| | 17 | (特) ヨーロッパ近世の法と社会－糾問訴訟と魔女裁判 | 配布レジュメを復習すること |
| | 18 | (対) ヨーロッパ近世の法と社会－宗派对立 | 配布レジュメを復習すること |
| | 19 | (特) ヨーロッパ近世の法と社会－30年戦争とウエストファリア条約 | 配布レジュメを復習すること |
| | 20 | (対) ヨーロッパ近世の法と社会－グロティウスと自然法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 21 | (特) ヨーロッパ近世の法と社会－イギリス革命と自然権 | 配布レジュメを復習すること |
| | 22 | (対) ヨーロッパ近世の法と社会－フランス王政と法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 23 | (特) ヨーロッパ近現代の法と社会－フランス革命と人権 | 配布レジュメを復習すること |
| | 24 | (対) ヨーロッパ近現代の法と社会－啓蒙主義と法典編纂 | 配布レジュメを復習すること |
| | 25 | (特) ヨーロッパ近現代の法と社会－歴史法学派 | 配布レジュメを復習すること |
| | 26 | (対) ヨーロッパ近現代の法と社会－19世紀ドイツ私法の歩み | 配布レジュメを復習すること |
| | 27 | (特) ヨーロッパ近現代の法と社会－近代法システムの完成 | 配布レジュメを復習すること |
| | 28 | (対) ヨーロッパ近現代の法と社会－近代法のゆらぎ | 配布レジュメを復習すること |
| | 29 | (特) ヨーロッパ近現代の法と社会－戦後のドイツ法 | 配布レジュメを復習すること |
| | 30 | (対) 日本におけるヨーロッパ法の継受－フランス法の導入 | 配布レジュメを復習すること |
| 31 | (特) 日本におけるヨーロッパ法の継受－ドイツ法の導入 | 配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は指定しません。毎回レジユメを配布します。主な参考資料は、勝田有恒ほか『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房）です。それ以外の参考資料は、レジユメなどで紹介します。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>法制史は駆け足で歴史を学んでいきますので、気になったところは自分で検索したり、著書を読んだりして理解を深めてください。歴史は過去のもの、という考えではなく、現在の法や、自分とどのようにつながっているかを意識しながら、学習してください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末レポート（70％）に、授業毎のリアクションペーパーおよび授業への貢献度（30％）を加えて評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>法思想史では各時代ごとの思想家に焦点を当てて講義するので、より理解が深まると思います。</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法思想史 | 後期 | 火3・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 西迫 大祐 | 1年 | 研究室：5-611 メール：d.nishisako@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>法思想史とは法思想の歴史のことです。法思想とは、法学者や哲学者たちが「法とは何か」と「法はどうあるべきか」について考え、出した答えのことです。彼らは前の世代の法思想家たちが格闘した問題や、たどり着いた答えを引き継いで自分の考えを深化させていきました。この授業では、そのようなポイントをふまえながら、古代から現代へと法思想家たちの考えをたどっていきます。</p> | <p>各時代を代表する法学者・哲学者たちの思考を学ぶことができます。難解にならないように、分かりやすく解説することを目指します</p> |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 各時代ごとの法思想家が考察したことについて明確に理解し説明できるようになる。過去から現代に至る、時代を越えた法思想の連なりや断絶を理解し説明できるようになる。 |
|------|---|

| | | | |
|-------|-----------------|----------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) イントロダクション | 配布レジュメを復習すること |
| | 2 | (対) 古代ギリシアの法思想 (1) ソクラテス | 配布レジュメを復習すること |
| | 3 | (特) 古代ギリシアの法思想 (2) プラトン | 配布レジュメを復習すること |
| | 4 | (対) 古代ギリシアの法思想 (3) アリストテレス | 配布レジュメを復習すること |
| | 5 | (特) 古代ローマの法思想 (1) キケロ | 配布レジュメを復習すること |
| | 6 | (対) 古代ローマの法思想 (2) アウグスティヌス | 配布レジュメを復習すること |
| | 7 | (特) 古代ローマの法思想 (3) トマス・アキナス | 配布レジュメを復習すること |
| | 8 | (対) 近代自然法論 (1) ホッブス | 配布レジュメを復習すること |
| | 9 | (特) 近代自然法論 (2) ロック | 配布レジュメを復習すること |
| | 10 | (対) 近代自然法論 (3) グロティウス | 配布レジュメを復習すること |
| | 11 | (特) 啓蒙の法思想 (1) ブーフエンドルフ | 配布レジュメを復習すること |
| | 12 | (対) 啓蒙の法思想 (2) ヒューム | 配布レジュメを復習すること |
| | 13 | (特) 啓蒙の法思想 (3) アダム・スミス | 配布レジュメを復習すること |
| | 14 | (対) 啓蒙の法思想 (4) モンテスキュー | 配布レジュメを復習すること |
| | 15 | (特) 啓蒙の法思想 (5) ルソー | 配布レジュメを復習すること |
| | 16 | (対) ドイツ観念論と歴史法学 (1) カント | 配布レジュメを復習すること |
| | 17 | (特) ドイツ観念論と歴史法学 (2) ヘーゲル | 配布レジュメを復習すること |
| | 18 | (対) ドイツ観念論と歴史法学 (3) サヴィニー | 配布レジュメを復習すること |
| | 19 | (特) 近代イギリスの法思想 (1) ベンサム | 配布レジュメを復習すること |
| | 20 | (対) 近代イギリスの法思想 (2) J・S・ミル | 配布レジュメを復習すること |
| | 21 | (特) 近代イギリスの法思想 (3) オースティン | 配布レジュメを復習すること |
| | 22 | (対) ドイツ法学の展開 (1) イェーリング | 配布レジュメを復習すること |
| | 23 | (特) ドイツ法学の展開 (2) 自由法運動 | 配布レジュメを復習すること |
| | 24 | (対) ドイツ法学の展開 (3) ウェーバー | 配布レジュメを復習すること |
| | 25 | (特) ドイツ法学の展開 (4) ケルゼン | 配布レジュメを復習すること |
| | 26 | (対) ドイツ法学の展開 (5) シュミット | 配布レジュメを復習すること |
| | 27 | (特) 現代の法思想 (1) ハート | 配布レジュメを復習すること |
| | 28 | (対) 現代の法思想 (2) フラー | 配布レジュメを復習すること |
| | 29 | (特) 現代の法思想 (3) ドゥオーキン | 配布レジュメを復習すること |
| 30 | (対) グローバル時代の法思想 | 配布レジュメを復習すること | |
| 31 | (特) まとめ | 配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定しない。レジュメを配布し、それに沿って講義する。 主な参考書は、中山竜一他『法思想史』（有斐閣アルマ、2019年）、西村清貴『法思想史入門』（成文堂、2020年）、田中成明他『法思想史』（有斐閣、1997年）。他の参考書は適宜授業中に紹介する。</p> |
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>時代ごとに思想家たちの見ている風景が違うので、考え方も違ってきます。それぞれの思想家たちに寄り添って一緒に考えるように受講すると、理解が深まると思います。それでも分からないところは、リアクション・ペーパーで質問したり、レジュメを読み直したり、参考書を開いてみたりしてください。</p> |
| | <p>評価</p> <p>期末レポート（70％）に、授業毎のリアクション・ペーパーおよび授業への貢献度（30％）を合わせて評価します。</p> |
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>法史学では法思想家たちの背景となる歴史と法について講義するので、合わせて受講するとより理解が深まります。</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論 I | 前期 | 木 4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -運天 寛樹 | 2年 | E-mail(hirokiunten@yahoo.co.jp)で質問を受け付けることとする。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>本講義では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等の法律系資格試験、公務員試験で共通の出題科目である民法を中心に講義していく。民法は、これらの試験において重要な科目であることから、これらの試験を意識した講義を行う。</p> | <p>基礎的な事項について初学者にもわかりやすく教えます。法律系資格試験を受験予定でなくとも、民法は、生活するうえで基本かつ重要な法律なので、興味がある学生には是非受講していただきたい。</p> |
| | 到達目標 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 民法全般の基礎的な知識を取得すること。 講義で得た知識を前提に、様々な事例に関する民法上の問題について説明できるようになること。 | |

| | | | |
|-------|---|----------------------------|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | オリエンテーション | 講義の予習 |
| | 2 | 民法総則（1）－制限行為能力 | 講義の復習 |
| | 3 | 民法総則（2）－意思能力 | 講義の復習 |
| | 4 | 物権法（1）－所有権、対抗問題 | 講義の復習 |
| | 5 | 物権法（2）－担保物権 | 講義の復習 |
| | 6 | 債権総論（1）－債務不履行 | 講義の復習 |
| | 7 | 債権総論（2）－多数当事者の債権債務関係 | 講義の復習 |
| | 8 | 債権総論（3）－債権譲渡、債権の消滅 | 講義の復習 |
| | 9 | 債権各論（1）－契約（売買） | 講義の復習 |
| | 10 | 債権各論（2）－契約（売買以外の契約（賃貸借以外）） | 講義の復習 |
| | 11 | 債権各論（3）－契約（賃貸借・借地借家法） | 講義の復習 |
| | 12 | 債権各論（4）－不法行為 | 講義の復習 |
| | 13 | 家族法（1）－婚姻・親子 | 講義の復習 |
| | 14 | 家族法（2）－相続・遺言 | 講義の復習 |
| | 15 | まとめ | 講義の復習 |
| | 16 | 定期試験 | 試験内容の復習 |
| | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | <p>テキスト：特に指定しない。 参考文献：内田貴「民法Ⅰ～Ⅳ」（東京大学出版会） ※必ず六法は持参すること（スマホの電子六法は認めない）</p> | | |
| | 学びの手立て | | |
| | <p>履修の心構え：講義を受けるからには、民法の基礎知識を是非習得してほしい。理解を深めるために積極的に発言することを期待する。また、講師からも質問をするので、常に緊張感を持って講義に参加して欲しい。 学びを深めるために：講義終了後、学習した範囲について、資格試験用の過去問題を解いてみることを推奨する。</p> | | |
| | 評価 | | |
| | <p>期末に試験を1回行う。 試験の成績、受講態度（出席、発言）等を総合的に評価する（平常点30%、試験成績70%）。 なお、授業の進行状況によって、適宜、小テストを行うこともあるが、それは理解度を把握するために行うものであるため、評価の対象とはしない（成績次第では加点評価をすることはある）。</p> | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>本講義において民法の基礎知識を習得したうえで、より深い知識（判例等）を習得することを希望する。</p> |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガル・マインド）を備え、様々な問題に対して、柔軟かつ適切に解決策を導き出せるような人材育成を目指す。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論Ⅱ | 後期 | 火 4 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 伊達 竜太郎 | 2年 | r.date@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>本講義は「ビジネス実務法務検定」の対策講座である。「ビジネス実務法務検定」は、官公庁や企業などの法務部門に限らず、営業・販売・総務・人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる。また、官公庁や企業などの入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。</p> | <p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「民法」「会社法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p> |
| 到達目標 | <p>本講義では、主に、3級の範囲を中心として、さらには、2級の範囲までを想定して、民法・会社法・知的財産法などの講義を行う予定である。</p> | |

| | | | |
|----------------|--|----------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | 講義の概要 |
| | 2 | ビジネス法務の実務① | ビジネス法務の実務① |
| | 3 | ビジネス法務の実務② | ビジネス法務の実務② |
| | 4 | 会社取引の法務①（民法・商法など） | 会社取引の法務①（民法・商法） |
| | 5 | 会社取引の法務②（民法・商法など） | 会社取引の法務②（民法・商法） |
| | 6 | 会社財産の管理と法律①（民法・知的財産法など） | 会社財産の管理と法律①（民法） |
| | 7 | 会社財産の管理と法律②（民法・知的財産法など） | 会社財産の管理と法律②（民法） |
| | 8 | 債権の管理と回収①（民法・破産法など） | 債権の管理と回収①（民法） |
| | 9 | 債権の管理と回収②（民法・破産法など） | 債権の管理と回収②（民法） |
| | 10 | 取引を行う主体①（会社法） | 取引を行う主体①（会社法） |
| | 11 | 取引を行う主体②（会社法） | 取引を行う主体②（会社法） |
| | 12 | 企業活動の法規制（金融商品取引法・消費者契約法など） | 企業活動の法規制（金商法） |
| | 13 | 会社と従業員の関係（労働法） | 会社と従業員の関係（労働法） |
| 14 | ビジネスに関連する家族法（家族法） | ビジネスに関連する家族法 | |
| 15 | 紛争の解決方法（民事訴訟法） | 紛争の解決方法（民事訴訟法） | |
| 16 | 国際法務（国際取引法） | 国際法務（国際取引法） | |
| テキスト・参考文献・資料など | <p>【テキスト】徳本穰『スタンダード商法Ⅱ 会社法』（法律文化社、2019年）</p> <p>【参考文献】東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級公式問題集』『ビジネス実務法務検定試験2級公式問題集』（中央経済社・最新版）など。</p> <p>【資料】必要に応じて、資料を配布する。</p> | | |
| 学びの手立て | <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p> | | |
| 評価 | <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70、授業参加度が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p> <p>今学期に特例授業で行う「会社法（月・木曜1校時）」の講義と連動した内容にするので、両方を履修することで、より理解が深まる。</p> | | |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 会社法、金融法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策） |

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論Ⅲ | 前期 | 水 5 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 村井 忠康 | 2年 | 研究室5503 t.murai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい この授業では、日々私たちのなす「行為」について哲学的に考察する。行為の理由とは何か、自分の行為について知っているとはどういうことか、自由な行為は可能なのか、そもそも行為とはどういう存在なのか。こうした抽象的な問題に対して、哲学的行為論の蓄積と行為者としての各自の実体験をもとに取り組みることが、この授業のねらいである。 | メッセージ 授業中の発言やリアクションペーパーを通じて、自分の考えを言葉にしてほしい。最初は漠然とした考えや表現であっても、教師や出席者との対話を重ねることで次第に明確になっていくものである。 |
| | 到達目標 ①行為の哲学におけるさまざまな立場について、ポイントを押さえた理解ができるようになる。 ②行為の哲学の問題について、例に即して考えることができるようになる。 ③概念的・原理的なレベルにまで掘り下げて、行為について考えることができるようになる。 ④根拠を挙げながら自分の理解や見解を論述できるようになる。 | |

| | | | |
|-------|--|------------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス：この授業の概要とスケジュールについて | シラバス・配布資料の確認 |
| | 2 | なぜ行為が哲学の問題となるのか | 配布資料の熟読 |
| | 3 | 古典的意志理論とその問題点 | 配布資料の熟読 |
| | 4 | リアクションペーパー応答 | 配布資料の熟読 |
| | 5 | 行為の理由 (1) 信念・欲求モデル | 配布資料の熟読 |
| | 6 | 行為の理由 (2) 因果説 | 配布資料の熟読 |
| | 7 | 行為の理由 (3) 逸脱因果連鎖の問題 | 配布資料の熟読 |
| | 8 | リアクションペーパー応答 | 配布資料の熟読 |
| | 9 | 哲学のレポートの書き方 | 配布資料の熟読 |
| | 10 | 行為と自己知 | 配布資料の熟読 |
| | 11 | 意図と予見 | 配布資料の熟読 |
| | 12 | リアクションペーパー応答 | 配布資料の熟読 |
| | 13 | 自由の問題 (1) 自由と決定論の衝突 | 配布資料の熟読 |
| | 14 | 自由の問題 (2) 別行為可能性とリバタリアニズム | 配布資料の熟読 |
| | 15 | リアクションペーパー応答 | 配布資料の熟読・レポート準備 |
| | 16 | 予備日 | |
| | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | テキストはとくに指定しないが、毎回プリントを配布する。参考文献は、入手しやすさや読みやすさ、価格などを考慮しつつ適宜紹介する。ここでは、以下を挙げておく。 成田和信『責任と自由』、勁草書房、2004年 門脇俊介・野矢茂樹 編・監修『自由と行為の哲学』、春秋社、2010年 古田徹夜『それは私がしたことなのか 行為の哲学入門』、新曜社、2013年 | | |
| | 学びの手立て | | |
| | ・授業時には、意識的に疑問点を見つけて書き留めること。さらに踏み込んで、どうして自分がそうした疑問をもつのか、その理由についても考えてみる。 ・授業の復習では、扱った内容を振り返るだけでなく、自分なりに文章化して再現することが重要。これができるようになるにつれて、授業の理解度も上がってゆく。 ・紹介する参考文献のうち、少なくとも一冊は考えながら読み切ってほしい。疑問のたびに立ち戻ることができる哲学書ができるなら、レポートの作成で壁にぶち当たったとき必ず役立つ。 | | |
| | 評価 | | |
| | リアクションペーパーの提出状況 (40%) 学期末レポート (60%) ・毎回授業の最後に10～15分ほどリアクションペーパー記入の時間を設ける。授業内容についてのコメントや疑問を積極的に記入することが求められる。 ・レポートでは具体的な問いを課すが、授業で紹介した哲学的立場への賛否をその理由とともに述べることが求められる。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 「法哲学」、「人間文化課題研究I」および「同II」など。 |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論IV | 後期 | 月 2 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 3年 | メールを下さい。 | |

| | | |
|-------|--|----------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 損害賠償は法的紛争の解決に重要な役割を果たします。交通事故などで人が死傷した場合のように一次的に損害賠償が問題となる場合だけでなく、物の帰属をめぐる争いに敗れた者が救済を求める二次的な損害賠償が問題となる場合もあります。講義では、被害者が請求できる損害賠償額はどのように算定されるのかという点を中心に、お話しします。 | 損害賠償は、社会のもめ事の後始末をする、大変興味深い法制度です。 |

| | |
|------|-------------------|
| 到達目標 | 損害賠償法の基本的内容を理解する。 |
|------|-------------------|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>（特例）講義は、全回、遠隔授業で行います。 時間割で予定されている時刻に、毎週、動画を配信します。 時間内に閲覧してください。</p> <p>下のような内容についてお話しします。 損害賠償が問題となる様々な場面 債務不履行責任・不法行為責任の要件と効果 契約責任の拡大化をふりかえる 損害とは何かー差額説 損害とは何かー損害事実説 逸失利益の算定をめぐる諸問題 損害賠償の範囲を画定する 金銭債務としての損害賠償債務の特徴 損害賠償債務の一部の提供・供託の効果 重複填補の調整 損害賠償額の算定期</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>レジュメを配布します。 担当教員の論文（沖縄法学32号34号46号47号、損害保険研究71巻2号など掲載）など、適宜紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>判決文を丁寧に読み込むこと。</p> |
| 評価 | <p>期末試験を実施する（評価割合100%）。</p> |

| | |
|-------|------------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>債権総論・各論。</p> |
|-------|------------------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論V | 前期 | 水3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山下 良 | 3年 | ryamashita@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | みなさんはこれまで、民法の授業で、具体的な法律のルールを学習してきました。しかし、今あるルールを勉強するだけでなく、なぜそういうルールになったのか、ということも考えてみなければいけません。この授業を通じて、民法の根底にある理念を学習しましょう。 | この授業では、民法が作られた歴史的背景について学習しますが、その中で、古い日本語の文献や、ドイツ語の文献を読むことになります。そのため、先にドイツ語を履修するか、ドイツ語の文法の基礎を学習しておく和良好的でしょう。 |
| 到達目標 | 法的思考能力（リーガルマインド）を養う基礎とするために、民法についての理解を深める。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント |
| | <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>日本の民法は、外国（特にドイツ）の影響を強く受けています。この授業では、民法が制定された当時の歴史的背景を学習し、日本の法典論争やドイツの法制度に影響を与えた文献（たとえば、穂積八束「民法出デテ忠孝亡ブ」や、Rudolf von Jhering『Der Kampf ums Recht』など）を実際に読んでみましょう。</p> <p>少人数の授業なので、ゼミのように話し合いをしながら、文献を読んでいきます。みなさんには、授業で宿題にした文章を翻訳して、その次の授業で報告してもらいます。</p> <p>報告してもらった内容について、全員で話し合って検討していくので、必ず予習をしてから授業に参加して下さい。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>必要に応じて、適宜紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>必ず予習をしてから授業に参加し、授業終了後には復習をすること。</p> |
| 評価 | 平常点（30%）、報告準備への取り組み姿勢（30%）、当日の報告内容（20%）、報告を元にした議論への参加度（20%）を、総合的に評価します。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法 |
|-------|---|

※ポリシーとの関連性 判例研究を通して、国際法の役割や機能について関心・知識を高め、判決内容を論理的に分析し、説明できる力を養う。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|----------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法政特論VI | 後期 | 水3 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 3年 | メールで、または、授業終了時に教室等で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>国益に基づく国家間紛争を知り、「生きた国際法」にふれてほしい。また、代表的な判例を選択することで、国際法の基本原則の理解を深める。</p> | <p>私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識でき、国際問題により深い興味関心・知識をもってほしいと思います。</p> |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 国際法に基づいた権利・義務の主張のあり方を、客観的に評価できるようになること。 |
|------|---|

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p><u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u></p> <p>授業はすべて「対面授業」で行います。</p> <p>各回では基本的にひとつの事件・判決を紹介します。 (テーマによっては複数紹介します。)</p> <p>裁判所によって適用された国際法（条約、国際慣習法）を取り出して説明し、国際法への理解を深めます。</p> <p>受講者が自分で選んだ判例紹介をする回も設けます（発表内容が成績評価に反映されます）。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは以下のどちらかを予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬師寺・坂元・浅田・酒井（編）『判例国際法（第3版）』（東信堂、2019年） ・杉原・酒井（編）『国際法基本判例（第2版）』（三省堂、2014年） |
| | <p>学びの手立て</p> <p>日頃からニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景に関心を持つこと。 とくに国家間の紛争・意見の対立について、「なぜこの国はこのような主張をするのか」を考えてみる。</p> |
| | <p>評価</p> <p>平常点（評価割合20%）と、発表形式の判例紹介（同80%）の合計点で評価します。</p> |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：国際法Ⅰ～Ⅳ</p> |
|-------|---------------------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法哲学 | 前期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 西迫 大祐 | 3年 | 研究室：5-611 メール：d.nishisako@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>法哲学は、「法とは何か」「法はどうあるべきか」を、ばくぜんとして正しいと思っている常識に疑いの目を入れて、根本的に思考する学問である。本講義では、とくに「法はどうあるべきか」という問題「正義論」を中心にとりあげる。最初の数回の講義では、これまで提唱されてきた正義の理論を学び、そのあとの講義では実際の社会問題に理論を当てはめながら、正しい法は何かを議論していく。</p> | <p>講義ではレジュメをもとに進めていきます。なるべく抽象的にならないように、たくさん具体例を出します。一方的に聞くのではなく、問題ごとに自分で考えながら講義に参加すると、多角的な思考能力を身につけることができますので、考えながら聞いてください。また、発言するなど、積極的に授業に参加してもらえれば、より充実した講義になるでしょう。</p> |
| | 到達目標 | |
| | ①授業で扱う正義の理論を理解すること。②それら正義の理論を実際の社会問題に当てはめて思考できるようになること。③複数の視点から論理的に思考し、比較検討し、適切な答えを導けるようになること。 | |

| | | | |
|-------|----------------|--------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | イントロダクション | 配布レジュメを復習すること |
| | 2 | 功利主義の起源と原理 | 配布レジュメを復習すること |
| | 3 | 功利主義の批判的検討 | 配布レジュメを復習すること |
| | 4 | 古典的自由主義 | 配布レジュメを復習すること |
| | 5 | 現代のリベラリズムの原理 | 配布レジュメを復習すること |
| | 6 | 現代のリベラリズムの検討 | 配布レジュメを復習すること |
| | 7 | リバタリアニズムの原理 | 配布レジュメを復習すること |
| | 8 | リバタリアニズムの検討 | 配布レジュメを復習すること |
| | 9 | コミュニタリアニズムの原理 | 配布レジュメを復習すること |
| | 10 | コミュニタリアニズムの検討 | 配布レジュメを復習すること |
| | 11 | 卓越主義の原理と検討 | 配布レジュメを復習すること |
| | 12 | 結婚制度を考える | 配布レジュメを復習すること |
| | 13 | ドーピングは禁止すべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 14 | 自分の臓器を売るとは許されるべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 15 | ダフ屋を規制すべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 16 | チンパンジーは監禁されない権利を持つか | 配布レジュメを復習すること |
| | 17 | 女性専用車両は男性差別か | 配布レジュメを復習すること |
| | 18 | 相続制度は廃止すべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 19 | 児童手当は独身者差別か | 配布レジュメを復習すること |
| | 20 | 年金は世代間の助け合いであるべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 21 | 産まれてくる子どもを選別してもよいか | 配布レジュメを復習すること |
| | 22 | 死刑は廃止すべきか | 配布レジュメを復習すること |
| | 23 | 世界の貧困を放置することは正当か | 配布レジュメを復習すること |
| | 24 | 難民を規制することは正当か | 配布レジュメを復習すること |
| | 25 | 移民を規制することは正当か | 配布レジュメを復習すること |
| | 26 | 新しい正義論①アーキテクチャの起源と原理 | 配布レジュメを復習すること |
| | 27 | 新しい正義論②アーキテクチャとインターネット規制 | 配布レジュメを復習すること |
| | 28 | 新しい正義論③ナッジ | 配布レジュメを復習すること |
| | 29 | 感染症と正義①マスク | 配布レジュメを復習すること |
| | 30 | 感染症と正義②予防接種 | 配布レジュメを復習すること |
| 31 | 感染症と正義③自由と公衆衛生 | 配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>教科書は指定しない。毎回レジュメを配布し、それに沿って進める。 主な参考文献は次の2つ。①瀧川裕英ほか『法哲学』（有斐閣）、②瀧川裕英編『問いかける法哲学』（有斐閣）。 その他の参考文献のリストは授業中に配布する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>たくさんの論点や事例を用意しますので、教師の答えを聞いて納得できるかどうかで満足せずに、自分で思考してみてください。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>評価</p> <p>レポート（70％）に、授業における課題の参加度合および毎回のリアクションペーパー（30％）で評価します。</p> |
| | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：法思想史、法史学</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 保険・海商法 | 後期 | 月4・木4 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 清水 太郎 | 3年 | 5-612 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 今日において、保険による保護を受けることなしに生活することは難しい。つまり、保険・海商法は私たちの生活に密着している。そこで、保険・海商法の基本概念を理解することを目標とする。 | メッセージ 【実務経験】生命保険会社勤務の経験を活かして、理論と実務の架橋を試みたい。なお、本講義はオンライン方式である。 |
| | 到達目標 保険・海商法の基本概念の理解。 | |

| | | | |
|-------|-----------|------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | (特) ガイダンス | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 2 | (特) 保険法総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 3 | (特) 保険法総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 4 | (特) 保険契約総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 5 | (特) 保険契約総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 6 | (特) 被保険利益 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 7 | (特) 被保険利益 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 8 | (特) 告知義務 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 9 | (特) 告知義務 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 10 | (特) 損害保険契約総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 11 | (特) 損害保険契約総論 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 12 | (特) 保険代位 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 13 | (特) 保険代位 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 14 | (特) 損害保険の免責事由 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 15 | (特) 損害保険の免責事由 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 16 | (特) 責任保険 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 17 | (特) 責任保険 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 18 | (特) 自動車保険 (1) | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 19 | (特) 自動車保険 (1) | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 20 | (特) 自動車保険 (2) | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 21 | (特) 自動車保険 (2) | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 22 | (特) 生命保険契約 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 23 | (特) 生命保険契約 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 24 | (特) 保険金受取人 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 25 | (特) 保険金受取人 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 26 | (特) 生命保険の免責事由 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 27 | (特) 生命保険の免責事由 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 28 | (特) 傷害疾病保険 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| | 29 | (特) 傷害疾病保険 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 |
| 30 | (特) 保険監督法 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 | |
| 31 | (特) 保険監督法 | レジュメ・教科書をもとに予・復習 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト 甘利公人＝福田弥夫＝遠山聡『ポイントレクチャー保険法〔第3版〕』（2017年・有斐閣）</p> <p>参考書 『保険法判例百選』（2010年・有斐閣）</p> <p>レジュメを配布する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>予習・復習を欠かさないこと。 教員からの連絡に注意するように。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>評価</p> <p>複数回の中間試験（理解度確認テスト）（100%）</p> |
| | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形・小切手法」</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民事執行法 | 後期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 上江洲 純子 | 3年 | 講義終了後やオフィスアワー(月3)に、教室・研究室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <ul style="list-style-type: none"> 法的なトラブルが身近に起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事執行（強制執行）に興味をもつこと。 権利の強制的な実現方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段となる強制執行の基本的な流れを理解すること。 判例や事例問題について、テキストや六法を使って、理論的に思考できる力を身につけること。 | <p>裁判所で判決が言い渡された後のことを考えたことはありますか？もし判決内容を守らない人がいた場合はどうなるのでしょうか？その場合に威力を発揮するのが「民事執行」という手続です。ニュースや新聞では「強制執行」「差押え」と表現されます。いわば判決後のアフターサービスともいえるこの手続がどのように進められていくか、この講義で一から一緒に学んでいきましょう。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 強制執行や関連する手続の全体の流れを把握するとともに、基本的な法律用語や裁判例を理解し、自分の言葉で説明したり、文章で表現したりできるようになることを目指します。 新聞やニュースで目にする強制執行や関連する手続の内容を理解し、他者に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。 | |

| | | | |
|-------|---------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（民事執行の世界とは） | テキスト第1章を読むこと |
| | 2 | 民事執行の基本的な概念 一自力救済はなぜ許されない？ | テキスト第1章を読むこと |
| | 3 | 執行機関① 一執行裁判所はどこにある？ | テキスト第2章1・2を読むこと |
| | 4 | 執行機関② 一執行官って誰？ | テキスト第2章1・2を読むこと |
| | 5 | 不服申立方法 一債務者に言い分があるときは… | テキスト第2章3を読むこと |
| | 6 | 執行手続開始の要件 一差押えをするには何が必要？ | テキスト第3章1を読むこと |
| | 7 | 債務名義① 一差押えを求めることができるのは誰？ | テキスト第3章2を読むこと |
| | 8 | 債務名義② | テキスト第3章2を読むこと |
| | 9 | 請求異議の訴え① 一強制執行を止めるには… | テキスト第3章5を読むこと |
| | 10 | 請求異議の訴え② | テキスト第3章5を読むこと |
| | 11 | 執行文 一差押えにゴーサインを出すのは誰？ | テキスト第3章3を読むこと |
| | 12 | 執行文付与の訴え・付与に対する異議の訴え | テキスト第3章3・5を読むこと |
| | 13 | 第三者異議の訴え 一差押える相手を間違えたときには… | テキスト第3章5を読むこと |
| | 14 | 執行の対象・執行停止・取消し | テキスト第3章4・6を読むこと |
| | 15 | 前半の復習 | 講義内容を復習すること |
| | 16 | 不動産執行の開始 一不動産を競売にかけるには… | テキスト第4章1を読むこと |
| | 17 | 不動産差押えの効力 一差し押さえられたら住めなくなるの？ | テキスト第4章1を読むこと |
| | 18 | 不動産の売却準備① 一不動産の価値をどうやって調査するの？ | テキスト第4章1を読むこと |
| | 19 | 不動産の売却準備② | テキスト第4章1を読むこと |
| | 20 | 不動産の売却① 一不動産の競売は誰がどこで行うの？ | テキスト第4章1を読むこと |
| | 21 | 不動産の売却② | テキスト第4章1を読むこと |
| | 22 | 配当手続① 一売却金はどうやって分配するの？ | テキスト第4章1を読むこと |
| | 23 | 配当手続② | テキスト第4章1を読むこと |
| | 24 | 船舶等執行・動産執行① 一船も車も、家具もテレビも差押えできる!? | テキスト第4章2・3を読むこと |
| | 25 | 動産執行② | テキスト第4章3を読むこと |
| | 26 | 動産執行③ | テキスト第4章3を読むこと |
| | 27 | 債権執行① 一銀行預金を差押えるには… | テキスト第4章4を読むこと |
| | 28 | 債権執行② | テキスト第4章4を読むこと |
| | 29 | 債権執行③ | テキスト第4章4を読むこと |
| 30 | 担保権の実行 一強制執行と何が違うの？ | テキスト第6章を読むこと | |
| 31 | 期末試験または最終レポート課題 | 配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法（第5版）』有斐閣アルマ（有斐閣） 参考文献：古賀政治編・霞総合法律事務所著『民事執行・保全判例インデックス』（商事法務） 資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p> |
| 学びの実践 | <p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行に関心を持って受講してもらうことが重要なので、裁判法、民事訴訟法、中でも担保物権法に関心があり、それらの科目を事前または並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をしますので、毎回忘れずに持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項はパワーポイントで示したり、板書したりしますので、講義中は集中してノートを取るようになしてください。なお、スマホ等でモニターや黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてくださいね。 |
| | <p>評価</p> <p>リアクションペーパー・小課題（60%）・期末試験または最終レポート課題（40%）の成績で評価します。</p> |
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>個別の権利実行手続である民事執行を理解したら、次は、その関連科目で、包括的な権利実行手続を学ぶ「倒産法Ⅰ（破産法）」「倒産法Ⅱ（民事再生法）」を受講してみましょう。</p> |

| | | | | |
|--------|--------|------|-----------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民事訴訟法 | 前期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 上江洲 純子 | 3年 | 講義終了後やオフィスアワー(月3)に、教室・研究室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <ul style="list-style-type: none"> 法的なトラブルが身近にも起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事裁判に興味をもつようになること。 法的なトラブルの解決方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段である民事裁判の基本的な流れを理解すること。 判例や事例問題について、テキストや六法を使って理論的に思考できる力や文章力を身につけること。 | <p>法的なトラブルというと直ぐに思い浮かぶのは相続問題や交通事故かもしれませんが、普段の生活の中にも意外とトラブルは転がっているものです。LINEやFacebook、アルバイト先や友人関係、あなたにも思い当たることのあるのではないですか？では、これが大きなトラブルに発展したとき、法はどのような解決方法を用意しているのでしょうか？この講義で一から一緒に学んでいきましょう。</p> |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 民事裁判の流れとともに、基本的な法律用語や裁判例を理解し、自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 新聞やニュースで目にする民事裁判の内容を理解し、他人に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。 身近な人が法的なトラブルに巻き込まれたときに、どのような解決方法があるか選択肢を提示するなどアドバイスができるようになることを目指します。 | |

| | | | |
|-------|-----------------|------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス（民事訴訟法入門） | 配布レジュメを復習すること |
| | 2 | 民事紛争の調整手続① | テキスト第1章Ⅰを読むこと |
| | 3 | 民事紛争の調整手続② | テキスト第1章Ⅰを読むこと |
| | 4 | 民事訴訟法の沿革 | テキスト第1章Ⅲを読むこと |
| | 5 | 民事訴訟の基本的な流れ | テキスト第2章を読むこと |
| | 6 | 訴訟手続の登場人物 | テキスト第2章を読むこと |
| | 7 | 訴状の記載事項・訴えの三類型 | テキスト第2章Ⅰを読むこと |
| | 8 | 訴訟物・請求の特定① | テキスト第2章Ⅰを読むこと |
| | 9 | 訴訟物・請求の特定② | テキスト第2章Ⅰを読むこと |
| | 10 | 訴えの利益① | テキスト第3章Ⅰを読むこと |
| | 11 | 訴えの利益② | テキスト第3章Ⅰを読むこと |
| | 12 | 当事者の概念・当事者能力 | テキスト第2章Ⅲを読むこと |
| | 13 | 当事者適格・訴訟担当① | テキスト第2章Ⅲを読むこと |
| | 14 | 当事者適格・訴訟担当② | テキスト第2章Ⅲを読むこと |
| | 15 | 前半の総復習 | 講義・配布レジュメを復習すること |
| | 16 | 訴訟能力・訴訟上の代理人① | テキスト第2章Ⅲを読むこと |
| | 17 | 訴訟能力・訴訟上の代理人② | テキスト第2章Ⅲを読むこと |
| | 18 | 民事裁判権 | テキスト第2章Ⅱを読むこと |
| | 19 | 裁判管轄① | テキスト第2章Ⅱを読むこと |
| | 20 | 裁判管轄②・移送 | テキスト第2章Ⅱを読むこと |
| | 21 | 送達・訴え提起の効果 | テキスト第2章Ⅰを読むこと |
| | 22 | 審理の具体的な流れ | テキスト第3章を読むこと |
| | 23 | 口頭弁論の諸原則 | テキスト第3章Ⅱを読むこと |
| | 24 | 弁論主義① | テキスト第3章Ⅱを読むこと |
| | 25 | 弁論主義②・釈明権 | テキスト第3章Ⅱを読むこと |
| | 26 | 職権進行主義・争点整理手続 | テキスト第3章Ⅱを読むこと |
| | 27 | 証拠調べ手続① | テキスト第3章Ⅲを読むこと |
| | 28 | 証拠調べ手続② | テキスト第3章Ⅲを読むこと |
| | 29 | 自由心証主義・証明責任 | テキスト第3章Ⅲを読むこと |
| 30 | 全体の総復習 | テキスト第4章を読むこと | |
| 31 | 期末試験または最終レポート課題 | 講義・配布レジュメを復習すること | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第7版)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣) 参考文献：安西明子・安達栄司・村上正子・畑宏樹著『民事訴訟法(第2版)』有斐閣ストゥディア(有斐閣) 川嶋四郎・笠井正俊編著『はじめての民事手続法』(有斐閣) 上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣) 中島弘雅・岡伸浩編著『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務)</p> <p>資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判に関心を持って受講してもらうことが重要なので、民法(物権法・債権総論・債権各論)、商法(商法総則・会社法)、裁判法に関心があり、それらの科目を事前又は並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をします。毎回は忘れずに持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項はパワーポイントで示したり、板書したりしますので、講義中は集中してノートを取るようになしてください。なお、スマホ等でモニターや黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。 |
| | <p>評価</p> <p>リアクションペーパー・小課題(60%)・期末試験または最終レポート課題(40%)の成績で評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>民事裁判の基本的な流れを理解したら、次は、民事訴訟手続の関連科目に当たる「民事執行法」や「倒産法Ⅰ(破産法)」「倒産法Ⅱ(民事再生法)」を受講してみましょう。</p> |

| | | | | |
|--------|------|------|-----------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民法総則 | 前期 | 月1・木1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 山下 良 | 1年 | ryamashita@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい この授業では、民法の「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。 | メッセージ 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。 |
| | 到達目標 人の私生活についての基本法である民法の、基礎的な知識を身につける。 | |

| | | | |
|-------|----------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、民法とはどのような法律か | テキスト、六法を準備すること |
| | 2 | 民法の意義 | テキスト4～11ページ |
| | 3 | 民法の法源と解釈 | テキスト11～18ページ |
| | 4 | 民法の基本原則 | テキスト9ページ |
| | 5 | 私権行使の原則 | テキスト20～32ページ |
| | 6 | 権利の主体① 権利能力の始期 | テキスト33～34ページ |
| | 7 | 権利の主体② 胎児の権利能力 | テキスト34～35ページ |
| | 8 | 権利の主体③ 権利能力の終期 | テキスト35～39ページ |
| | 9 | 権利の主体④ 法人 | テキスト59～73ページ |
| | 10 | 権利の主体⑤ 法人の機関と権利能力 | テキスト73～95ページ |
| | 11 | 意思能力と行為能力 | テキスト40～42ページ |
| | 12 | 制限行為能力者① 未成年者 | テキスト43～45ページ |
| | 13 | 制限行為能力者② 成年被後見人 | テキスト45～47ページ |
| | 14 | 制限行為能力者③ 被保佐人 | テキスト47～50ページ |
| | 15 | 制限行為能力者④ 被補助人 | テキスト50～55ページ |
| | 16 | 中間試験までのまとめ | 中間試験までのまとめ |
| | 17 | 中間試験 | 中間試験 |
| | 18 | 権利の客体① 物 | テキスト102～103ページ |
| | 19 | 権利の客体② 物の分類 | テキスト103～106ページ |
| | 20 | 法律行為① 法律行為の種類と有効要件 | テキスト107～110ページ |
| | 21 | 法律行為② 心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤 | テキスト122～146ページ |
| | 22 | 法律行為③ 詐欺、強迫 | テキスト146～151ページ |
| | 23 | 条件、期限、期間 | テキスト175～181ページ |
| | 24 | 代理① 代理制度の意義 | テキスト182～183ページ |
| | 25 | 代理② 代理行為の要件 | テキスト184～197ページ |
| | 26 | 代理③ 無権代理 | テキスト204～217ページ |
| | 27 | 代理④ 表見代理 | テキスト217～238ページ |
| | 28 | 時効① 時効制度の意義 | テキスト243～254ページ |
| 29 | 時効② 取得時効と消滅時効 | テキスト284～300ページ | |
| 30 | 時効③ 時効の完成猶予と更新 | テキスト268～284ページ | |
| 31 | 期末試験 | 期末試験 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など 山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第4版〕』（有斐閣、2018年10月）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p> |
| | <p>評価 中間試験（50%）と期末試験（50%）によって評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法 I | 前期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 3年 | imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>現代社会では、多くの人々は、労働者として企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行することで生活の糧を得ている。このような労働関係を規制する法律を総称して労働法というが、この講義では、労働法のうち雇用関係法と呼ばれる分野について、その基本的内容と理論、そして問題点について習得することを目的とする。</p> | <p>講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、アルバイトをしている学生は、自分がどんな契約の下で働いているか調べてみることを目標とする。</p> |
| 到達目標 | <p>労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題に関して、どのような法規制が行われているかについて学ぶ。具体的には、労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法などがどのような規制を行っているか、その規制方法と規制内容について基本的な知識を身につけることを目標とする。</p> | |

| | | | |
|-------|---------------|----------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 総論①（雇用関係法とは何か） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 3 | 総論②（雇用関係法の適用対象） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 4 | 労働契約①（労働契約の権利義務） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 5 | 労働契約②（契約期間） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 6 | 労働契約③（就業規則） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 7 | 労働契約④（就業規則の不利益変更） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 8 | 労働憲章と均等待遇①（労働憲章） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 9 | 労働憲章と均等待遇②（均等待遇） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 10 | 採用と人事①（採用内定） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 11 | 採用と人事②（昇格・降格） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 12 | 採用と人事③（配転・出向） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 13 | 賃金①（賃金支払の原則） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 14 | 賃金②（賞与・退職金） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 15 | 賃金③（休業手当） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 16 | 労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 17 | 労働時間・休憩・休日②（時間外労働） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 18 | 労働時間・休憩・休日③（休憩・休日） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 19 | 労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 20 | 安全衛生・労災補償①（安全衛生） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 21 | 安全衛生・労災補償②（労働災害） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 22 | 安全衛生・労災補償③（労災補償の認定） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 23 | 職場規律と懲戒①（職場規律） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 24 | 職場規律と懲戒②（懲戒） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 25 | 雇用関係の終了①（退職） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 26 | 雇用関係の終了②（解雇） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 27 | 非典型雇用①（有期契約） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 28 | 非典型雇用②（パートタイム労働） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 29 | 非典型雇用③（派遣労働） | レジュメを参照して予習・復習 |
| 30 | 雇用関係の紛争解決システム | レジュメを参照して予習・復習 | |
| 31 | 期末試験 | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： ・山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>私たちが生活の糧を労働を通じて得ようとする以上、労働関係をめぐるさまざまな問題に直面する可能性を完全に排除することはできない。そのような問題に直面した際に、自分が労働者としてどのような権利を持ち、どのような保護を受けることができるのかを知ることは、自分の身を守るためにも非常に重要である。将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅱ、社会保障法</p> |

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法Ⅱ | 後期 | 火1・金1 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 3年 | imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を一般的に労使関係と称するが、日本国憲法は、28条において労働基本権を保障し、また、これを具体化した法律として労働組合法および労働関係調整法がある。この講義では、これら憲法および法律について学び、労使関係に関する基本的な知識を身につけることを目的とする。 | 講義に当たっては各單元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、労働組合という組織になじみのない受講生が多数だと思われるが、会社との関係で労働者が一致団結することによりどのような効果があるかを想像しながら受講して欲しい。 |
| 到達目標 | 憲法28条の保障する団結権、団体交渉権、団体行動権についてその具体的な保障内容を理解した上で、労働組合法および労働関係調整法の基本的な知識を修得することにより、労働者の結成する労働組合の目的や社会の中で果たす役割について理解を深めることを目標とする。 | |

| | | | |
|-------|--------------------|--------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 労働基本権①（労働基本権の歴史） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 3 | 労働基本権②（労働基本権の意義） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 4 | 労働基本権③（労働基本権保障の内容） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 5 | 労働基本権④（労働基本権の制限） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 6 | 労働組合①（労働組合の機能と形態） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 7 | 労働組合②（労働組合の内部運営） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 8 | 労働組合③（労働組合の組織変動） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 9 | 労働組合④（組合活動(1)） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 10 | 労働組合⑤（組合活動(2)） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 11 | 団体交渉①（団体交渉の意義と形態） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 12 | 団体交渉②（団体交渉の当事者） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 13 | 団体交渉③（団体交渉の手続・態様） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 14 | 団体交渉④（団交拒否の救済） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 15 | 労働協約①（労働協約の意義） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 16 | 労働協約②（労働協約の法的性質） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 17 | 労働協約③（労働協約の一般的拘束力） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 18 | 労働協約④（労働協約と労働条件変更） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 19 | 争議行為①（争議行為の概念） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 20 | 争議行為②（争議行為の正当性） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 21 | 争議行為③（争議行為と賃金） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 22 | 争議行為④（争議行為と責任追及） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 23 | 争議行為⑤（使用者の争議対抗行為） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 24 | 争議行為⑥（争議調整） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 25 | 不当労働行為①（不当労働行為とは） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 26 | 不当労働行為②（不当労働行為の主体） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 27 | 不当労働行為③（不当労働行為意思） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 28 | 不当労働行為④（不利益取扱） | レジュメを参照して予習・復習 |
| | 29 | 不当労働行為⑤（支配介入） | レジュメを参照して予習・復習 |
| 30 | 不当労働行為⑥（不当労働行為の救済） | レジュメを参照して予習・復習 | |
| 31 | 期末試験 | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て</p> <p>私たちが生活の糧を労働を通じて得ようとする以上、労働関係をめぐるさまざまな問題に直面する可能性を完全に排除することはできない。そのような問題に直面した際に、自分が労働者としてどのような権利を持ち、どのような保護を受けることができるのかを知ることは、自分の身を守るためにも非常に重要である。将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート提出10%、平常点10%で総合的に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、社会保障法</p> |